

5分でわかる

第19版

情報教育

Q & A

学習の基盤となる
資質・能力である
情報活用能力の
育成を進めよう！

学習指導要領

キャリア在り方
生き方教育

プログラミング教育

情報活用能力

情報モラル

GIGA 端末の
活用



5分でわかる情報教育Q&A改訂第19版の発行にあたって

情

報社会を生き抜く子どもたちのために ～予測困難な時代を生き抜くために必要な力～

急速な情報化や技術革新による社会的変化の影響が、身近な生活を含めて社会のあらゆる領域に及んでいる中、令和元年12月には国からGIGAスクール構想の推進が打ち出されました。川崎市においても令和3年4月からかわさきGIGAスクール構想が始まり、Step3「各教科等の学びが、他教科等や生活につながることで、社会課題の解決や一人一人の夢の実現に活かす」の段階へと進んでいます。社会ではオンラインの活用等が急速に進み、GIGA端末を含め、コンピュータやスマートフォン等を活用し、インターネットを介した情報共有は今や日常のこととなっています。また、生成AIの登場によって、子どもたちの成長を支える教育の在り方や教育データの利活用等もさらに変化していくことが予想されます。

世の中の変化とともに情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために「情報活用能力」は、予測困難な時代の社会を生き抜く子どもたちが身に付ける力であり、それを指導していく力が教員に求められています。

5

分でわかる情報教育Q&Aの発行

冊子発行のきっかけは、平成19年3月に作成した「5分でわかる情報モラルQ&A」です。「情報モラル教育は難しい、専門知識がない、資料が見つからない」という先生方の声に応え、「いつでも、どこでも、だれでも」情報モラル教育について学べる冊子を目指しました。その後、川崎市立学校におけるGIGAスクール構想の推進など情報教育の充実に向け、社会の変化や情報化の進展に対応できるよう内容を見直し、毎年改訂を続けています。平成28年4月からは、タイトルを「5分でわかる情報教育Q&A」と改めて発行してきました。

タイトルにある「5分でわかる」には、この冊子を5分で理解するのではなく、日々忙しい先生方が「今、必要な情報の1つ」を「5分で指導に役立てることができる」ようにという思いを込めています。

今年度は、令和7年度に話題となった内容を「特集版」としてピックアップしました。日々の授業やその準備などに幅広く役立ててください。

G

GIGA端末を活用しながらの情報モラル教育を目指して

今回の改訂でも、かわさきGIGAスクール構想の今を考慮し、これまでの内容を見直すとともに、令和4年度に総合教育センターで行われた情報モラル研究の内容等をベースとした令和7年度の最新事例を掲載するようにしています。まず、目次の項目から掲載内容を確認の上、日常の学習活動の教材研究やトラブル時の対応等で、この冊子を活用してください。先生方の情報教育における指導力の向上にお役立てください。

Q&A 活用方法について

Q&A は一つの質問について1～2ページにまとめる形にし、情報教育について先生方が短時間で理解できるようにしました。

Q&A はインターネットでの公開を前提としています。多くの先生方の参考資料になってほしいこと、内容を状況に応じて変更できること、新しい質問に対する回答を随時増やしていけることなどの理由からです。本資料はまだまだ未完成なものです。Q&A を多方面の方々に見いただき、ご意見をいただきながらより確かなものにしていきたいと考えております。

令和8年3月

川崎市総合教育センター
情報・視聴覚センター

おらせ

「特集版」の活用について

情報活用能力（情報モラルを含む）は、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用し、他者と協働しながら新たな価値を創造する力であり、ますます重要となっています。

学習の基盤となる資質・能力のひとつである情報活用能力は、学習の場を捉えて意識的に育んでいくことが大切です。第19版では、情報活用能力の育成に関わる内容や情報セキュリティに関する内容について、令和7年度に話題になった内容を特集版（別冊）として作成しました。

特集① 生成 AI と情報モラルについて

～将来的に生成AIを使用した学習活動が当たり前になる前に必要なこととは？～

特集② SNS と情報モラルについて

～インターネットでの問題点や課題点を子どもに伝達するには？～

特集③ 可搬媒体の考え方について

～情報資産の管理について今後はどのように考えていけばいいの？～

特集④ 情報セキュリティについて

～情報セキュリティの考え方や注意点とは？～

特集⑤ 著作権について

～令和2年度に改正された著作権法35条、授業目的の複製とは？～

特集⑥ リース機器の管理について

～学校の情報機器はどのようにして管理・運用するのが正しいの？～

参考 教職員の ICT 活用指導力について

～教職員の ICT 活用指導力とは？～

1 短時間の研修等で



GSL（かわさき GIGA スクール構想推進教師）や情報教育担当者を中心として5分程度の時間で、「特集」をはじめとした本冊子の内容についてポイントを絞って紹介をすると効果的です。特に、情報活用能力の育成について年度始めに全教職員で確認したり、情報セキュリティの再確認を行ったりして、子どもたちの情報を大人が守るという意識を向上させ、各教科等には情報活用能力の育成につながるねらいや内容が含まれていることを共有する機会を作ることは大切です。

2 校内研修会等で（例）



情報活用能力とは何か。情報モラル教育とはどのように進めていくのか。授業等を通しての情報モラル教育の考え方（かわさき GIGA スクール構想が進んできて見えてきたことを含めて）を共有し、「判断力の育成」に向けて学校全体で取り組みます。

具体的な指導例を参考にしながら、ICTを活用したキャリア在り方生き方教育の進め方やプログラミング教育についても確認しましょう。学校全体で今一度考える機会を作ってください。

オンライン指導等も活用が進んでいる現在、著作権法についての最新情報を知ることによって、自信をもって意欲的に指導等に取り組むことができるようになります。

目 次

| 項 目 | ページ |
|---|-------|
| 5分でわかる情報教育Q&A【第19版】の発行にあたって | |
| 「特集ページ」の活用方法について | |
| 目 次 | 1-2 |
| 1 情報教育 | |
| 01 学習指導要領における情報教育と教育の情報化について教えてください。 | 3 |
| 02 「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針」とは？ | 4 |
| 03 「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針」には、具体的にどのようなことが記されているのですか？ | 5 |
| 04 情報活用能力とはどのようなものですか？ | 6-7 |
| 05 小学校におけるプログラミング教育は、必ず取り組むべきことですか？ | 8 |
| 06 プログラミング教育について、どのような取り組みを考えているの？ | 9 |
| 07 キャリア在り方生き方教育とICT活用は、どのような関わりがありますか？ | 10-11 |
| 08 インターネットを利用する上で、どんなことを子どもたちに伝えればよいですか？ | 12 |
| 09 ウェブサイトに書かれている情報が正しいか正しくないかを見分ける方法がありますか？ | 13 |
| 10 インターネットを利用して授業を行うポイントはどんなことですか？ | 14 |
| 11 小学校におけるプログラミング教育とはどのようなものですか？ | 15 |
| 12 情報教育のカリキュラム作成にあたって参考になることはありますか？ | 16 |
| 13 市立学校における生成AIの利用が業務利用から始まったのはなぜですか？ | 17 |
| 14 市立学校では生成AIを使ってもよいのですか？ | 18 |
| 2 情報モラル教育 | |
| 01 「情報モラル教育」情報社会を生き抜く判断力育成のポイント「川崎市の情報モラル教育」とは？ | 19-20 |
| 02 情報モラル教育を行う上でのポイントはどんなことですか。 | 21 |
| 03 学習指導要領での情報モラルの取り扱いはどうなっていますか。 | 22-23 |
| 04 「特別の教科 道徳」で情報モラルを取り扱う際のポイントは何ですか。 | 24 |
| 05 情報モラルの年間カリキュラムはどのように立てればよいですか。 | 25 |
| 06 川崎市で多い情報モラルのトラブルとその傾向と対策を教えてください。 | 26 |
| 07 ネット犯罪に巻き込まれないように指導するポイントはどんなことですか。 | 27 |
| 08 児童生徒の不適切な画像掲載についてニュースで聞きました。学校では、どのように指導すればよいのですか。 | 28-29 |
| 09 児童生徒、保護者に向け情報モラル教育を行う方法には、どんなものがありますか。 | 30 |
| 10 インターネット依存には、どのような種類があるのですか。その予防法はありますか。 | 31 |
| 11 教員が情報モラル教育について学ぶにはどんな方法がありますか。 | 32 |
| 12 児童生徒主体の情報モラルの活動にはどのようなものがありますか。 | 33 |
| 13 ネット上のトラブルの相談機関を教えてください。 | 34 |
| 14 ネットトラブル発生時の対応には、どんなポイントがありますか。 | 35 |
| 15 SNSを利用するための年齢制限について教えてください。 | 36 |
| 16 学習場面においてGIGA端末で、「共有する」よさや注意することを教えてください。 | 37-38 |
| 3 インターネット・SNS | |
| 01 「子どもに見せたくないウェブサイトがあるのでフィルタリングをかければ安全ですか？」と保護者に聞かれました。どう答えたらよいのでしょうか。 | 39 |
| 02 掲示板に個人に対する悪口が書き込まれていました。消してもらうにはどうすればよいですか。 | 40 |
| 03 SNSの利用について、子どもたちに指導する際のポイントや具体例はどんなものがありますか。また川崎市の方針はありますか。 | 41 |
| 04 中学校の部活動などを始め、生徒との連絡に私的に利用している通話アプリケーション（LINE等）やメールを使うことは可能ですか。 | 42 |
| 05 SNS上での迷惑、出会いを求める、なりすまし、誹謗中傷等のメッセージへの対処について教えてください。 | 43 |
| 06 メール添付ファイルを開いたところ、「会員登録がされました。入会金を振り込んでください」と表示が出てきました。どうすればよいですか。 | 44 |
| 4 携帯機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機など） | |
| 01 子どもが携帯機器を持つ前に、教員として保護者に伝えたいことは何ですか。 | 45 |
| 02 ゲーム機、キッズ用携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤーなどの特徴と、使う際に気を付ける点は何かですか。 | 46 |
| 03 スマートフォン（携帯電話、ゲーム機も含む）のマナーやルールについての指導に役立つ資料や具体例などを教えてください。 | 47 |
| 04 最近のネットいじめの傾向と対処について教えてください。 | 48 |
| 05 携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みについて、川崎市の規定はありますか。 | 49 |

| 項 目 | | ページ |
|-------------------------------------|--|--------|
| 5 情報セキュリティ・個人情報 | | |
| 01 | 学校で扱う個人情報とは、どのような種類に分かれますか。 | 50 |
| 02 | 学校のコンピュータで個人情報を取り扱うときに気を付けるポイントはどんなことですか。 | 51 |
| 03 | 教室前の廊下に遠足の写真を掲示したいと思いますが、個人情報の関係で問題にはならないですか。 | 52 |
| 04 | 個人情報保護の観点から、卒業アルバム作成で気を付けることはありますか。 | 53 |
| 05 | 研究授業等で撮影した写真やビデオを研究発表で使用する際に気を付けるポイントはどんなことですか。 | 54 |
| 06 | X (旧Twitter) やLINEなどに流出した情報を消去・回収する方法を教えてください。 | 55 |
| 07 | 悪ふざけしている写真を撮影し、インターネット上に匿名で公開したのに個人が特定されてしまうのはなぜですか。 | 56 |
| 08 | GIGA端末を使って、先生方が日々の業務を効率化することはできますか？ | 57-58 |
| 6 著作権 | | |
| 01 | 著作権について児童生徒に教えるポイントはどんなことですか。 | 59 |
| 02 | 子どもや教員、保護者が陥りやすい著作権法違反はどんなことですか。 | 60 |
| 03 | 本校の新聞記事をコピーして職員に配付したり、コピーして玄関先の掲示板に貼ったりしても問題ありませんか。 | 61 |
| 04 | 学校で人気キャラクターを使う場合に注意しなければいけないことは何ですか。 | 62 |
| 05 | 合唱コンクールの練習のために市販の楽譜をコピーして配布してもよいですか。 | 63 |
| 06 | 録画した放送番組を授業で活用したり、校内放送で音楽CDを流したりしてもよいですか。 | 64 |
| 07 | 学校行事をビデオ撮影しました。学年生徒分をDVDにコピーして配付してもよいですか。 | 65 |
| 08 | 本の表紙や本に載っている文章の一部を学校便りやウェブサイトに掲載する場合は、必ず許諾を得なければなりませんか。 | 66 |
| 09 | 学校・研究会（研究部会）ウェブサイトを開発するとき、自分で撮った写真は掲載してもよいですか。 | 67 |
| 10 | 学校・研究会（研究部会）ウェブサイトを開発するとき、必ず事前にチェックすることは何ですか。 | 68-69 |
| 11 | 双方向のWeb会議システムで、オンラインによる学習を進めたいです。著作権については、どこまで許諾が必要ですか？ | 70-71 |
| 7 機器管理 | | |
| 01 | 第7章「機器管理」は学校内のシステムに関する項目であるため、インターネットには掲載をいたしません。川崎市の教職員の方で、ご覧になりたい方は校務用イントラネット内にデータを掲載しておりますのでそちらをご覧ください。 | 72 |
| 02 | | 73 |
| 03 | | 74 |
| 04 | | 75 |
| 【参考資料】 | | 76 |
| 情報モラル教育に役立つデータ一覧 令和7（2026）年度版 | | 77 |
| 情報活用能力を育成するカリキュラムを作りましょう | | 78 |
| 情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧 | | 79-86 |
| 情報活用能力を育成するために「チェックリスト2023」を活用しましょう | | 87 |
| 情報活用能力チェックリスト2023 整理表 | | 88-90 |
| 小学校プログラミング教育資料 | | 91-97 |
| 情報モラル教育年間指導内容「どこで表」の活用方法について | | 98 |
| 情報モラル教育年間指導内容「どこで表」 | | 99-102 |
| 情報モラル教育研修講座・講演会等の連絡先一覧 | | 103 |

1 情報教育01

Q 学習指導要領における情報教育と教育の情報化について教えてください。

キーワード：学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成

A 将来の予測が難しい社会を生きる子どもたちには、答えの決まった課題に向かう学習だけでなく、様々な課題に主体的に向き合い、他者と適切にコミュニケーションを取りながら深く考え、新たな価値を創造することが求められています。こうした中、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階を通して体系的に育んでいくこと（情報教育）の重要性が高まっています。新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力や問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として育成していくこととしています。

《解説》

●情報活用能力は資質・能力の三つの柱に沿って次のように整理されています

| | |
|---|--|
| <p>i) 知識・技能 (何を理解しているか、何ができるか)</p> | <p>制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 ・情報と情報技術を活用して問題を発見・解決するための方法についての理解 ・情報社会の進展とそれが社会に果たす役割と及ぼす影響についての理解 ・情報に関する法・制度やマナーの意義と情報社会において個人が果たす役割や責任についての理解 |
| <p>ii) 思考力・判断力・表現力等 (理解していること・できることをどう使うか)</p> | <p>様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉える力 ・問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力（相手や状況に応じて情報を適切に発信したり、発信者の意図を理解したりすることも含む） ・複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだしたり、自分の考えを深めたりする力 |
| <p>iii) 学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)</p> | <p>情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を多面的・多角的に吟味しその価値を見極めていこうとする態度 ・自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする態度 ・情報モラルや情報に対する責任について考え行動しようとする態度 ・情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度 |

●今後の情報教育に向けて注目すべき視点

日常的な ICT 活用

これまで行われてきた教育がより効果的・効率的に実施されるという側面だけでなく、探究的な学習の中で、学習者が日常的に ICT を活用することにより、より深い学びにつなげるという視点が重要です。

P.12~13 参照

「主体的・対話的で深い学び」での ICT 活用

子どもたちに情報技術を手段として活用できる力を育むためにも、学校において日常的に ICT を活用できるような環境づくりが求められています。

P.14 参照

プログラミング教育

将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むプログラミング教育の実施が求められています。小学校段階から行います。

P.15 参照

1 情報教育02

Q 「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針」とは？

A 変化の激しい時代に柔軟に対応しながら市立学校における教育DXを進めていくための基本的な考え方と方向性を整理するものです。

キーワード：教育DX 教育の情報化

本市の状況の変化と考え方

本市では、平成18年3月に『「教育の情報化」5か年計画』を策定して以来、定期的に計画を見直ししながら、教育の情報化を推進し、ICT環境の整備に取り組んできました。

平成24年3月には「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」の第1期計画が策定されました。平成29年から令和3年度までの取組を示した第2期計画の期間中である令和2年度末には、コロナ禍に対応するために前倒しでGIGA端末が導入され、児童生徒の学びに大きく影響を与えたため、令和4年度から7年度までの第3期計画では、GIGA端末が計画の中心となりました。

令和8年度から11年度までの方針を検討するに当たっては、GIGA端末だけでなく、急速に進展し、子どもの学びに大きく影響する生成AIやデータ利活用、重要性が高まるセキュリティも、各取組を検討する際に不可欠な要素となります。単にデジタル機器やクラウドサービスを導入するだけでなく、それらを有機的に連携させた活用により、GIGA端末を活用した学びの質の向上をめざすとともに、教職員の業務を効率化することで、教育の在り方そのものをより良い形に変えていく「教育DX」の取組を進めていくことがより一層必要となりますので、名称を「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針」と改め、その中で、変化の激しい時代に柔軟に対応しながら市立学校における教育DXを進めていくための基本的な考え方と方向性を整理しています。

教育の情報化推進計画策定の背景となる国の動向

文部科学省は、学校教育の情報化の推進に関する施策の計画を定めることを努力義務としています。また、その他、次の国の動向についても注視し策定されています。

(1) 学習指導要領

「児童・生徒の発達の段階を考慮し、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」

(2) GIGAスクール構想（令和元年12月）

1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現
⇒本市では「かわさきGIGAスクール構想」として、令和3年4月から本格的に1人1台端末の活用がスタート

(3) 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中教審答申）（令和3年1月）

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実

(4) 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改訂（令和4年3月）

1人1台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するとともに、児童生徒端末と教員用端末から得られる各種教育データを効果的に活用して教育の質的改善を図る。

(5) 教育データの利活用等

「デジタル教科書」「CBTシステム（MEXCBT）」「学習eポータル」等の活用の推進（「教育再生実行会議第十二次提言」令和3年6月）

1 情報教育03

Q 「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針」には、具体的にどのようなことが記されているのですか？

A 社会のデジタル化が進展する中で、これまで「かわさき GIGA スクール構想」で推進してきた「子どもの学び」と、それを支える「教職員の業務効率化」及び「教育DX推進のための ICT 基盤整備」の3つの観点とそれを支える11の項目を設定しています。

キーワード：子どもの学び 教職員の業務効率化 ICT 基盤整備



| 観点 | 項目 | |
|------------------------------|----|---------------------------------|
| 子どもの学び (かわさき GIGA スクール構想) | 1 | 児童生徒によるデータ利活用の推進 |
| | 2 | 情報活用能力（情報モラル及び生成 AI の利活用を含む）の育成 |
| | 3 | 多様な学びにあわせたしくみの実現 |
| | 4 | デジタルコンテンツの活用推進 |
| 教職員の業務効率化 | 5 | 教職員によるデータ利活用の推進 |
| | 6 | クラウドツールの活用推進 |
| | 7 | 生成 AI の活用による業務支援 |
| | 8 | クラウド型校務支援システムの整備 |
| 教育DX推進のための ICT 基盤整備 | 9 | G I G A 端末の着実な更新 |
| | 10 | 強固なアクセス制御環境の構築と端末及びネットワークの統合 |
| | 11 | レジリエンスの確保 |

「かわさき GIGA スクール構想」については、本方針に包含することとし、上表に示す「子どもの学び」の観点の4項目の方向性に基づき、取組を進めていくこととしています。

1 情報教育 04

Q 情報活用能力とはどのようなものですか？

A 世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。

キーワード：情報活用能力 情報教育

情報活用能力をより具体的に捉えると、学習活動の中で必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集したり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力です。さらに、このような学習活動をする上で必要になる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。



情報活用能力の資質・能力の三つの柱については、1 情報教育01 (P.11~P.12)に詳しく説明しています。

Q 具体的にはどのようなことを指導すればよいですか？

A 「川崎市版情報活用能力チェックリスト」を参考にしてください。

情報活用能力は学習活動の様々な場面で多様に発揮される力であり、意識して指導をしないととらえるのが難しい力です。「川崎市版情報活用能力チェックリスト 2023」は、児童生徒が自らの情報活用能力について自己評価して、めあてを考えるために作成されたものですが、教員が情報活用能力について指導する内容を具体的に考えるときに役立ちます。

巻末資料 P.87~P.90 参照

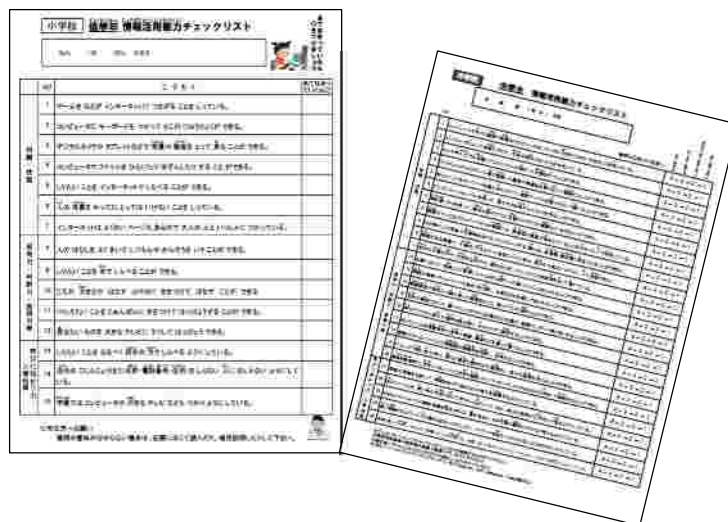
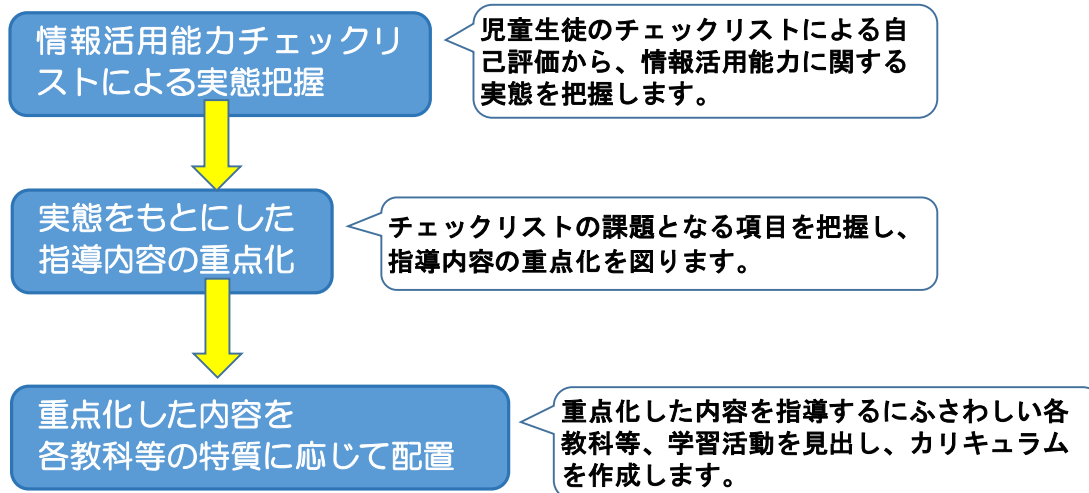
学習指導要領等では、改定のポイントとともに具体的な内容として次のことを挙げています。

| | | |
|------|--|---|
| 小学校 | 文字入力など 基本的な操作を習得 、新たに プログラミング的思考 を育成 | <ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じてキーボード入力の習得が求められています。 プログラミング教育は、5年算数、6年理科に明示されています。(P.7~8参照) |
| 中学校 | 技術・家庭科（技術分野）において プログラミング、情報セキュリティ に関する内容を 充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶこととなります。 |
| 高等学校 | 情報科において 共通必修教科目「情報Ⅰ」 を新設、 全ての生徒 がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習 | <ul style="list-style-type: none"> 選択科目「情報Ⅱ」は、「情報Ⅰ」で培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを活用、あるいはコンテンツを創造する力を育成します。 |

Q 情報活用能力のカリキュラムはどのように作ればよいですか？

A まず、情報活用能力チェックリストから児童生徒の実態をとらえ、指導内容を重点化するところから始めましょう。

情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力等とともに学習の基盤となる資質・能力であることから、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることになります。そのため、学校ごとに異なるカリキュラムとなります。情報活用能力のカリキュラムを作成するには、次のような手順を進めるとよいでしょう。



「情報活用能力の体系表例」が文部科学省の情報教育の推進等に関する調査研究から出されています。

次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」
【トップメニュー】
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1400796.htm
【情報活用能力の体系表例】
https://www.mext.go.jp/content/20201002-mxt_jogai01-100003163_1.pdf

1 情報教育 05

Q 小学校プログラミング教育は、必ず取り組むべきことですか？

A 学習指導要領の中で、取り組むことが明記されています。

キーワード：プログラミング教育 学習指導要領 情報教育

平成 29 年 3 月に告示された小学校の学習指導要領総則では、「各教科等の特質に応じて、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施すること」と明記されています。また、「算数」「理科」「総合的な学習の時間」の学習指導要領解説では、プログラミングを行う学習場面が例示されています。さらに中学校、高等学校においても、現行学習指導要領よりも、取組がより明確に示されています。

また、文部科学省は、学習指導要領で示している小学校段階のプログラミング教育について基本的な考え方などをわかりやすく解説したものとして、平成 30 年 3 月に「小学校プログラミング教育の手引（第一版）」を公表しました。この手引については、同年 4 月に各学校の情報教育担当者が集まる「情報教育学校担当者会」において小学校の担当者に配付しました。この手引の中では下の表のように、小学校のプログラミングに関する学習活動を A～D の 4 つに分類し、取り組むべき優先度を整理し明記されています。とりわけ A 分類のもの（「算数 5 年『図形』」「理科 6 年『電気』」「総合的な学習の時間」）については「学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの」とし、取り組む必要性が明確になっています。さらに、説明の充実や指導例が追加された「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」が令和 2 年 2 月に公表され、より充実した手引となっています。

| | |
|---|--|
| A | 学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの |
| B | 学習指導要領に例示されていないが、学習指導要領に示されている各教科等の内容を指導する中で実施するもの |
| C | 教育課程内で各教科等とは別に実施するもの |
| D | クラブ活動など、特定の児童を対象として、教育課程内で実施するもの |
| E | 学校を会場とするが、教育課程外のもの |
| F | 学校外でのプログラミングの学習機会 |

小学校プログラミング教育の手引（第三版）

P25 「算数 5 年『図形』」

P26 「理科 6 年『電気』」

P27 「総合的な学習の時間」

A～Dは、**教育課程内**での活動

E～Fは、**教育課程外**での活動

上の表を見てわかるように、小学校段階におけるプログラミング教育は、教育課程内だけを想定したものではありません。例えば川崎市の場合「E.学校を会場とするが、教育課程外のもの」として「地域の寺子屋事業」で行っている事例もあります。このように小学校段階におけるプログラミング教育は、新学習指導要領の大切な考えの一つである「社会に開かれた教育課程」の考えも色濃く反映されています。

1 情報教育 06

Q プログラミング教育について、どのような取組を考えているの？

A 市立学校のICT環境の中で、実践可能な学習活動について整理し、各小学校で着実に取り組めるよう資料等を準備しています。

キーワード：小学校プログラミング教育 情報教育

平成30年度に、総合教育センター情報教育研究会では、長期研究員を中心としてプログラミング教育についての研究を行いました。その成果の1つとして、川崎市立学校のICT環境の中で、実践可能な学習活動を整理することができました。

川崎市における小学校プログラミング教育に関する学習活動の整理表（案）

| 学年 | 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|---|----|--|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|---------------------------------|
| 6 | | | 特別活動(1) 【かわさき共生 * 共有プログラム】 [第3~6学年] | | | | | | | | | | 理科(2) A 物質・エネルギー(4) 電気の利用 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | 算数(1) B 図形(1) 正多角形 |
| 4 | | | 仲間づくり 「みんなで楽しい水族館を作ろう！」 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | |

総合的な学習の時間(3) [第4~6学年]
※国際理解、情報、環境、福祉・健康、地域の人の暮らし、伝統と文化、児童の興味・関心に基づく課題等
を探究課題に設定した学習場面

クラブ活動 [第4~6学年] ※コンピュータクラブ等

コンピュータを用いて
プログラミング的思考を
育む学習活動

コンピュータを用いずに
プログラミング的思考を
育む学習活動

() プログラミング的思考の育成に
資する単元等の授業時間

具体的に、次のような順番で取り組むことが有効だと考えられます。

1. かわさき共生*共有プログラム「みんなで楽しい水族館を作ろう！」(小学校3年生~)

プログラミング教育を始めるための初期指導だと考え取り組むことが大切です。子どもたちだけでなく、指導する教師も初めてという場合には、なおさら有効です。子供たちとともに、プログラミング教育の第1歩を踏み出す、良い教材となっています。この活動を経験することが、必修である「算数5年 図形」や「総合的な学習3~6年」に円滑な取り組みにつながっていきます。

2. 算数「図形 正多角形」(小学校5年生)

算数の正多角形の学習内容を習得した上で取り組むことが有効だとされています。教材としては、Web教材である教育出版「小学校算数プログラミング教材」や、プログル「授業で使えるプログラミング教材」などが有効です。

3. 理科「物質・エネルギー(4) 電気の利用」(小学校6年生)

理科では、実際の教材が必要となってきます。最低限、次のような教材が必要だと考えられます。制御コンピュータ(コンピュータ室のノートPC、タブレットPC等)、プログラミングソフト(事前に導入申請の手続きが必要です)、コンデンサー、手回し発電機、豆電球(配線コード類含む)

上記の具体的な実践方法については、巻末に指導案等を掲載しています。

巻末資料 P.95~P.97

1 情報教育 07

Q キャリア在り方生き方教育とICT活用は、どのような関わりがありますか？
 キーワード：キャリア在り方生き方教育

A ICT活用を通して、「学ぶ意義をより感じられる授業づくり」をすることで、キャリア在り方生き方教育の効果的な推進を図ることができるとともに、情報活用能力の育成にもつながります。

ICTを活用した授業の工夫により「自分から主体的に学ぼう！」という学習意欲を高めることで、「学ぶ意義をより感じられる授業づくり」につなげることができます。

また、ICTを児童生徒の学習ツールとして捉え、情報及び情報手段を主体的に活用する学習場面を設定することで、「未知なる課題に対応する力」の一つである情報活用能力の育成につながります。社会の情報化に伴い、情報やその手段を主体的に選択し活用する力を身に付けることも、キャリア在り方生き方教育において育成する基礎的・汎用的能力の一つである課題対応能力の育成につながります。

例えば、日常の授業から教師によるICT活用だけでなく、各教科等の単元を通じた学びの中で、児童生徒が自らICTを活用する学習場面を設定します。基礎知識を生かしてその先にあるものを追求できる創造性のある人材が求められる今、児童生徒が自らの学びにICTを活用する力は、キャリア在り方生き方教育が大切に将来の社会的・職業的自立に向けた力とつながるものです。

教師がわかりやすく指導するためのICT活用



児童生徒が自らの学びに生かすためのICT活用



Q キャリア在り方生き方教育における「3つの視点」と、ICT活用は関連があるのですか。

A 「3つの視点」について、ICT活用は深く関わっています。

ICTを効果的に活用した授業づくりにより「3つの視点」について次のように関わっています。

| 自分をつくる | みんな一緒に生きている | わたしたちのまち川崎 |
|--|--|---|
| <p>自信をもったり、自己を高めたりするために</p> <p>→例えば、「GIGA 端末」に蓄積された学びの記録を振り返り、次の課題設定に生かしたり、自己の変容に気付くことで、学ぶ意欲が高まり、主体的に最後まで粘り強く取り組むきっかけを作ることにつながる。</p> | <p>互いの人格を尊重し、協力、協働して課題解決に向かうために</p> <p>→例えば、日常的に「GIGA 端末」を活用した学習を進めることで、自分の考えを書き込み、仲間の多様な価値観に触れ、学ぶ楽しさを感じ、違いを認めて力を合わせて課題解決に向かう力を身に付けることにつながる。</p> | <p>地元のみちや人の魅力を自分たちでみつけ発信していくために</p> <p>→例えば、「GIGA 端末」を活用して、住んでいる地域について調べ発信する学習を通して、地域の人が発信している思いにふれ、まちの魅力に気付き、心のよりどころとしての愛着を深め、郷土への誇りにつながる。</p> |

Q ICTを効果的に活用して、キャリア在り方生き方教育を推進したことで、子どもたちのどのような姿が見られましたか。

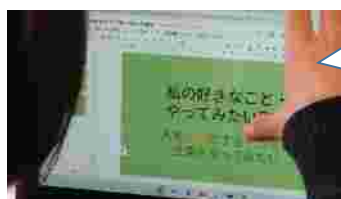
A キャリア在り方生き方教育の「3つの視点」とICT活用をつなげた各教科等の学習を通して、学ぶ意義を感じた子どもたちの姿や具体的な子どもたちの変容が見られました。

地域の特色を生かす授業や、学ぶ意欲を感じさせるためにICTを活用した教育活動例を紹介し、キャリア在り方生き方教育の「3つの視点」とICT活用を意識した各教科等の学習場面を通して、子どもたちに変容が見られました。紹介する例をもとに、各教科等でどのようなICT活用ができるのかを考えてみましょう。

ICTを活用して、主体的に取り組む 「自分をつくる」

主体的に一步踏み出す力の育成をねらいとしたキャリア在り方生き方教育の実践として、総合的な学習の時間の授業で、自分のやる気の原動力や、それをもとに探究していきたいことなどについてまとめ、他者に伝えてアドバイスをもらう活動をGIGA端末のGoogleスライドを活用して行いました。

蓄積したデータを振り返ることで、次の一步を踏み出すための見通しをもち、主体的に取り組むことにもつながりました。



GIGA 端末に蓄積された学びの軌跡を活用し、それを振り返って次の学びに生かす姿が見られました。

GIGA 端末を活用して他者に伝え、アドバイスなどを得ることで、自己理解が深まる様子も見られました。



ICTを活用して、協働的に学ぶ 「みんな一緒に生きている」

様々な他者を認めつつ協働していく力の育成をねらいとしたキャリア在り方生き方教育の実践として、GIGA 端末のFigJam等を活用して、自分の考えを伝え合うなど対話的な学びを通して、仲間の多様な価値観に触れ、学ぶ楽しさを感じ、お互いを認めて力を合わせて学ぶ様子が見られました。



「かわさき共生＊共育プログラム」でも、GIGA 端末を活用するなど、協働的に「みんな一緒に生きている」を大切にして取り組む様子が見られました。

ICTを活用して、地域の良さを考える 「わたしたちのまち川崎」

市制100周年を契機に、様々な教育活動を通して、「わたしたちのまち川崎」の視点を充実させ、地域のことを知り、よりよくするために自分にできることを考え、実践する取組を展開しました。

GIGA 端末でデジタル副読本を閲覧し、川崎市の良さについて情報収集をしたり、考えたことをGoogleスライドにまとめて地域の方に発信したりする取組によって、児童生徒が改めて地域社会とのつながりを感じ、心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着を深める様子が見られました。

GIGA 端末を活用し、調べること、視点を身近な地域から川崎市に広げることができました。



まちをよりよくするためのアイデアをGoogleスライドでまとめ、発信しています。

キャリア在り方生き方教育は各学校が「育てたい子どもの資質・能力」を明確にしながらカリキュラム・マネジメントや授業改善等を行っていくものです。その力の育成のためにICTが計画的・系統的、そして効果的に活用されることはとても大切です。各学校におけるICT活用について、その時期や内容、活用場面など、教職員の共通理解を図っておくとよいでしょう。

1 情報教育08

Q インターネットを利用する上で、どんなことを子どもたちに伝えればよいですか。

キーワード：インターネット マナー

A インターネットには様々な情報が公開されています。インターネットの利便性を生かすと同時に、そこに潜む危険性を知らせ、安心、安全にインターネットを使用するためのマナーやルールを教えていきましょう。

《解説》

インターネットは世界中の人が利用しており、様々な情報があふれています。インターネット上の情報は、上手に活用すると子どもたちの学習に有益な効果をもたらしてくれます。しかし、誰もが情報を発信、受信できることから、偽りの情報や人をだまそうとする悪意のある情報も流れています。時にはトラブルも発生します。

安心、安全に、インターネットを使用するために

ネットの向こう側には人がいます。見えない相手を思うことを習慣化したいものです。

① ネット上に流れている情報が正しいかどうかを確認する習慣を付ける。

ネット上のすべての情報は人が作ったもの。実際の映像であっても人の手が加えられていることを意識することが大切です。

② 情報を発信する場合、その情報は（悪意のある人も含め）世界中の誰もが見ることができること、一度発信した情報は取り戻すことができないことを意識する。

自分の氏名、住所、顔写真、ID、パスワード等の個人情報は知らせない。知らせる必要があるときは、大人に相談することを徹底する。また、自分以外の人の個人情報は、絶対に知らせない。

③ インターネット上でのトラブルは自己責任であり、大人も子どもも同じ基準で見られることを伝える。未成年者だからと許してはもらえない。

ウイルス感染や、個人情報の抜き取りなどから身を守るためにも、危ないサイトを開いたり、むやみにソフトやデータファイルをダウンロードしたりしない。

④ 自分の健康を考え、適度に休憩をとりながら使用する。

適度な休憩を入れましょう。「〇時間の使用に〇分の休憩」といった具体的なルールを話し合うことも大切です。

⑤ 困ったことがおきたら一人で悩まず保護者や先生に相談する。

川崎市には「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」があります。

どうしてもわからないときには、相談するのもよいでしょう。（TEL 844-3700）



まず、正しい使い方を大人が理解し、児童生徒に指導していきましょう。

《参考》

- ネット社会の歩き方 <https://www.japet.or.jp/net-walk/>
- 一般財団法人インターネット協会 <https://www.iajapan.org/>

1 情報教育09

Q ウェブサイトに書かれている情報が正しいか正しくないかを見分ける方法がありますか。

キーワード：インターネット 情報の信憑性しんびょうせい

A 複数のウェブサイトで比較したり、公式サイトと呼ばれる確かな情報源（100%正しいとは言い切れませんが）を参考にしたりすることです。書籍等と比較してみるのもよいでしょう。

《解説》

インターネット上には、有効な情報、有意義な情報、参考となる正しい情報がたくさん公開されています。子どもたちの調べ学習では有効な手段です。自分の欲しい情報をウェブサイトで見つけると、すぐにその情報を信用したくなります。これは子どもたちだけでなく大人も同様です。

その情報が間違っていないなくても、古い情報で現在と異なっている場合もあります。**情報が信頼できるものかどうかを確認する習慣をつけることが大切**です。

確認せずに情報を信じて、他人に間違った情報を流してしまえば、自らの信用失墜につながる可能性もあります。また、間違った情報を信じて行動すると思わぬ失敗をしてしまうことにつながります。

最近は巧妙に人をだますようなウェブサイトがありますので、注意が必要です。100%にはならなくても情報の信頼性を高めていく方法があります。

次のように、いくつかの情報を組み合わせて、総合的に判断していくことが大切です。

- ① 情報の作成された日時を確認する。
- ② 複数のウェブサイト調べて内容を比較する。
- ③ 書籍や新聞等、別の情報と比較する。
- ④ 公式サイト（ある特定の団体や個人が正式に開設したウェブサイト）の情報を見る。
- ⑤ 官公庁や学術系^{*}、新聞社のウェブサイトのような信憑性しんびょうせいが高いウェブサイトを見る。
- ⑥ **常識に照らしておかしくないかを考える。判断に迷う場合には、先生や家の人に相談する。**

※検索結果のURLをみると、ac.jpは学術系、go.jpは政府関係、co.jpは会社関係

令和3年度実施の情報活用能力調査の調査結果では、「全ての学校において、各教科等の授業や日常の様々な場面で情報活用能力の育成を意識し、問題の発見・解決等のために、児童生徒が主体的に情報機器を用いて情報収集、整理・分析、発信する等の活動を行い、児童生徒自身が情報活用能力の重要性や必要性を実感しながら活動することが重要だと考えられる。」とまとめられています。

正しい情報を限られた時間で見つけたり、信頼できる情報かを複数の情報から判断したりする力は、小学校低学年から身に付けていく必要があります。また、紙ベースだけでなく、ウェブサイトから見つけ出す力も必要です。教科指導や様々な学習の中で、このような力を育むことを意識して指導することが大切です。



参考

情報活用能力調査結果

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00028.html

1 情報教育 10

Q インターネットを利用して授業を行うポイントはどんなことですか。

キーワード：情報活用能力の育成

A インターネットを利用すれば、キーワードを入れるだけで一瞬にしてたくさんの情報を得ることができます。また、近年は生成AIなどの技術も急速に普及しています。そのため、授業のポイントは、ただ単に多くの情報を集めればよいということではなく、収集した情報の^{しんびょうせい}信憑性等の判断や情報をいかに処理し創造・発信していくかなど、子どもたちの情報活用能力の育成を意識した授業づくりが大切です。

〈解説〉

1 課題や目的に応じた適切な情報手段の活用を実践できるよう計画する。

(1) 課題を作る

具体的なテーマに絞り込み、どんなことを調べるのかをはっきりさせておきましょう。

課題や目的が明確でないと、その後の活動が持続しません。

(2) 学習の見通しを立てる〔探究的な学習の過程〕

課題の設定 → 情報の収集 → 整理・分析 → まとめ・表現

調べ方やまとめ方、発表の方法はできるだけ具体的に計画して、子どもたちに伝えます。また、時間の活用の仕方についても見通しを立てましょう。



はじめのうちは教師が主導して指導していきませんが、徐々に支援を増やし、子ども自身が探究的な学習の過程を意識して進めていけるように促していきましょう。また、学習活動の最後には振り返りを行うようにして、子ども自身が自らの学びを整理し次の学びへと向かってけるようにしましょう。

2 探究的な学習の過程という一連の流れをもった活動として扱う。

(1) 情報の収集、整理・分析

今や情報は誰もが発信できる世の中となっており、インターネット上に存在している情報は必ずしも正しいものとは限りません。また、作り手の考え方や伝え方も様々である上、新しい情報が時間の経過とともに次々と生まれてくるので、情報量はどんどん増え続けています。子どもたちには「気になった情報だから…」と、なんでもダウンロードをしてしまう傾向があるようですが、結局は情報の選択ができなくなってしまうということがよく見受けられます。

授業においては、様々な情報源から情報を収集して比較することの大切さを伝えるとともに、必要とする情報や信頼できる情報を上手に選択できるよう意識して指導することが大切です。

(2) まとめ・表現

調べた情報を単にコピーして貼り付けるのではなく、収集した情報の処理の仕方を工夫したり、必要な情報を自分の言葉に置き換えてまとめたりするよう指導することが大切です。また、どのサイトを利用したかなど、出典を明らかにすることも伝えましょう（著作権の意識づけ）。

3 受け手の状況などをふまえた発信・伝達を意識させる。

情報を発信・伝達する場合、インターネットの仕組み（特性）-公開性、記録性、流出性等-を再度確認し、責任ある行動について考えさせていきます。また、相手のことを考え、わかりやすくかつ不快な思いをさせないような情報の発信・伝達をしていくことが大切であることも確認しましょう。

情報の発信・伝達において、個人情報（本人、知人等）を教えないことが大原則です。

1 情報教育 11

Q 小学校におけるプログラミング教育とはどのようなものですか。

キーワード：プログラミング教育

A 小学校段階におけるプログラミング教育は、テキストコーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることではなく、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むことをねらいとしています。（P8～9も参照してください。）

《解説》

自動販売機やロボット掃除機など、子どもたちは身近な生活の中で様々なコンピュータとプログラミングのはたらきの恩恵を受けています。これらの便利な機械は決して「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせているものであることを理解することや、自分の意図した活動にプログラミングを活用していけるようにする力を育むことが重要となります。

小学校段階におけるプログラミング教育

小学校におけるプログラミング教育では、子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと、各教科等で育まれる思考力を基盤としながら基礎的な「プログラミング的思考」を身に付けること、コンピュータの動きを自分の生活に生かそうとする態度などを身に付けさせます。小・中・高等学校を見通した学びの過程に位置付けていく中で、子どもたちの生活や教科等の学習と関連付けながら指導することになります。

プログラミング的思考とは

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。

プログラミング教育では、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、発達の段階に即して、次のような資質・能力を育成します。

【学びに向かう力・人間性等】

・発達の段階に即して、コンピュータの動きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること。

【知識・技能】

（小）身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

【思考力・判断力・表現力等】

・発達の段階に即して、「プログラミング的思考」（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）を育成すること。

具体的な学習内容として、次のようなものがあげられています。

- ・総合的な学習の時間：自分の暮らしとプログラミングとの関係を考え、そのよさに気付く学び
- ・音楽科の時間：創作用のICTツールを活用しながら、音の長さや高さの組合せなどを試行錯誤し、音楽をつくる学び
- ・理科の時間：電気製品にはプログラムが活用され条件に応じて動作していることに気付く学び

総合教育センターでは、各小学校で見通しをもってプログラミング教育を実施していけるように、具体的な事例紹介を盛り込んだリクエスト研修を受け付けています。

1 情報教育 12

Q 情報教育のカリキュラム作成にあたって参考になることはありますか。
 キーワード：カリキュラム・マネジメント 情報教育

A まず、総合教育センターで作成した「川崎市版情報活用能力チェックリスト2023（以下「チェックリスト」）をもとに、指導すべき内容を明確にしましょう。各教科等を横断して指導していくカリキュラム作りの手がかりとして、総合教育センターで作成した「情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧」を活用するとよいでしょう。

《解説》

情報活用能力や言語能力など特に学習の基盤となる資質・能力の育成は、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められています。

情報活用能力は、教科等の学習活動の中で教師が意識的に指導することで、効果的な向上が図れることが調査から明らかになっています。次の手順に従って指導しましょう。

①「チェックリスト」を活用して、情報活用能力についての指導内容をおさえる。

→巻末資料P.85～P.87を参照してください。

【ポイント】

- ・指導すべき「情報活用能力」を具体的にイメージする
- ・児童生徒の実態を把握する
- ・実態に応じて、重点的に指導する内容をおさえる

②「情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧」を参考に、意識的に指導する単元を決める。

→巻末資料P.88～P.90を参照してください。※SAINS-WEBにも掲載しています。

【ポイント】

- ・「情報活用能力育成」を重点的に行う単元を選ぶ。
- 多くの単元に要素が含まれますが、「必ずこの単元でおさえる！」という意識が大切です。

国語科指導計画

くちばし

・単元目標

・情報活用能力
本から情報を集める

（情報活用能力チェックリスト項目）

9. しりたいことを本でしらべることができる。

③重点単元で指導する項目を学年間で確認し、バランスよく配置されているか確かめる。

（小学校3年生で考えた例）

| | | 教科 | 単元名など |
|---|---|----|-----------|
| 1 | 身の回りのものでコンピュータやインターネットが使われているものがあることを知っている。 | 特活 | 夏休前指導 |
| 2 | コンピュータにキーボードを使って文字の入力ができる。 | 国語 | ローマ字 |
| 3 | カメラアプリで写真や動画を撮ったり、QRコードを読み取ったりすることができる。 | 理科 | たねをまこう |
| 4 | 集めた情報から必要なものを選んでまとめることができる。 | 総合 | まちたんけん |
| 5 | 知りたいことを、インターネットで調べることができる。 | 社会 | じょうほうを集める |



1 情報教育 13

Q 市立学校における生成AIの利用が業務利用から始まったのはなぜですか？

キーワード：生成AI 業務利用

A 教職員の業務効率化や質の向上など、働き方改革を進めるためです。また、来たるべき「児童生徒の学習利用」開始に向けて、教員が、業務での活用経験をもとにして、生成AI利用の利便性や懸念点、賢い使い方を学び取り、教育活動で適切に対応する基礎を身に付けることを目指しています。

《参考》

・利用前研修スライドより

市立学校における生成AI利用の方向性

生成AIの利用は、教職員による業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として始めていますが、将来的に教育活動で適切に活用する素地をつくることも視野に入れています。

まずは教職員による生成AIの業務での活用

- 「個人情報や機密情報を入力しない」「AIに入力内容の学習をさせない設定で使う」
⇒ 細心の注意を払いながら、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用
- 教師自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い使い方を知る。
⇒ 将来的に教育活動で適切に対応する素地を作る。

将来の利用に向けて

未来社会を生きる児童生徒の「情報活用能力」の育成強化

- スマートフォン等が広く普及する中、学校外で児童生徒が生成AIを使うことが見込まれる。
- 情報社会で適正な活動を行うための基本となる考え方や態度（＝情報モラル）の育成が必要

児童生徒を対象としたステップは大人も同じ

- ④ 日常使いする。
- ② 学びにおいて積極的に用いる。
- ② 使い方を学ぶ。
- ① 生成AI自体を学ぶ。

段階的に高めていく生成AIを活かす力

・令和7年度研修資料より

市立学校における生成AIの利用 ※情報教育学校担当者に伝達済

GIGA端末では生成AIについては、次の設定により使用を制限しています。

| 児童生徒の設定 | 教職員の設定 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ Googleのアカウントポリシーによる使用制限 ・ フィルタリングソフトによるアクセス制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Googleのアカウントポリシーによる使用制限 |

上記の設定でも生成AIのウェブサイトにはアクセスできてしまうことはありますが、**使わないことが大前提**です。
「やれることとやっていいことは違う」

1 情報教育 14

Q 市立学校では生成 AI を使ってもよいのですか？

キーワード：生成 AI 情報モラル

A 所定の利用前研修を受講完了し所定のチェックリストを所属校の校長に提出した教職員を対象に、令和7年10月15日から業務利用が開始されています。

＜解説＞

1 利用が許可されている生成 AI

(1) GIGA 端末での利用する Gemini 及び NotebookLM

備考) 一般的な Gemini 等の生成 AI と違い、教育のために特別に調整された AI モデルが組み込まれているだけでなく、入力した情報が生成 AI の学習データに活用されない等の安全対策がされており、データの漏えいリスクを可能な限り低減しています。

(2) 計画配置 PC での利用する Copilot Chat

備考) 令和7年6月以降、計画配置 PC において、従来の Office 製品の代替製品である Microsoft365 に順次移行することに伴い、Microsoft365 に付帯する生成 AI サービス「Copilot Chat」を同年7月から全庁で利用を開始しました。当該ツールは、入力した情報が生成 AI の学習目的で利用されない等の安全性を確保し、データの漏えいリスクを可能な限り低減しています。

【注意】一般的な生成 AI (Gemini、NotebookLM、Copilot、ChatGPT 等) の業務利用は許可されていません。

2 利用前研修の受講方法

(1) 教員研修プラットフォーム (Plant) に個人アカウントでログイン

(2) 「研修検索」で検索し、「川崎市立学校における生成 AI 利用前研修」を選択

※「川崎」で検索すると上位に現れます。

※本研修は校長の「承認」操作が無くても受講できます。

(3) 「1研修スライド」、「2確認テスト」の順に受講

(4) 「3チェックリスト」を印刷し、各項目のチェック及び署名をして校長に提出

※チェックリストは SAINS-WEB のトップページからも取得できます。

※ Plant の個人アカウントが無い方 (非常勤講師等) の場合

・ SAINS-WEB のトップページから「生成 AI 利用前研修について」のページに入り、研修を受講してください。

3 児童生徒の生成 AI の利用について

令和8年4月1日現在、市立学校における児童生徒の生成 AI 利用は許可されていません。

(1) 児童生徒が家庭学習等において生成 AI の活用を試みる場面が想定されます。文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」で示されている「情報活用能力の育成強化」(9ページ)を参照し、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させるための取組をお願いします。

＜参考＞

●文部科学省「生成 AI の利用について」https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html

※「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」が掲載されています。

2 情報モラル教育 01

Q 情報社会を生き抜くための判断力育成のポイント

「川崎市の情報モラル教育」を効果的に行うには？

キーワード：判断力の育成 日常的なモラル インターネットの仕組み

A 川崎市の情報モラル教育の視点である「日常的なモラル」を育み、「インターネットの仕組み」を理解させ、繰り返し指導することで、判断力を育みます！GIGA 端末の利用を進めながらも可能です。

学習指導要領では、「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度」を情報モラルと定め、各教科等の中でも身に付けさせることとしています。

具体的には、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動及び情報並びに情報技術の特性についての理解、情報を活用する各場面で学習させることが重要とされています。

《川崎市の情報モラル教育として大切な2つの視点》

1 「日常的なモラル」を育むこと

日常的なモラル

相手の気持ち
を考えて

約束やきまり
を守って

※道徳科や日常的な指導等で情報モラルに留意した指導を行い、「行動と責任」「思いやりの気持ち」「節度」等を育みます。

2 「インターネットの仕組み」(情報社会の特性)を理解させること

インターネットの仕組み(情報社会の特性)

公開性
(見られる)

記録性
(残る)

流出性
(広まる)

非対面性
(相手が見えない)

※インターネットの仕組み(情報社会の特性)を理解させることで、情報社会に参画する態度や情報を判断する力を養います。特別活動(学級活動)の時間や各教科等の授業で、「Google Workspace」やインターネット等を活用する際に、繰り返し指導します。

判断力の育成

何が問題なのか、どうしたらよいか、よりよい使い方とは何か等

2つの視点について道徳科や特別活動で、朝の会、帰りの会等で繰り返し指導し「判断力」を育成することが大切です。また、GIGA 端末を活用する場面をうまく活用することが有効です。

《判断力の育成のための指導の具体的な手立て》

危険な面ばかりを「～はダメ」と禁止事項として伝えるだけでなく、「なぜ、どうしてトラブルになるのか」「よりよく安全に使うためにはどうしたらよいか」等を、子どもたちが自ら考える活動を重視します。

また、文部科学省「教育の情報化に関する手引(追補版)」では、「情報モラルの大半が日常モラルであることを理解させ、それに情報技術の基本的な特性を理解させることで問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身に付けさせることが重要」と示されています。「日常的なモラル」「インターネットの仕組み」(情報社会の特性)の理解を身に付けておくことが大切になります。

考える
活動を

インターネットの具体的なトラブルの事例
「SNSの不適切な書き込みや画像の投稿」
「個人が特定されてしまう情報の流出」

「SNS等をよりよく安全に使うにはどうすればよいのだろうか」

「なぜ、どうして、危険なのだろうか」

「どうすれば、よかったのだろうか」

※インターネットのトラブルの種類や危険性を教えるとともに、「なぜ、どうして」や「よりよい使い方」等を考えさせる指導をすることで、判断力を育成します。

Q 情報モラルを日常的に育成していく方法がありますか？

A 各教科等で GIGA 端末を活用する場面を生かした、日常的に育成する方法があります。

《情報モラル育成の方法例》

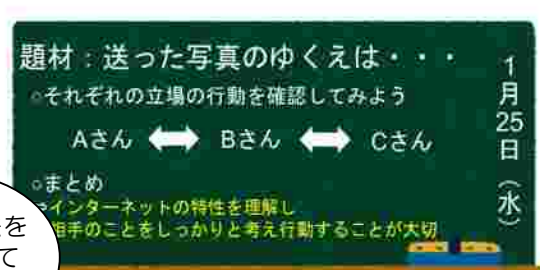
1 回だけ、年度初めだけではなく、様々な方法を組み合わせ育成することが大切です。

外部講師に依頼する方法



様々な方法を
組み合わせて
日常的に育成

道徳科で実施する



1月25日(水)

題材：送った写真のゆくえは・・・

- それぞれの立場の行動を確認してみよう
- Aさん ←→ Bさん ←→ Cさん
- まとめ
- インターネットの特性を理解し相手のことをしっかりと考え行動することが大切

特に注目

端末を使う場面を活用して
情報モラルを育成する


GIGAスクール構想後



情報モラルを育成するための
6つの場面

- ① 検索する
- ② 撮影する(写真・動画)
- ③ 写真や動画を活用する
- ④ 共同編集する
- ⑤ まとめる
- ⑥ 発信・受信する

各教科の学習内容と関連させて実施する



例1) 小学校国語⇒引用先の明記
など著作権の尊重や保護

例2) 中学校美術⇒知的財産権や
肖像権など

各教科等の学習内容と関連させて情報モラル
を育成する方法

令和3年度から「GIGA 端末」利用時に
実践的な情報モラル教育を日常的に指
導することが可能となりました。令和4
年度「情報モラル研究会議」では、具
体的に GIGA 端末を活用する場面で情報
モラルを育成する方法を提案しました。

例えば各教科等の学習活動に「検索する」場面が設定
できた時に、インターネットの仕組みを理解したり、節
度をもって使う日常的なモラルを学ぶ機会にしたり、場
面を捉えて継続的に育成する大切さを伝えました。



* 令和4年度「情報モラル研究会議」の研究内容の詳細は川崎市総合教育センターウェブサイトでご確認ください。

《このほかにも・・・》年間を通して継続的に粘り強く育成していくことが重要です！！

「情報モラル教育年間指導内容どこで表」

学校行事と関連する場面等で繰り返し指導する
ための資料として、本書の巻末に掲載してありま
す。ぜひご活用を！

「川崎市版 保護者向け
インターネットガイド(2025年度版)」

家庭でのルール作りなどに活用できます。保護者
と一緒に情報モラルを育成していきましょう！

2 情報モラル教育02

Q 情報モラル教育を行う上でのポイントはどんなことですか。

キーワード：判断力の育成 日常的なモラル インターネットの仕組み

- A 指導のポイントは、「日常的なモラル」を育み、「インターネットの仕組み（情報社会の特性）」を理解させ、判断力を育成することです。（詳しくはP.19～P.20「2情報モラル教育01」も参照）
また、全教職員の共通理解のもと、保護者も巻き込んで、「だれでも」「いつでも」「どこでも」という気持ちで情報モラル教育を進めることが大切です。

《解説》

川崎市の情報モラル教育

川崎市では、今までの研究の成果を踏まえ、平成27年度より「川崎の情報モラル教育」としての指導事項を、次のようにまとめ令和4年度研究にも生かされました。このポイントを押さえた上で、指導することが児童生徒の判断力の育成に有効です。

指導のポイント

「日常的なモラル」を育み「インターネットの仕組み」を理解させ、「判断力」を育むことが大切です。

「日常的なモラル」を育む

送信前に「ちょっと待てよ！」
「ルールを守っている？」
「他人を思いやっている？」
「慎重に考えた？」
「責任を取れる？」

インターネットの仕組みの理解

それって、大丈夫？
「見られてるよ！」 公開性
「記録が残るよ！」 記録性
「広まるよ！」 流出性
「誤解もあるよ！」 非対面性

判断力の育成

「何が問題だった？」
「どうしたらよい？」
「よりよい使い方を
するには？」
を考えさせる



《実践事例》

小学校低学年

特別活動 学級活動（2）ーウ
「なかよしボードの使い方」
（テーマ：記録性）一度発信したインターネットの情報は消すことができない。
（発問）「みんなで仲良くなかよしボード（学級掲示板）を使うにはどうすればよいか？」
※低学年は、身近な題材で、「インターネットの仕組み」の理解につなげる

小学校中学年

特別活動 学級活動（2）ーウ
「SNSを使ってよりよいコミュニケーションをしよう」
（テーマ：公開性・非対面性）相手を大切に、むやみに画像等の公開をしてはいけない。
（発問）「友達の画像をSNSに勝手に載せてしまったがどうすればよいのか？」
※中学年は、相手の許可を得るという「日常的なモラル」を育み「仕組み」の理解を深める

小学校高学年

総合的な学習の時間「自分の進む道」
「インターネットを使い、人生をより豊かにしよう」
（テーマ：記録性）記録が残ることで、自分の進路、就職、結婚まで影響を及ぼす。
（発問）「自分の人生をより豊かにするにはインターネットをどのように使うか？」
※高学年は、情報発信に責任をもつことを考え、判断力を身に付ける

中学校

特別活動 学級活動（2）ーウ
「インターネットを利用する時の標語を考えよう」
（テーマ：流出性）情報は不特定多数に広まる仕組みを理解する。
（発問）「SNS等のインターネットをよりよく使うための標語を考えよう。」
※中学校は、ネットワークを通じ他人や社会とよりよい関係を築く力を身に付ける

※平成26・27年度情報モラル教育研究会議 検証授業実践例より抜粋

《参考》

- 文部科学省 情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- 情報モラル教育年間指導内容どこで表【巻末資料】(2023)
- 情報モラル教育実践ガイダンス※情報モラル指導モデルカリキュラム表(2011)
国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/>

2 情報モラル教育03

Q 学習指導要領での情報モラルの取り扱いはどうなっていますか。

キーワード：教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 道徳科

A 平成29年に告示された学習指導要領において、「情報モラル」は学習の基盤となる教科等横断的な視点に立った資質・能力の一つである情報活用能力に含まれるものとして示されました。

《解説》

中央教育審議会答申(平成28年12月28日)において、社会の変化への対応の観点から教科等を横断的に指導すべき事項として、情報活用能力の育成の重要性が示されました。また、学習指導要領「総則」では、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成として、以下のように明記されました。

各学校においては、児童(生徒)の発達の段階を考慮し、言語能力、**情報活用能力(情報モラルを含む。)**、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

中央教育審議会答申では、情報活用能力(情報モラルを含む。)の資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」により具体的に示しています。その内容については、P.3の「1 情報教育01」を参照してください。

「特別の教科 道徳」においては、情報モラルは現代的課題の一つとして重要であるとして捉え、「情報モラルに関する指導を充実すること」と示されています。

一方で、道徳科は道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要があります。

なお、学習指導要領では、各教科・科目等の内容の中で、次のような記載がありますので紹介します。その他の各教科等の学習指導要領と情報モラル教育との関連も確認してください。(令和4年度川崎市総合教育センターの研究では、情報モラルをあらゆる教科等の授業の中で育てていけると示しました。)

小学校 ※ () 内ページは学習指導要領のものを示しています。

国語科：引用した文章や図表等の出典については必ず明記するとともに、引用部分が適切な量になるようにする必要があります。このことは、著作権を尊重し、保護するために必要なことであり、指導に当たっては十分留意すること(P143)

道徳科：児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること(P97)

総合的な学習の時間：自分自身が危険に巻き込まれないことや情報社会に害を及ぼさないことなどの情報モラルについても、機を見て丁寧に指導する必要があること(P63)

中学校

国語科：「引用」「出典」の留意点、著作権の配慮や必要性について(P47)

社会科：課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること(P218)

数学科：目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること(P88)

技術・家庭科(技術分野)：情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。(P50)



道徳科：生徒の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること（P99）

総合的な学習の時間：情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること（P7）

高等学校

共通教科情報科：各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること（P64～65）

小・中学校では特に、情報化の影（危険性や問題）の部分に対して児童生徒の発達の段階に応じて情報モラルの指導を進めていく必要があります。情報モラル教育は、学校教育全体の中で推進していくことが大切です。学習指導要領では、各教科等でそれぞれの特質に応じて情報モラルの内容を適切に指導することになっていますので、教科等横断的な視点をもとに教育課程の編成を図りながら、情報モラル教育を学校教育全体の中で推進していくことが大切です。

スマートフォンや SNS の普及により情報モラルについて指導することがより一層重要に

これまでの学習指導要領では、情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と示されていましたが、平成29年の改訂では、特に「情報活用能力に情報モラルが含まれる」ことが示されました。

また、情報モラルは、「携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっている」とし、「具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど」と明記されています。（学習指導要領 総則編 P86）



《指導事例》

- 指導対象 中学生
- ねらい それぞれの立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもとうとする態度を育てる。
- 内容項目 2－（5）
- 教材名 「言葉の向こうに」（私たちの道徳 中学校）
- 展開例 ①必死で反論する主人公の言葉がだんだんエスカレートするのはなぜだろうか。
②「中傷する人たちと同じレベルで争わないで。」という書き込みを見て、主人公はどんなことを思っているだろうか。
③画面から目を離して椅子の背にもたれた主人公は、どんなことを考えていただろうか。※これ以外の展開の方法も考えられます

- 教材の生かし方 ※文部科学省「中学校道徳読み物資料集（活用例）」より抜粋

主人公が置かれたような状況は、ネット社会にアクセスしていれば誰もが経験するような出来事である。自分の発する言葉の先に、それを受け取る「顔を持った他者」がいると想像することで、ネット社会におけるよりよいコミュニケーションのためにはどうすべきかを考えさせたい。

- 指導上の留意点と工夫

いわゆるインターネット使用上のエチケット指導をねらいとするのではなく、道徳科の内容項目をきちんと押さえる。



《参考》

- 文部科学省 道徳教育関係資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/07020611/021.htm

2 情報モラル教育04

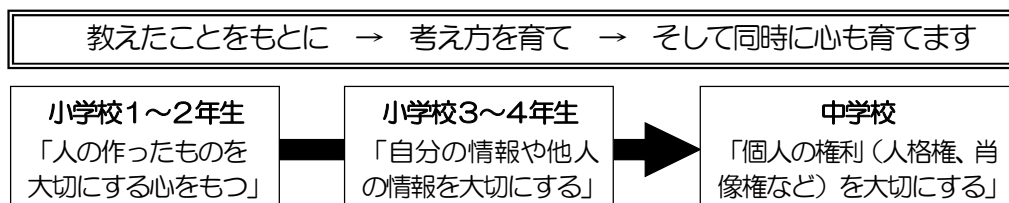
Q 「特別の教科 道徳」で情報モラルを取り扱う際のポイントは何ですか。

キーワード：情報社会の倫理 道徳科

A 今や情報社会は、日常社会となっています。小学校低学年段階から、道徳科等で日常的なモラルを育みながら、情報モラルを指導し、心を育てることが大切です。

《解説》

情報社会（日常社会）を生きていくための基本的な考え方となる「心」の部分の育み、柔軟に対応し、正しく判断できる人間を育てていくことを常に考えましょう。



低学年で人や物などの具体物を大切にすることを身に付け、そのことが個人の権利という抽象的なものを大切にすることにつながっていきます。

発達段階に応じて、身の周りがある人や物など分かりやすい「ものを大切にすること」を日常的な「心を磨く」ことを基盤として体系的に指導していくとよいでしょう。

授業場面としては以下のようなことが考えられます。

小学校低学年では（日常的なモラルを基準に、低学年の段階から十分指導することができます。）

- ・礼儀やマナー、約束を守るということを通して。（礼儀）（規則の尊重）
- ・正直に生きるということを通して。（正直、誠実）
- ・友達の作品を大切にすることを通して。（親切、思いやり）

小学校中学年では

- ・約束や社会の決まりを守ることを通して。（規則の尊重）
- ・相手のことを思いやることを通して。（親切、思いやり）（相互理解、寛容）

小学校高学年以上では

- ・法の遵守や他人の権利を尊重する態度がネット社会を生きるためには必要です。
（規則の尊重）（公正・公平、社会正義）
- ・オンラインショップやゲームの課金制度などに関する「契約行為」ということを、責任という観点から学習していくことも考えられます。（善意の判断、自律、自由と責任）
- ・LINEなどのSNSやYouTubeなどの動画配信、メールなど、現実的なことを題材にする場合は、学級内にいじめや傷ついている子がいないかなどをきちんと把握した上で、学習を進めることが大切です。

小学校4年生以上では 匿名性の問題を考えることも取り上げたいことです。こんな活動の流れも考えられます。

- ・あるテーマについて、記名して書くことと、無記名で書くこととの両方を考える。
- ・ハンドルネームでやり取りしているSNSや動画投稿サイトの例を挙げ長所・短所を考える。
- ・SNSや掲示板等での悪口について考える。
- ・心ない書き込みがどれだけ相手を傷つけているかを考える。

「情報モラル教育 実践ガイダンス」の「情報モラル指導カリキュラムチェックリスト」では、中学年の目標に「健康のために利用時間を決めて守る」というものがあります。これは、道徳科の3・4年生の内容項目「主として自身に関すること」の「自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする」に重なります。このように、情報モラルと日常的なモラルをあわせて考えることが、道徳科の中での情報モラル教育を行うときに大切になってきます。

道徳科の目標は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、

- (小) 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して
- (中) 自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して

⇒道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることですから、インターネットの操作、危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことに主眼を置くものではありません。



2 情報モラル教育05

Q 情報モラルの年間カリキュラムはどのように立てればよいですか。

キーワード：教職員全体 共通理解 カリキュラムへの位置付け

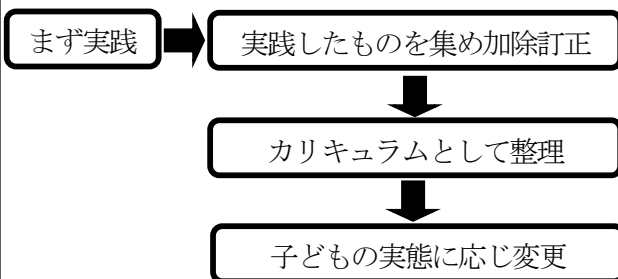
A 教職員全体でカリキュラムを作成していく雰囲気を作りましょう。まずは、特別活動や道徳科で各1時間ずつ計画をしましょう。さらに、GIGA 端末を活用するすべての教科等の授業の場面で、実践的な取り組みができると効果的です。次年度に生かせる体制づくりがカリキュラム作成のポイントです。

《解説》

平成29年改訂の学習指導要領の総則にも情報モラルについて記載されています。総則に記載があるということは、全教科、領域を通して行うことを意味しており、情報モラルの指導は学校教育のカリキュラムに適切に位置付け、意図的、計画的に実施することが求められているのです。

まずは、校内で共通理解を図りましょう。

その上で、初任者からベテランの教師まで、誰でもできる、すぐに取り組みそうだと思うようなことから始めてみましょう。校内での共通理解があれば、試行錯誤しながらも徐々に形になっていきます。



令和6年3月末現在ですが、以下の資料が参考になります。

- 1 文部科学省 Web サイト「情報モラル教育の充実等」の動画・静止画教材
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 2 情報社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方
を考える～指導の手引き (文部科学省 株式会社 エフ・イー・ピー) ※追加版もあり
- 3 ネット社会の歩き方 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校・保護者に対応)
(JAPET&CEC ※GIGA 端末で「お気に入り」からネット検索できます)
- 4 情報モラル教育実践ガイド (国立教育政策研究所 平成23年3月)
- 5 情報社会を生き抜く判断力を育む情報モラル教育—SNSに焦点をあてた指導
を通して— (川崎市総合教育センター研究紀要 平成26年度)
- 6 1人1台端末環境における情報モラルの育成—各教科等で端末を活用する場面
を生かした授業を通して— (川崎市総合教育センター研究紀要 令和4年度)



カリキュラムができつつあれば、実践して気が付いたことを出し合い、整理していきましょう。

どんなに立派なカリキュラムを作成しても、それが実際に生かされなければ意味がありません。1年間、学校全体で情報モラル教育に取り組むと先生方の意識、知識、常識が変わってきます。その上で1時間単位の指導や朝の会等での短時間での指導等の教育活動全体に広げていきましょう。カリキュラムを立てることが目的のではなく、立てたカリキュラムをいかに学校全体で子どもたちの実態に合ったものに修正し、実践していくようにするかが、一番大切なことです。本書の巻末 (P.99～P.102) には、「情報モラル年間指導内容どこで表」を載せてあります。5分、10分といった、朝の会・帰りの会等の日常的なちょっとした時間に、誰にでもすぐに指導できる事例も挙げています。(50分1回だけではなく1分50回の情報モラル教育も行うと学習が定着し、さらに高い効果が期待できます。)

2 情報モラル教育06

Q 川崎市で多い情報モラルのトラブルとその傾向と対策を教えてください。

キーワード：SNSによるトラブル 動画掲載

A 小学校では、軽はずみな気持ちによる YouTube への投稿、中学校では、SNS（無料通話アプリLINE等）によるトラブルが多い傾向にあります。

《解説》

川崎市の情報モラルに関するトラブルの中では、**SNSによるトラブルが依然として増えています**。具体的には、無料通話アプリLINE等によるトラブル（誹謗中傷が圧倒的に多くその他に仲間外しや夜間の連続送信など）が増加しています。市立学校でのアンケートによると小学校の74.6%、中学校では92.3%の学校でトラブルが発生しています。SNSによるトラブルは低学年からも増加しています。

トラブルの傾向（アンケートで多かったもの）

- ・「言葉」の行き違いによる誤解があった
- ・「悪口」や「誹謗中傷」、「個人情報」を書き込み友人間でトラブルとなった
- ・グループ内で仲間外れにされた
- ・撮影した画像や動画を無断で公開、拡散された

最近増加したトラブル

※画像・動画掲載についてのトラブルが増加しています

- ・1人1台端末での共有編集機能を使った児童生徒の勝手なチャット使用
- ・不適切な写真をネット上に公開してしまった（LINE、Instagram等）
- ・携帯ゲーム機やスマートフォン等を使い、オンラインゲームで友達の悪口を書き込んだり、喧嘩になったり友達同士のトラブルとなった

※課金をめぐるトラブルも起こっています

対策として・・・

① 「判断力」を育成する

情報モラルのトラブルの多くは、「日常的なモラル」が育まれていなかったり、「インターネットの仕組み」を理解していなかったりすることが、主な原因となっています。情報モラル教育のポイントを押さえた上で、指導することが有効と考えています。「2 情報モラル教育03」（P.22～23）等を参考にして、トラブルについて「何が問題だったのか」「どうしたらよかったのか」を考えさせることで、児童生徒の「判断力」を育成することが重要です。

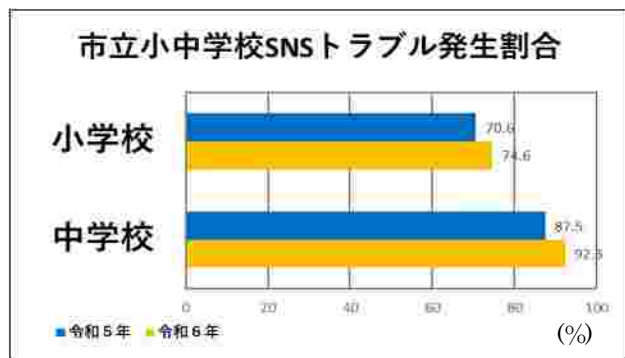
② 「繰り返し」指導する **※各教科等でGIGA端末を活用する場面での指導が、さらに効果的！**

情報モラル教育は、小学校低学年から、繰り返し指導することが大切です。授業での取り組みはもちろんのこと、日常の5分で指導できる巻末の「情報モラル教育年間指導内容どこで表」（P.99～P.102）等の活用が有効です。

トラブルが起こった時は、その指導の中で、相手を思いやる等の「日常的なモラル」をどのくらい大切にしていたのか、画像を公開すると、二度と消すことはできない等の「インターネットの仕組み」はどれくらい理解できていたかを考えさせて、粘り強く「繰り返し」指導することで判断力の育成につなげることが大切です。

③ 教職員全体で取り組む

児童生徒の「判断力」育成のためには、教職員全体で情報モラル教育の指導に取り組むことがポイントです。「2 情報モラル教育05」（P.25）を参考にして、年間カリキュラムの作成等に取り組んでみるとよいでしょう。



令和6年度 川崎市立小中学校における情報モラル調査より



児童生徒が、自分で判断して行動できる力と態度の育成が必要



2 情報モラル教育 07

Q ネット犯罪に巻き込まれないように指導するポイントはどんなことですか。

キーワード：ネット犯罪 コミュニティサイト ID交換掲示板

A 危ないウェブサイトには近づかないことと、サイト上の情報の信頼性を確認することです。また、重要な情報を安易にインターネット上に流さないようにすることです。

《解説》

広い定義では、インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪のことをサイバー犯罪といいます。（警察庁 Web サイトより）サイバー犯罪の検挙件数は近年増加傾向にある中で、令和 6 年に全国の警察が検挙した件数は、13,164 件、令和 5 年の 12,479 件と比較して 5.5%の増加でした。また、SNS に起因する事犯の児童生徒の被害数は令和 6 年 1,486 人でした。（法務省、犯罪白書：令和 7 年版・警察庁、検挙数の推移より）

ネットワーク利用犯罪のおもな内容（児童生徒に係るもの）

- ・児童ポルノ、児童買春（増加傾向）
- ・個人情報の流出や肖像権の侵害
- ・著作権法違反
- ・課金請求 ・威力業務妨害
- ・不正アクセス禁止法違反 等



ネット使用の手軽さ、モラル意識の低さが、検挙へとつながる場合もあります。大人もだまされてしまうのがネット犯罪です。そこで、ネット犯罪に巻き込まれないための主なポイントを 3 点紹介します。

1 危ないサイト（ウェブサイト）には近づかない ※近年はコミュニティサイトの被害が増加！

- ・クリックしたら突然、料金請求画面が表示される場合があります。（課金請求）※最近は、「カメラのシャッター音がる（画像を取得したかのように思わせる）」「警報音が鳴る」など悪質です。
- ・「出会い系サイト」の利用は、18 歳未満は使用が禁止され減少傾向で、最近は、コミュニティサイト（利用者同士の交流サービスで、同時に複数人の友人と交流する複数交流系、面識のない利用者同士が交流するチャット系、Facebook、Twitter、X（Instagram）、LINE などや、キャラクターやアバターを介して交流するゲーム系等）や ID 交換掲示板を通じたトラブルが多くなっています。優良サイトといえども、落とし穴があります。

2 サイトに書いてある情報の信頼性を確認する

- ・インターネット上には正しい情報ばかりではなく、偽りの情報も流れています。いくつかのサイトで調べ比較し、情報の信頼性を確認することが大切です。
- ・「無料でさしあげます」のようなことが書かれているときに、なぜ無料なのだろうかと考えることが必要です。無料ゲームにコンピュータウイルスが仕込まれていることもあります。ある程度、知名度の高い Web サイトなら安心というわけではありません。（絶対安心ということがないことも意識する必要があります。）ネットの向こう側には見ず知らずの相手がいることを忘れてはいけません。

3 重要な情報を安易にネット上に流さない ※ネット上に流した情報は、二度と取り戻せません！

- ・「登録することにより、素敵なお待ち受け画面をプレゼント」など、氏名や年齢、住所、電話番号などの個人情報を集めているサイトもあります。どのように悪用されるかわかりません。
- ・ホームページを作ったり、掲示板に書き込んだりする場合にも、写真や個人情報などの重要情報は、不特定多数の人に見られてよいかどうかをしっかりと考えることが大切です。

※自分が発信していなくても、悪意のあるメールやサイトによって個人情報が不正に流出することもあります。メールやサイトの利用も気を付ける癖をつけることが大切です。

《参考》

- 警視庁 サイバーセキュリティインフォメーション（トップページ）

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/index.html>

→被害者・加害者にならないために、セキュリティ対策、インターネットカフェ利用の注意、法律等の記事が掲載されています。

2 情報モラル教育 08

Q 児童生徒の不適切な画像掲載についてニュースで聞きました。
学校では、どのように指導すればよいのですか。

キーワード：リベンジポルノ 児童ポルノ禁止法 インターネットの記録性

A 近年、性的な写真や動画がインターネット上に流出する事件が続いています。児童生徒がこのよう
なトラブルや犯罪の被害者にも加害者にもならないようにするために、公開性や記録性等の「インタ
ーネットの仕組み」を理解させる指導が大切です。

《解説》

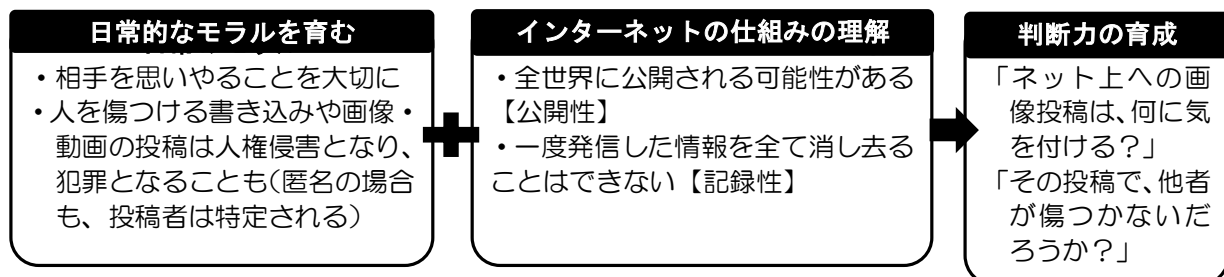
元交際相手等の性的な写真や動画を、嫌がらせや復讐目的で公表するい
わゆるリベンジポルノは、写真や動画が公表された被害者の精神的な苦痛
は甚大であり、児童生徒に、このような危険から身を守ろうとする態度を
身に付けさせる必要があります。

また、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインター
ネット上に投稿することができるようになったために、児童生徒がトラブル
や犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっています。

児童生徒が、被害者にも加害者にもならないように、日頃から「日常
的なモラル」として、情報に関する他者の権利を尊重する態度を育んだり、
「インターネットの仕組み」として、公開性・記録性を理解させたりすることが大切です。

指導のポイント

「日常的なモラル」を育み「インターネットの仕組み」を理解させ、「判断力」を育むことが大切です。



指導の留意点

児童生徒の発達段階に応じて「法律」で罰せられること等を伝え、罪の重さを認識させることも考えられます。

| 「法律」で罰せられる場合 |
|---|
| 性的な写真や動画をインターネット上に投稿する行為は、「刑法」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ禁止法)」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ法)」等によって罰せられる可能性がある。 ※「リベンジポルノ」という言葉をインターネットで検索すると、不適切なウェブサイトにつながるがあるので、指導の際には十分な配慮が必要。 |

| 使用している SNS 等サービスの規約にも注意 |
|---|
| 個人情報やプライバシーについて、アプリケーションやサービスを提供している企業等が規約で禁じている行為にも注意が必要です。法律同様に「知らなかった」では済まない場合もあります。 |

《参考》

- 文部科学省「情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等」
- ・ 情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～
- ・ 保護者のための情報モラル教室 話し合っていますか? 家庭のルール
- ・ 情報化社会の新たな問題を考えるための教材

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm



【昨今の児童生徒の不適切な画像・動画に投稿のその他の事例と対処について】

2025年度には、児童生徒間の暴力行為等の動画がSNS上に投稿・拡散され、複数の事案が報道されました。これについては、令和8年1月に文部科学省「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について」という文書により、次のように各学校へ適切な対応の必要性について示されました。

- 1 児童生徒が安全・安心に過ごすことができる環境の整備
- 2 確認された暴力行為やいじめへの対処
- 3 SNS等における投稿・拡散への対応

※詳しい内容は学校教育部指導課及び情報・視聴覚センターの連名で発出されました「SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について（通知）」（令和8年2月19日付7川教指第2357号）における「3 SNS等における投稿・拡散への対応《解説》」を確認してください。

児童生徒が不利益な状態にならないように、次の情報モラル教育をお願いしています。

各学校で、匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散の禁止の指導

（なぜ？）

匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は誹謗中傷などとして新たな人権侵害を生むことにつながりかねない。また、悪質な投稿はその内容によって名誉棄損や侮辱罪等の刑罰の対象となる場合があるため。

SNS投稿や拡散に関する情報モラル教育（要点）

インターネットに投稿した画像や動画は半永久的に残る可能性があります。このため、SNSの投稿では、個人情報の投稿には細心の注意が必要です。自分自身だけでなく、他者の個人情報も守りましょう。

- ・ SNS投稿や拡散
- ・ 内容への批判等（炎上）
- ・ 個人情報の特定

- ・ 学校名から関係ない人にも被害
- ・ 投稿に関する誹謗中傷
- ・ 名誉棄損罪や侮辱罪等の対象

容易にSNSの投稿や拡散で、自分や周囲の人が傷つかないようにしましょう。SNSへの投稿や他の投稿を拡散する前に、一度冷静に考えたり、大人へ相談したりしましょう。

SNSの投稿・拡散について（参考①）

SNSの投稿や拡散を行う前に知っておいてほしいこと

エコーチェンバー（SNSの情報発信と収集）

ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果として意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況のことです。

自分が大勢の支持を受けている気になってしまいます。

あなたの投稿や拡散は、正しい情報をもとにした本当に必要なものですか？考え直したり、大人に相談してみることが大切です。

SNS等における画像・動画の拡散や同調意識への注意点の確認を改めて教育

（なぜ？）

インターネットの特性とバイアスが組み合わさることによって「自分にとって都合のいい情報に囲まれてしまいそれが真実かのように思ってしまったたり、あるいは一部の意見が一見すると社会全体で共通の正義のように感じてしまったりする」ことがあるため、一度立ち止まって考えることや相手の立場になって考え、人権侵害や尊厳を傷つけることをしていないか冷静に考えることがSNS等の利用では重要になるため。

SNSの投稿・拡散について（参考②）

SNSのコメントについて知っておいてほしいこと

ノイジーマイノリティ（Noisy Minority）

極端な意見を持つ人物や団体が、執拗に自分の考えを投稿することによってまるで社会全体の総意のように見えてしまう状況のことです。

投稿に対してのコメント数やその内容が必ずしも「みんな」の意見とは限りません。

インターネットから情報を収集する場合は、コメント内容やその数から正確さを判断するのではなく、複数サイトを閲覧したり、大人や友人から様々な意見を聞くことが大切です。

2 情報モラル教育 09

Q 児童生徒、保護者に向け情報モラル教育を行う方法には、どんなものがありますか。

キーワード：担任の先生 外部講師「お助けネット」など

- A 情報モラル教育には、担任の先生の授業や、外部講師による講演の他、様々な取り組み方法があります。まずは、児童生徒、保護者の実態を把握し、実態に応じた方法を考えましょう。「川崎市の情報モラル教育」(P.19～20 参照)を踏まえることや、年間を通して計画的に取り組むことも大切です。
2 情報モラル教育 02 (P.21)、2 情報モラル教育 06 (P.26)、2 情報モラル教育 11 (P.32) 等もあわせて参照してください。

《解説》

情報モラル教育は、問題が起きてからの対処ばかりではなく、問題発生の予防的な側面も担っています。基本は担任の先生が授業をしますが、状況に応じて、外部講師（巻末 P.103 参照）や情報・視聴覚センターに依頼するのもよいでしょう。市立学校の全児童生徒宛に配付した川崎市教育委員会発行の「川崎市版 保護者向けインターネットガイド（2025年度版）」の活用も効果的です。（右の二次元コードを利用して閲覧、印刷等が可能です。）



（事例紹介1）平成28年度から、情報モラル支援業者「お助けネット」が情報モラルに係る授業や研修・講演のリクエストを受け付けています。（毎年回数に限りがあります）
※令和8年から小学校については、研修・講演のリクエスト受付は終了しています。
小学校が「お助けネット」へ依頼する場合は内容に応じて、別途料金が発生します。

（事例紹介2）情報・視聴覚センター指導主事によるリクエスト研修（教職員）を受け付けています。情報・視聴覚センターでは、学校の要請により指導主事が出向き研修を行うことができます。

上記の事例は、いずれも学校の希望による内容を取り入れます。「川崎市の情報モラル教育」を視点に話をします。教職員の指導力向上や最新事例の習得にもご活用ください。

（事例紹介3）外部講師を招いて情報モラル教育を行う
※巻末 P.103 ページ研修講座参照

※ポイント

- ・事前に保護者にもアンケートを取り、学校として子どもたちがスマートフォンやインターネットをどのように使っているのか実態を把握しておくこと
- ・外部講師に任せきりにするのではなく、伝えてほしい内容を具体的に要望すること
- ・外部講師の話した内容をもとに、スマートフォンの正しい使い方や、危険回避の方法、インターネットの仕組みを、学年だよりや学年通信等を通して、保護者にも伝えるようにすること



《川崎市では、こんな取り組みもあります》

- ①高校生が、近隣の小、中学校を訪問し、演劇を通して情報モラルを教える。
インターネットの安全な使い方等を、高校生が小学生に教え、さらに教わった小学生が中学生となり、再び伝えていくようなつながりのある活動への発展が期待できます。
- ②児童生徒が主体的に情報モラルに関わる活動を行う学校が増え、多く事例が出てきました。
詳しくは、2 情報モラル教育 12 (P.33) を参考にしてください。

2 情報モラル教育 10

Q インターネット依存には、どのような種類があるのですか。その予防法はありますか。

キーワード：ネット依存、ゲーム・つながり・コンテンツ依存の3タイプ

A ネット依存には、様々な種類があると言われていますが、大きく分けると3つのタイプです。予防のためにも小学校段階からの取組みが大切です。（※令和7年厚生労働省の補助事業で、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、「令和6年度ゲーム依存（ゲーム行動症）・ネット依存の全国調査」の一環として「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」を実施）

《解説》

「インターネット依存」は、まだ病気として確立されたものではありませんが、睡眠時間や睡眠の質に影響が及び傾向を始め、健康問題や社会問題を起こしうるものであり、早期発見・早期対策が必要です。児童生徒に、ネット依存が身近にあることや自分の事として理解させることが大切です。ネット依存は、大きく次の3つのタイプに分けられます。世界保健機関（WHO）は2019年5月にオンラインゲームやテレビゲームのやり過ぎにより日常生活が困難になる症状である「ゲーム障害」を新たな疾病として定義し、WHOの「国際疾病分類」に正式な認定をしました。

（ゲームに依存するタイプ）

- ・はじめてスマートフォンを所持する年齢層が年々若年化していて、オンラインゲームはますます身近なものになっています。いくつかのゲームをダウンロードし、次々とゲームを渡り歩いて常にスマートフォンを手放せなくなっていることが多いです。

（つながりに依存するタイプ）

- ・常に「返信」をするために、コメント（メール、LINE等）が気になり、不安になってしまいます。食事中、入浴中、夜中等に携帯電話やスマートフォンを手放せず、普通に生活ができなくなってしまいます。

（コンテンツに依存するタイプ）

- ・動画を見たりネット検索をしたりすることに熱中して、自分ではやめられなくなってしまうことです。動画の続きや、ネットニュースなどの情報が気になって時間を忘れ、ホームページ等を次々と見続けてしまいます。



【参考：JAPET&CEC ネット依存って、どういうこと？】

https://www.japet.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/to_not_be_internet_dependent.pdf

【予防法としては、「ネット依存」を扱う授業等への取組みが効果的です】

文部科学省作成の「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」には、すぐに1時間の授業に取り組みるように指導案や板書例、教材が用意されています。課題提示から、課題の解決までの動画も準備され、すぐに授業に取り組みます。

◆特別活動の授業展開例（小学校高学年～中学校）

① ネット依存になってしまう仕組みを理解させる。

- ・例えば「ゲーム依存」には、ゲーム中の主人公のレベルが上がり「成長」する仕組みや、仲間と一緒にプレイするネットゲームには、一人一人に「役割」があり、自分の役割や仲間のことを考えてやめられなくなってしまう仕組みがあり、長時間ゲームをするようになってしまう。

② ネット依存によって引き起こされる問題について理解させる。（右図参照）

- ・インターネットは便利な反面、けじめなく使っていると自分では立ち直れなくなることがある。

（参考資料：独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センターより）

③ これからの自分とインターネットとの関わり方を考えさせる。

- ・自分がすべきこと、友達に対してすべきことを自己決定させる。

ネット依存により引き起こされる問題

| | |
|--------------|---|
| 身体面 | 視力低下・運動不足・腰痛・骨密度低下 栄養の偏り・エコノミークラス症候群など |
| 精神面 | 昼夜逆転・睡眠障害・ひきこもりなど |
| 学業面 | 成績低下・遅刻・授業中の居眠り 留年・退学など |
| 経済面 | 浪費・親や友だちのお金を盗むなど |
| 家族関係 対人関係 | 嘘をつく・家族への暴言・暴力 友人関係悪化・リアルの友だちを失うなど |



《参考》

- 文部科学省情報モラル教育ポータルサイト <https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/index.html>
マナーを守って使う（教材①ゲームに夢中になると、教材②身近にひそむネットの使い過ぎ）など

2 情報モラル教育 11

Q 教員が情報モラル教育について学ぶにはどんな方法がありますか。

キーワード：情報・視聴覚センター指導主事 リクエスト研修

A 児童生徒にゲーム等の今の流行やPC やスマートフォン等の使い方を聞いてみるのが大切です。また、情報モラル教育の最新の事例等については、ぜひ情報・視聴覚センターに問い合わせください。

《解説》

先生方に、年間を通して情報モラル教育を行ってもらい、児童生徒がこれからの情報社会を生き抜くための判断力を養うことは、学校教育の重要な課題の一つです。課題の解決に向けて、情報モラル教育について先生方が勉強する方法をいくつか紹介します。ご自分や学校にあったものを検討してください。

1. 指導主事に聞く

(1) 情報・視聴覚センターに問い合わせる ※情報・視聴覚センター【電話：044-844-3711】

各学校の教職員向けに研修資料を紹介しています。

- ・「〇〇についての情報モラルの授業をしたい」「〇〇を知りたい」「学年全体で情報モラル教育に取り組みたい」等

(2) 情報・視聴覚センターの指導主事が行う、学校での教職員向けリクエスト研修を利用する

放課後の時間や長期休業中を利用して研修会を開催していただければ、講師として伺います。

日程調整等が必要になってきますので、早めにお声かけください。

＜令和7年度までに実施した学校からのリクエスト内容例＞

- ・「情報モラル教育について（全体的な内容）」（小学校）
- ・「スマートフォンやインターネットの使用について」（小学校）
- ・「画像等の投稿時に気を付けること（著作権や生成AI）」（小・中学校）
- ・「インターネット（SNS等）を安心・安全に使う際の注意点について」（中学校）
- ・「個人情報の取扱いと情報セキュリティについて」（中学校）

2. 研修・講演会に参加する

(1) 文化庁が主催する「著作権講習会」（事前申し込みが必要）

- ・毎年8月中旬ごろに開催（令和7年はYouTubeによる配信での開催）

※外部団体が実施している講演会に参加するのも最新情報を得るチャンスです。

毎年文化庁が実施する著作権講習会は申し込みが必要でしたが、オンライン配信やYouTube配信の講演会になり、申し込みが不要です。



(2) 文部科学省の「情報モラル教育推進事業」セミナー（事前申し込みが必要）

- ・情報モラル教育の充実を図るための、教師等を対象としたセミナーで情報を得ることも可能です。

3. 資料から学ぶ

(1) 「情報化の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～」

指導の手引き等も有効な資料ですが、動画教材の視聴も参考になるはずです。（文部科学省の資料）

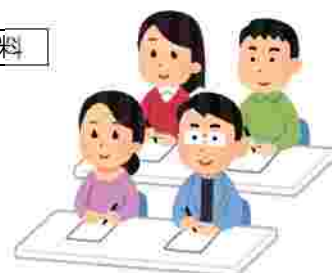
(2) サインズウェブ掲載の資料活用

情報・視聴覚センター > 研修資料等 > 情報モラル研修用資料

4. 民間団体主催の講演会に参加する

- ・民間団体主催のものではNew Education Expo が、規模が大きく、情報教育に係る各種セミナーも多数開催されます。

（令和8年6月は東京で3日間開催されます）



2 情報モラル教育 12

Q 児童生徒主体の情報モラルの活動にはどのようなものがありますか。

キーワード：委員会活動 ルール作り

- A 市立小中学校では、児童会や生徒会活動の一つとして、スマートフォン等によるトラブル防止を取り上げて、諸問題を自主的に解決したり、実践的な態度を育成したりするなど、成果を上げている学校が出てきています。また、他の自治体で、児童生徒が主体となり「スマホルール」を作った事例もあります。

《解説》

ここ数年、児童生徒を主体とした自主的な情報モラルについての活動を行う学校が増えてきています。市立学校の事例をいくつか紹介します。

1. 生徒会本部の活動

生徒会本部役員が中心となり、いじめについての全校アンケートを行い、その結果をまとめて文化祭で発表しました。アンケート項目の「SNSによる、仲間外れの経験」や「SNSの受け答えの仕方」等の結果を模造紙にまとめ、校内に掲示しました。また、文化祭のステージ発表の中で、情報モラルについてのアンケートを活用した内容を、パワーポイントを使って紹介しました。

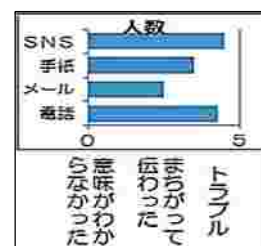


※生徒主体の情報モラルの活動として、「全校アンケート」の調査活動から始めた事例です。

生徒主体による全校規模の調査によって、悩みを抱える生徒の実態が明らかになるだけでなく、課題解決に向けたその後の話し合い活動の場面設定にもつながります。

2. 学級委員の活動

校内で行われた情報モラルについての講演会の内容を、学級委員会がポスターにまとめて校内に掲示し、全校生徒に紹介しました。



※講演会の事後学習の事例です。

講演会に参加するだけでなく、学んだ内容を生徒が自主的にまとめ、発表することを通して情報モラルへの理解をさらに深めました。

3. 保健委員会の活動

平成28年～令和元年に保健委員の生徒が、情報モラルに関わる問題について調べ、その内容を学校保健委員会や連合文化祭、神奈川県警察主催のサイバーシンポジウムで発表する活動を行っていました。

※神奈川県警等の外部機関の支援を受け、児童生徒の主体的な活動につなげた事例です。

神奈川県警察の協力を受け、保健委員会がサイバー犯罪ボランティアとして活動しました。神奈川県警察からは、情報モラルの知識だけでなく、サイバー犯罪ボランティアとしての活動の方法も学びました。

全国的な取り組み例

生徒の身近な問題について主体的に取り組む活動は、全国的に広まっています。取り組み例としては、

- ① 児童生徒が主体となり、全校（学年・学級）の「実態を調査する」
- ② 調査結果をもとに、原案を作成し全校（学年・学級）で話し合って「自主ルール作り」等を進めるという内容が多くなっています。児童生徒が自主的な活動に取り組むことで、情報モラルについて主体的に学び、結果として、インターネットを安全に正しく使いこなすための判断力を高めていくことにつながっていきます。

情報モラル教材サイト「ネット社会の歩き方」の教材も、主体的な活動の参考になります。



《参考》

- 神奈川県警（サイバー教室用教材） <https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/hikoboshi/mesd5053.html>
- 文部科学省 情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～
- ネット社会の歩き方「生徒会活動でスマホルールを作ろう」※指導演、ワークシート等の教材あり

2 情報モラル教育 13

Q ネット上のトラブルの相談機関を教えてください。

キーワード：相談窓口 警察 国民生活センター 文部科学省 川崎市

A ネット上のトラブルについての相談窓口には様々なものがあります。トラブルに巻き込まれたら早い時点で関係機関に相談していくことが、解決に向けての第一歩となります。

《解説》

◎**警察に相談**…サイバー犯罪の被害やトラブルに巻き込まれそうになったら

●神奈川県警察「サイバーセキュリティに関する相談」へ

https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/cyber_hanzai/mesd7017.html



●インターネット上に違法情報・有害情報を見つけたとき

インターネットホットラインセンターへ <http://www.internethotline.jp/>



●都道府県警察本部サイバー犯罪相談窓口等一覧（警察庁 Web サイト）

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>



※サイバー犯罪の被害にあった場合は、被害状況を説明できるよう、ホームページ、掲示板、チャットの画面、相手とやり取りしたメールなどを印字したもの、金銭のやり取りがあった場合には、振込の控えなどの詳しい資料を準備して、最寄りの警察署へ相談しましょう。

◎**国民生活センターに相談**…インターネット等を利用した通信販売によるトラブル

ここでは商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどについて、専門の相談員が公正な立場で相談に応じて処理する窓口を紹介しています。

●国民生活センター 通報/相談窓口・紛争解決

独立行政法人 国民生活センター

<https://www.kokusen.go.jp/category/consult.html>



◎**迷惑メール専用の相談窓口**…迷惑メールをもらって困っている場合には

●一般財団法人 日本データ通信協会 迷惑メール相談センター

<https://www.dekyo.or.jp/soudan/info/>



◎**文部科学省が全国の「いじめ相談の窓口」を紹介するサイト**…内容がいじめに関わる場合

ここでは不安や悩みを受け止める様々な関係機関の相談窓口を紹介しています。

●文部科学省 子供の SOS の相談窓口

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



【川崎市の相談窓口】

◎川崎市教育委員会では、ネットいじめにあっている子どもたちや保護者からの電話やメールによる相談窓口を開設しています。教職員や学校に対しての支援も行っています。

●溝口相談室（川崎市立学校インターネット問題相談窓口兼用）

・電話での相談・・・ TEL：044-844-3700

（※令和8年4月から変更 年末年始、土日祝日は除く 9:00~16:30）

・メールでの相談（24時間受付、回答には一定のお時間を要します）

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000027223.html>

または、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」で検索

◎川崎市PTA連絡協議会も、携帯電話やインターネット等の利用に関するトラブルについての事例や困ったときの連絡先、ICT学習会の様子等を紹介しています。

◎学校内外の人間関係の悩みやいじめ相談など、子どもや保護者からの相談を受け付けています。

●川崎市教育委員会 ダイヤルSOS・・・ TEL：044-200-3288

（年末年始、土日祝日は除く 9:30-17:00）



2 情報モラル教育 14

Q ネットトラブル発生時の対応には、どんなポイントがありますか。

キーワード：専門用語 影響範囲 インターネットの仕組みの理解

A ネットトラブルの対応や指導は、基本的には通常の児童生徒指導と同じです。速やかに管理職へ報告をするとともに、児童生徒が専門用語を話してくる場合の対応や影響範囲を把握することが重要です。※ネットトラブルの対応や指導体制は、各学校で確認をしてください。

《解説》

通常の児童生徒指導の対応と変わりませんが、以下を参考にしてください。

★ヒアリング時の注意

- ・児童生徒が専門用語を話してくる場合は「そういうものを知らない人にもわかるように話してほしい」と伝えて話をさせ、通常の生活指導と同じように進める。
- ・アプリ名、サービス名を聞く前に、事件等の概要と影響範囲を把握する。
- ・関係者がお互いに連絡を取れない状態にして、個別に別室で（可能なら同時並行で）ヒアリングを行う。※「聞く」時には複数で対応する。

★ネットトラブルであっても、内容や指導は通常と同じです。発覚がネットだったとしても、指導項目は変化しません。

★情報機器や情報通信ネットワークサービスに関連した児童生徒指導では、その認知範囲（数人・クラス・学年・全校・他校まで・一般等）の広がりにも注意が必要です。大事なのは、誰がこの事件を知っていて、どこまで広がっているのか（影響範囲）を把握することです。

★ネットトラブル発生時のトラブルの問い合わせ先は、「2 情報モラル教育 13」P.34 に掲載されています。その事案に応じて問い合わせ先を参考にしてください。

ネットに関連した事前の児童生徒指導や学習指導が最も大切です。その予防や対処のためには、川崎市の考える「日常的なモラル」を育み、「インターネットの仕組み」の理解による判断力の育成が大切です。基本的な考え方は、「日常の現実社会で行ってはいけないことは、当然ネット社会でも行ってはいけないこと。一方でネット社会には日常にはない特性があります。その特性を踏まえた指導が必要です。川崎市版保護者向けインターネットガイド（2025年度版）や総務省のインターネットトラブル事例集も参考になります。



GIGA 端末を活用した授業の中では、トラブルに即時に対応できるため、実体験に即した指導が行え、効果が期待できます。

《参考》

- 総務省 インターネットトラブル事例集

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

- 川崎市版保護者向けインターネットガイド（2025年度版）

<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/6,585,36,138,html>

2 情報モラル教育 15

Q SNSを利用するための年齢制限について教えてください。

キーワード：保護者の同意 年齢制限

A 主要なSNSの多くには、年齢制限が設けられています。13歳未満の子どもの利用を認めていないサービスが多いのが特徴です。13歳未満でサービスをどうしても利用する場合は、利用規約を確認した上で、保護者と一緒に利用する必要があります。令和8年3月30日現在の利用規約を紹介しますが、最新の情報を各学校で必ず確認してください。

《解説》

利用規約に関しては、最新の情報を得ることが大切です。また、また ChatGPT 等の生成 AI にも利用規約があり年齢制限があります。SNS 以外のサービスを利用する場合にも注意が必要です。

(例：ChatGPT 利用規約 <https://openai.com/ja-JP/policies/row-terms-of-use/>)

| サービス名 | 利用規約（年齢について） | 備考 |
|---------------|--|-------------------------------|
| YouTube | 13歳以上利用可能 https://www.youtube.com/static?template=terms&hl=ja&gl=JP | 保護者が有効にしていればその限りではない |
| X (旧 Twitter) | 13歳以上利用可能 https://help.x.com/ja/using-x/parental-consent | 各国で定める個人情報の処理に同意できる年齢に達していること |
| Facebook | 13歳未満はアカウントを作成できない https://www.facebook.com/help/570785306433644/?helpref=hc_fnav&locale=ja_JP | 自国で利用できる法定年齢に達していること |
| LINE | 推奨年齢を12歳以上とする https://guide.line.me/ja/safety/parents | iOS版も同様 |
| Instagram | 13歳以上利用可能 https://www.facebook.com/help/instagram/581066165581870/?locale=ja_JP | 自国で利用できる法定年齢に達していること |
| TikTok | 13歳以上利用可能 https://support.tiktok.com/ja/safety-hc/report-a-problem/report-underage-accounts-on-tiktok | 利用開始で、自動的に13歳以上を宣誓 |

SNSの利用規約については、本来は利用者自身自身で自主的に調べ、内容を把握し規約を守りSNSを利用することが求められます。しかし、利用規約を守るためには児童生徒だけではなく保護者との連携が必要です。利用規約等の視点から家庭のルール作りを考えることも一つの有効な手立てとなります。

児童生徒指導対応時には、P.35の「2 情報モラル教育 14」の「ネットトラブル発生時の対応には、どんなポイントがありますか」を参考にしてください。

利用規約等は、インターネット上で調べることができます。確認をしてから使用しましょう。

《参考》かわさき GIGA スクール構想で使用する「Google Workspace アカウント」は？
利用規約（約款）の内容を川崎市が確認し、児童生徒が利用できるように配慮をしています。

Q 学習場面において GIGA 端末で、ファイルを「共有」するよさや注意することを教えてください。

キーワード：情報モラル 学習場面 「共有」するよさ 「注意」すること GIGA

A GIGA 端末で Google Workspace の様々なアプリを活用しファイルを「共有」するよさとして、例えば学習の過程などの情報を参照することで、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の一体的な充実を図ることができます。一方で、学習をよりよくするために端末を活用し、「してよいことと、してはいけないこと」を判断する情報モラルを育成することが必要です。教師が「共有」について知っておくべきことと児童生徒に必要な指導について、次の内容を参考にしてください。

《解説》

教師が知っておくべきこと

■「共有」することのよさ とは？

GIGA 端末でインターネットにつながり、クラウドを利用することは、いつでも、どの教科でも様々な情報にアクセスして、既習や他教科とつなげることをできるようにします。ファイルを「共有」することでのつながるよさとしては、お互いの学習過程を「共有」することで協働的な学びを促進し、多様な他者と共に問題の発見や解決していくための資質・能力を育成できること等があげられます。さらに、教師も ICT の持つ特性を最大限活用し「つながる」ことで、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導、学習活動の充実を図ることが期待できます。



■児童生徒が「共有」する際に、注意することは？



児童生徒が、GIGA 端末を用いて、インターネットを通してつながるよさを体感するとともに、適切な情報モラルを身に付けることが大切となります。

例えば、共有されたファイルでの友達への書き込みの消去や過剰な書き込み、知らない人へのファイルの共有ということが起きるかもしれません。日頃から児童生徒に向けて GIGA 端末を使用する目的の確認や、情報モラルについて継続的に指導を行うことで、トラブルの未然防止、効果的な事後指導につなげることができます。さらに児童生徒の Google Workspace の有効活用によって情報モラルにおける判断力が育まれ、豊かな学びの実現につながります。次の「共有する時の注意点として伝えること」を参考に指導を進めてください。

「共有する時の注意点として伝えること」※発達の段階に応じて、伝え方を工夫することが大切です。

★GIGA 端末は、学習を進めるために川崎市が貸し出しているものです

- ファイルを知らない人に共有するなど、不適切な利用を行わない。
- Google ドライブの中の「共有アイテム」に見たことのないファイルが表示されていたり、共有を案内するメールが届いていたったりした場合はそれらを開けずに教職員に申し出る。
- 知らない相手からファイルのオーナーを勝手に譲渡されてしまうことがあるので、オーナーが自分の名前であっても不審なファイルがあれば開けずに教職員に申し出る。



※学習活動での「共有」終了後は、書き込みができない設定としておくことも大切です。「編集者」から権限を「閲覧者」に変更するなどして、トラブルの未然防止をお願いします。

児童生徒が知っておくべきこと

■「共有」のよさとは？

P.34にあるインターネット上で共有するよさとともに、さらに次のような学習場面における具体的な「よさ」が考えられます。

- Google スライドで、学習のまとめをペアやグループ等で共有して、話し合ったり協力したりして作成し、学習内容の理解を深める
- Google スプレッドシート等で、お互いの意見や考えを共有し、参考にしたり、それを基に話し合ったりすることで自分の考えを深める
- Google ドキュメントで、作文などの作品を共有することで、コメント機能でアドバイスし合ったり、お互いのよさを発見し、学んだりすることで、多様な考え方に触れる



「共有」するよさはたくさんあります。一方で、「機能を悪用しないこと」「協力し合ってネットワークを使うこと」「みんなのものであるクラウドの公共性を意識して使うこと」という情報モラルを育むことが大切です。

■「共有」の際に目指す、児童生徒の情報モラルを意識した姿は？

P.40の内容をもとに、児童生徒が自分事として情報モラルを意識し「共有」することが大切です。次のような児童生徒の姿を目指せるよう、指導の参考にしてください。



【GIGA 端末で共有するときの姿】

「GIGA 端末の機能を上手に使い、学習や係活動などをよりよくする使い方をする姿」

【もしもの時の姿】

「GIGA 端末に見たことのないファイルがあったときに、ファイルを開かない、先生にすぐに相談するなど、適切に判断し行動する姿」

【将来、社会や生活の中で、GIGA 端末以外で共有するときの姿】

「家庭の端末や私物のアカウントでも、学校で学んだ注意事項や家庭などでの約束、社会のルールを意識して適切に共有する姿」

もし、児童生徒から先生に「他校とのトラブル」の相談があった場合は？



①管理職に報告

②情報・視聴覚センターに報告 Tel844-3657

③当該児童生徒から状況確認 **※本人の許可を取り一緒に確認する**

→**児童生徒アカウントを先生が勝手に利用することはできません。**先生が児童生徒に許可を得たとしても、扱いは慎重に、児童生徒を尊重した確認が必要です。

※「@kawasaki-edu.ed.jp」のドメインについて

本市の GIGA 端末では、「@kawasaki-edu.ed.jp」ドメイン以外の相手とのファイルの共有はできない設定としておりますが、「@kawasaki-edu.ed.jp」ドメインとのファイルの共有（市立学校児童生徒）は可能です。共有機能を不適切に用いた使用により、知らない児童生徒からのファイル共有が起こることも考えられます。GIGA 端末は学習のために活用することを確認し、適切に使用できるようにすることが大切です。

《参考》

- かわさきGIGAスクール構想情報共有サイト

Q 「子どもに見せたくないウェブサイトがあるのでフィルタリングをかければ安全ですか？」と保護者に聞かれました。どう答えたらよいのでしょうか。

キーワード：フィルタリング ペアレンタルコントロール

A ネット上の様々な情報の中には、青少年にとって有害な情報も多くあります。フィルタリングは有効な機能であっても、それだけで十分というわけではありません。

《解説》

技術の進歩によって私たちの生活が豊かになる反面、さまざまな社会問題も生じています。しかし、情報を発信する人の表現の自由を奪うという考え方もあるので、有害サイトであっても、ウェブサイトの公開を直ちに止めさせることはできません。一方、見る側からは閲覧を制限することができます。その方法としてフィルタリング機能が使われます。

＜家庭の場合＞

インターネットは、今やパソコンだけでなく、スマートフォンや携帯電話はもちろん、ゲーム機や音楽プレーヤー等でも接続することができます。主な機器のフィルタリングの方法を紹介します。

【パソコン】

家族が一緒にいる部屋でインターネットをすることが大切です。インターネット検索をしているといつの間にか有害サイト画面に出くわしていることもあります。そこで、家庭でもフィルタリングソフトを用意し、自宅のコンピュータにインストールすることで、より安心したインターネット利用ができます。ソフトは数多く市販されています。プロバイダやウイルス対策ソフトでも対応できます。

※GIGA 端末には、フィルタリング等により、ネット閲覧制限がかかっています

【携帯電話・スマートフォン】

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、平成30年2月1日より、18歳未満の子どもが携帯電話やスマートフォンの契約・機種変更・名義変更をする際、店頭でのフィルタリングサービスの設定が義務化されました。携帯電話事業者は、契約締結時の青少年確認義務、フィルタリングの設定やインストールを行う有効化措置の義務が課されました。

【無線LAN利用の場合】

スマートフォンは携帯電話会社の回線だけでなく、フリーのアクセスポイント等を通して無線LAN接続が可能なので、回線に応じたフィルタリングだけで安心することはできません。また、アプリケーションからもインターネットに接続することができるので、フィルタリングを正しく設定していないと不適切なサイトへアクセスしてしまう可能性もあります。これらの対策として、携帯電話会社や様々な会社の出しているフィルタリングサービスを利用するのがよい方法です。



【ペアレンタルコントロール】

スマートフォンだけでなく、ゲームや音楽プレーヤー等もインターネットに接続できる機器です。こうした機器を買い与えるときには、あらかじめ子どもたちの活用レベルにあった「小学生モード」「中学生モード」等の設定（ペアレンタルコントロール）をすることが必要です。オンラインでのアプリケーションの購入も制限することができます。

《参考》

- 内閣府 青少年有害環境対策（インターネット利用環境整備・非行対策・健全育成）について
- 安心ネットづくり促進協議会「青少年のスマホ利用のリスクと対策」
- 総務省 国民のための情報セキュリティサイト「スマートフォンやゲーム機でインターネットを使うときに」
- 川崎市教育委員会「川崎市版保護者向けインターネットガイド（2025年度版）」

3 インターネット・SNS 2

Q 掲示板に個人に対する悪口が書き込まれていました。消してもらうにはどうすればよいですか。

キーワード：スマートフォン ネット掲示板 プロバイダ 誹謗中傷 管理者

A すぐにネット掲示板を作った管理者に削除を依頼します。(早期対応を心がけてください)

《解説》

1. 掲示板管理者への削除依頼

悪口などの個人を中傷した情報がインターネット上の掲示板に書き込まれた場合は、一刻も早く掲示板を作った管理者に「匿名」か「削除依頼人」として、削除依頼のメール（具体的な内容と書き込みのあるアドレスとトップページのアドレス）を出します。掲示板ごとに削除依頼の方法が異なります。掲示板に記載されている注意事項をよく読んでください。削除までの日数も異なります。それと同時に画面の保存や印刷をしておきます。また、個人情報に掲載されていると知った日時、いきさつやその後にとった行動などを記録しておきます。

2. 削除をしてくれない場合

なかなか削除をしてくれない場合は、プロバイダに連絡をとり削除を依頼します。プロバイダは内容を検討し、依頼に基づき削除依頼を発信者に通知することになっています。プロバイダは7日以内に発信者による反論がない場合削除することができます。ただし内容検討に要する日数がかかり、すぐには削除できないのが現状です。また、削除してくれないので「悪口を書き込むな」と掲示板に直接のせた場合、逆効果になってしまうことがあります。

3. 民事上の対応等

民事上の対応については手続きが専門的なので弁護士に相談するとよいでしょう。プロバイダに該当する部分の記録の保存を要請します。悪質な書き込みや名誉毀損にあたる書き込みの場合、謝罪や損害賠償のためにプロバイダや掲示板の管理者に対して、発信者情報の開示を依頼することができます。

【プロバイダ】

主に、個人や企業のために、インターネットへの接続サービスを提供する企業や団体のこと

【プロバイダ責任制限法】

インターネットでのウェブページや電子掲示板などで、情報を送り、伝え、受けることで権利の侵害があった場合、プロバイダ、サーバの管理・運営者等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利があるという法律

《指導事例》

- 指導対象 小・高学年、中学生、高校生
- 発問例 GiGA 端末を使用する授業などで「自分の悪口などを掲示板に書き込まれたら、どうしますか。」
- 指導のポイント

インターネットの掲示板のよさには、同じ趣味を持つ人たちと幅広く意見交換できることなどがあります。しかし、相手の顔が見えないため、言葉が暴力的になってしまうこともあります。一度発信したら取り消すことはできません。不特定多数が見ています。また、名誉毀損にあたる書き込みなどは、誰が書き込んだのか、プロバイダを通して知ることもできます。対処方法を教えながら、相手が特定できることと、犯罪となることもあることを教えていきましょう。

《参考》

- 川崎市教育委員会 川崎市立学校インターネット問題相談窓口 ※本冊子P.34「2 情報モラル教育13」参照
- 神奈川県警察「サイバー犯罪等に関する相談及びトラブル事例」
- ISPLAW プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイト

3 インターネット・SNS03

Q SNSの利用について、子どもたちに指導する際のポイントや具体例はどんなものがありますか。また川崎市の方針はありますか。

キーワード：SNS インターネットの仕組みの理解

A SNSの利用についての指導は、スマートフォンやSNSに縛られ振り回されることがないように、SNSの使い方を自分たちで考え、判断することができるように指導していくことがポイントです。SNSの利用について指導する際は、インターネットの特性を理解させることや、相手のことを想像して思いやることができる心を育てることが大切です。

《解説》

学校や学級内での携帯電話やスマートフォンの所有率が高くなってくると、友達との仲間意識を高める目的で必要以上に連絡を取り合おうとする姿が見られ、トラブルが生じやすくなります。

こうしたトラブルを解決するには、インターネットの特性を理解させ、トラブルが思わぬ影響を及ぼすことに気付かせます。その上で「相手を思いやる気持ち」を指導しながらSNSの使い方を自分たちで考えさせるようにします。



知らせる インターネットの仕組みを理解する

【記録性】 記録が残るよ！

- ・公開された情報は閲覧だけでなく保存されてしまう可能性もあります。そのため投稿した情報は簡単には削除できず、必ずどこかに記録が残ってしまうということを知らせます。

【流出性】 広まるよ！

- ・インターネットは世界中で不特定多数の人間が24時間利用しているうえ、情報を受けた人が新たな情報の発信源となって拡散してしまうこともあるということを理解させます。

【公開性】 見られているよ！

- ・友達同士のやり取りだと思ってインターネット上に投稿した書き込みや写真であっても、本人の気づかぬうちに公開されてしまう可能性があることを理解させます。

【非対面性】 伝わりにくいよ！誤解もあるよ！

- ・SNSのやりとりは文字と画像が中心であり、相手の本当の顔が見えにくいことから誤解が生じやすく、感情的になりやすくなってしまふことがあるということを知らせます。

考えさせる

①相手の状況を考える

相手の状況に関わらず情報を発信できることはSNSやメールの良い点ともいえますが、受け取る側がすぐに返信ができない状況にある場合や迷惑な場合があること等を知らせます。

②自分や相手を大切にす

SNS利用の心配な点として「ネットコミュニケーション（つながり）依存」があげられます。常に友達と繋がっていないとひとりぼっちになるのではないかという不安感や緊張感に迫られたり、返信がこない相手を感情的にせめてしまったりすることもあります。SNSに振り回されるのではなく、相手の立場や状況を尊重し、自分の時間を充実させることの大切さに気付かせます。また、見守る大人たちは、子どもたちのこうしたやり取りの「閉鎖性」について十分理解し、日常の関係の中からとらえていくことが大切です。

《参考となる教材》

- 文部科学省 情報モラル教育の充実等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- 警視庁 動画ライブラリー サイバー

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/joho/movie/cyber/index.html

Q 中学校の部活動などを始め、生徒との連絡に私的に利用している通話アプリケーション（LINE 等）やメールを使うことは可能ですか。

キーワード：川崎市学校情報セキュリティ対策基準 個人情報

- A 教職員が児童生徒と連絡を取る手段として私的に使用している通話アプリケーション（LINE 等）の利用やメールを扱うことは「川崎市学校情報セキュリティ対策基準」等により、基本的に許されていません。

《解説》

「川崎市学校情報セキュリティ対策基準」第7版（令和8年3月31日）（sains-web から確認できます）では、情報資産のうち情報の漏えいなど機密性が侵害されることにより、児童生徒及び保護者、教職員等の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響が予想されるものを「機密性区分Ⅰ」と分類し、その取り扱いについて、以下のように示しています。（一部要約）「5 情報セキュリティ・個人情報 O1（P50）」も参照

- 原則として、各学校が保有する機密性区分Ⅰの情報資産は、外部に持ち出してはならない。
- 機密性区分Ⅰの情報を個別のパソコン内に保存してはならない。

「川崎市学校情報セキュリティ対策基準」を踏まえ、以下の点に気を付ける必要があります。

- 1 本市において、個人情報の入った可搬媒体（USBメモリー等）は、外部への持ち出しは原則禁止です。それと同様に、教職員個人の通信機器に児童生徒の個人情報（氏名、連絡先等）を保管してはいけません。

※児童生徒と連絡をするために、個人の通信機器に個人情報を安易に保管することは絶対に避けてください。

- 2 教職員個人の通信機器に個人情報を保管することは、持ち運びによる紛失の危険性の他にも、機器の通信機能によってインターネットを通じた個人情報の漏えいの可能性があります。

※過去の例として、教職員が生徒の氏名・連絡先等の個人情報を保管した携帯電話を紛失し、情報漏えいにつながった例があります。

- 3 教職員個人の通信機器に個人情報を保管することで、私的な連絡に発展するなどのリスクが生じます。どのような場合であっても、私的な連絡は児童生徒と取り合わないことが原則です。

※個人情報の保管をしないということは大原則ですが、不祥事を未然に防ぐという観点からも、私的に利用している通話アプリケーション（LINE 等）やメールで、児童生徒と連絡をとることは控えてください。

※過去の例として、安易に私的に利用している通話アプリケーション（LINE 等）やメールを始めて、児童生徒と教師との距離感がなくなり不祥事に発展し、その結果、職を失ってしまったということがありました。

- 4 教職員が個人通信機器を利用して児童生徒と連絡をとることについて

※原則として、教職員が個人通信機器を利用して、私的に利用している通話アプリ（LINE 等）やメールを通常の連絡手段としてはいけません。

※教職員と児童生徒は、対面での対話で人間関係を深めていくことが重要です。ただし、特例として長期欠席等で顔を合わす機会の少ない児童生徒との連絡手段として活用できる可能性が考えられます。その際は、保護者や管理職の了承が必要です。また、その承認後は、教職員が目的外利用をしないことが大前提となります。



Q SNS上での迷惑、出会いを求める、なりすまし、誹謗中傷等のメッセージへの対処について教えてください。

キーワード：迷惑メール 誹謗中傷 なりすまし

A 信頼できる大人に相談するのが一番です。状況によっては事実（証拠）を、画面コピー機能（スクリーンショット）等を使い保存します。

《解説》

【迷惑メール】

迷惑メールは残念ながら完全に防ぐ方法はありませんが、メールソフトの機能やプロバイダの迷惑メール対策サービス、ウイルス対策ソフトなどである程度防ぐことはできます。

【出会いを求めるメール・SNS】

近年「LINEのグルチャ[※]友募集」「TikTok等に個人が特定できてしまう情報をアップロード」している状況を目にします。共通の趣味や話題で会話が進むと、出会いの垣根もどんどん低くなっていきます。

会ったことのない人からの「会わない？…」というメッセージには、「会わない！」が大原則です。



日常的な指導で大人は、「ネットで知り合った人と会うことに『出会い系』という意識はない」というのが小中高校生の現状という認識を持ちましょう。「会ってはだめ」の一辺倒では、子どもは納得しないこともあります。共感的に話を聞きながら、数日時間を置く、友人との時間を大切にするような方向性を探る、大人同伴で会うなど、選択肢を用意しておきましょう。

注：グループチャットの略

【なりすましメール】（※参考：不正アクセス行為の禁止等に関する法律）

他人のIDやパスワードをどこかで入手し、それを使ってなりすます場合もあれば、メール自体を細工してなりすます場合もあります。なりすまし行為によって大きな事件やトラブルに発展していくことも少なくありません。不審なメールが届いた時には、むやみに開いたり、返信をしたりしないこと、信頼できる大人に相談したり、差出人が友達の場合直接確認をしたりして確かめることが大切です。

【誹謗中傷メール】（大人の助けが必要な場合が多いです。）

①知り合いの人からの誹謗中傷には、直接会って、本当に送信してきた相手なのかを確認します。知り合いになりすまして第三者が、誹謗中傷のメールを送ってくる場合があります。早合点して、同じような内容のメールを返信すると自分が新たなトラブルの原因を作ってしまうこともあるので冷静に対処します。

②-a 知り合いならば、その前に何かしらのトラブルがあって、不満をぶつける形でメールをしてきたと考えられますから、話し合うことが必要です。話し合いをスムーズに進めるために第三者に参加してもらうことも考えましょう。そして、誹謗中傷されたことでどんなに傷ついたかを伝え、絶対にしてはいけないことを理解してもらいます。また、自分に非があるとわかった時は、素直にあやまるのが大切です。

②-b 知り合いの人になりすまして、第三者が誹謗中傷のメールを送信してきたことが考えられるときは、送信元のアドレスの着信拒否設定をして様子を見るようにします。

（メールアドレスを変更することも考えられます）

誹謗中傷は悪質な場合は、電話番号やメールアドレスなど個人情報が書き込まれていることがあります。その時は、知らない人たちからいきなり誹謗中傷や写真が添付されたメールが届いたり、根も葉もないことや身体的特徴が事細かに書かれたチェーンメールが不特定多数の人に回されたりすることがあります。これらの場合には、保護者や先生に話をして、すぐに警察へ被害届を出す必要があります。

3 インターネット・SNS06

Q メールの添付ファイルを開いたところ、「会員登録がされました。入会金を振り込んでください」という表示が出てきました。どうすればよいですか。

キーワード：インターネット 携帯電話 メール 振込詐欺 架空料金請求

A 無視する。支払わない。相手には個人の情報は伝わっていません。折り返し請求があったとしても返事や連絡をしないことです。

《解説》

※ 興味本位で添付ファイルを開かない（クリックしない）ことが大原則です。

(1) 画面上に登録料金請求の通知が表れても、支払わないことです。

画面上に「登録しました」や「入会が無事完了しました。ありがとうございます」と表示され請求書のアイコンが表れても、無視することです。安易に支払ってはいけません。IP アドレスやプロバイダを自動的に表示させ、消費者の情報が伝わっているかのように見せかけていますが、個人の住所、氏名等を特定することはできません。

IPアドレス：インターネットでは実際の情報のやり取りは住所に相当するIPアドレスで行います。
プロバイダ：主に、個人や企業のためにインターネットへの接続サービスを提供する企業や団体のこと。

(2) 相手に返事や連絡をしてはいけません。個人情報伝えることになります。

「身に覚えがない」「登録する気がない」という意思表示のためにメールを業者へ連絡することは、わざわざ個人情報を伝えることになります。相手から、時々メールが送られてくるような場合は、着信拒否設定や、メールアドレスを変更する方法があります。悪質な場合、偽りの裁判所から通知が届くようなこともあるようです。そんな時は、最寄りの消費生活センター（国民生活センター）に相談してください。

(3) 相談する時などのため、できるだけ記録を残します。

できるだけURL、画面コピー、サイト名などのデータを印刷するなどして、記録しておくことが大切です。もしも、裁判になったときなどは貴重な資料になります。子どもから相談があったときには、必ず家族に「間違えてクリックした」ことを話して、相談したほうがよいことを伝えてください。

URL：https:// のようにアドレスを表記したもの（インターネットの住所にあたるもの）。

画面コピー：キーボードのプリントスクリーンのキーを押し、貼り付けを選択すると画面がコピーすることができる機能。

《指導事例》

●指導対象 中学生、高校生

●展開例 右の画像をプロジェクタなどで大きく表示します。

T 発問：「メールをクリックしたら、次のメッセージが出てきました。あなただったらどうしますか？」

S：「払ってはいけませんが、〇〇円までだったら払う気になってしまうかも？」

S：「表示が出たあと何かやっておくことはありますか？」

「すぐ請求画面を削除したほうがいいのですか？」

など、気づいたことを話し合い、具体的な事柄の指導をしていきます。



《参考》

●国民生活センター「消費者トラブル解説集」

●警視庁「情報セキュリティ広場」よく寄せられる相談事例

●総務省 国民のための情報セキュリティサイト「事故・被害事例および対処法」

4 携帯機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機など）01

Q 子どもが携帯機器を持つ前に、教員として保護者に伝えた方がよいことは何ですか。

キーワード：家庭での情報モラル教育 ペアレンタルコントロール フィルタリング

A 保護者が子どもたちに機器を持たせる前に、家庭でできる情報モラル教育について伝える必要があります。入学式、教育課程説明会、新入生保護者説明会、個人面談等が、直接伝えるチャンスです。

《解説》

携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などインターネットにつながる機器をいつ子どもに買うかは、保護者が決めることになります。機器を持たせる前に、家庭でできる情報モラル教育として、子どもたちの判断する力を育てるために、次の3つのポイントを保護者に伝える必要があります。

毎年12月頃に市立学校全児童生徒分発行されている、川崎市教育委員会発行の「川崎市版 保護者向けインターネットガイド」も参考にしてください。



1 機器の目的について一緒に考える

まず、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などの機器が本当に必要かどうか、子どもと一緒に考え、一緒に話し合うことが大事です。また、そのほとんどはインターネットにつながり通信できる機器であること、インターネットには仕組み（特性）があること（P.19～P.20「情報モラル教育01」参照）を理解した上で、「何をするための機器かな？」「何がしたいのかな？」「どのように使うのかな？」を一緒に考える必要があります。

2 利用の約束・わが家のルールを一緒に考える

機器が必要になれば、子どもとルールを一緒に考え、一緒に決めます。その前に、保護者として、事前にペアレンタルコントロールの設定やフィルタリングの契約を必ず行います。ルール作りとして、次のようなものがあります。

- ・利用時間、料金を設定する
- ・困ったときは必ず大人に相談する
- ・自分や他人の画像をむやみに投稿しない
- ・他人への思いやりを忘れない

- ・充電は、リビングで！
- ・毎週〇曜日は、ノーデジタルデー
- ・夜9時を過ぎたら、使わない
- ・画像は「一生消せない」と常に考える
(配信したら、すぐに広がる、回収できない)

3 常に子どもとインターネットの話をする

約束が守られているかどうかを確認するために、約束を書いて壁等に貼るなどすると効果的です。また、子どもと頻りにインターネットについて話すことは、子どもの小さな変化を捉えやすく、その変化を学校に伝えることにつながります。ルールを作っても作りっぱなしでは意味がありません。常に見守り、定期的に使い方などを確認することが大切です。

「今までの使い方は大丈夫かな？」「どうすればよかったかな？」



学校でもGIGA端末の使用をとおして、機器の使い方をはじめとしたルールやマナーを指導します。しかし、より必要なタイミングで情報モラルについて子どもに話ができるのは保護者だけなのです。学校としては、家庭と協力をして、「子どもたちの判断する力を育てていきたい」という視点をもって、保護者に伝えていきましょう。

《参考》

- 「情報化の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」 動画教材・指導案事例（文部科学省）
- 「川崎市版 保護者向けインターネットガイド（2025年度版）」（川崎市教育委員会）

4 携帯機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機など）02

Q ゲーム機、キッズ用携帯電話、スマートフォン、音楽プレイヤーなどの特徴と、使う際に気を付ける点は何ですか。

キーワード：携帯型端末 スマートフォン ネット依存 ネット被害 SNS

A これらの ICT 機器は単独で利用されることも多いですが、インターネットへのアクセス手段として利用されることもあるという認識をもつ必要があります。

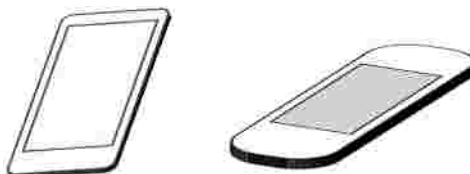
《解説》

子どもたちが、コンピュータ・携帯電話・スマートフォン・ゲーム機・音楽プレイヤーなど、様々な ICT 機器を通じてインターネットを利用しており、令和5年度の内閣府の調査によると、青少年（満10歳から満17歳）の98.7%が、インターネットを利用していると回答し、学校種別で見ると、小学生の98.2%、中学生の98.6%、高校生の99.6%がインターネットを利用していると回答しています。また、低年齢層の子供（0歳から満9歳）の74.9%がインターネットを利用するという回答もあります。こうした幅広い年齢層で活用が進んでいる背景には、様々な機器、多様な環境があることも同時に記されています。

インターネットを利用するといっても、かつての典型的な利用形態のように、「パソコンを通じてインターネットにアクセスし、Web サイトや電子メールを利用する」といった形態ではなく、最近は、スマートフォン・ゲーム機・音楽プレイヤーを含む多様な ICT 機器を通じてインターネットにアクセスし、無料通話アプリ・インスタントメッセージや SNS を多用するといった利用形態が一般化している傾向を認識する必要があります。

子どもたちが携帯型端末でインターネットを利用する上で、主に以下の新たな課題があげられ、それらの課題に対する指導や対策が求められています。

- ① ネット依存（過度なインターネット利用）
- ② ネット被害（自分が被害にあう問題）
- ③ SNS 等のトラブル
- ④ 適切なコミュニケーション



その他、子どもたちがインターネットを利用する上での注意点については、「3 インターネット・SNS」(P.39～44)をはじめとするインターネットに関するページをご覧ください。

◆「キッズ用携帯電話（子ども向けのケータイ）」の主な特徴◆

- ・ 通信通話が制限されている
- ・ ネットにつながらないものが多い
- ・ GPS 機能で子どもの居場所を確認できる
- ・ 防犯対策サービスがある



《参考》

- 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」
(文部科学省委託事業) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- 「青少年を取り巻く有害環境対策に向けて」(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm
- 「青少年のインターネット利用環境実態調査」(こども家庭庁)
https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/internet_research/results-etc
- 「ネット社会の歩き方」(JAPET&CEC 一般社団法人 日本教育情報化振興会)
<https://www.japet.or.jp/net-walk/>

4 携帯機器（携帯電話、スマートフォン、ゲーム機など）03

Q スマートフォン（携帯電話、ゲーム機も含む）のマナーやルールについての指導に役立つ資料や具体例などを教えてください。

キーワード：個人情報 トラブル 日常的なモラル

A 国や関連法人、川崎市など多方面から指導に役立つ資料やコンテンツが出されていますので、一部紹介します。使う目的や必要性などを明確にして、実態や状況に合わせて活用するとよいでしょう。

《解説》

◆まずはインターネットへの接続に関するルール作り

今日、携帯電話やスマートフォンは、通話のみをする電話としてではなく、メールやSNS等様々な情報を発信・受信する情報端末として使うことが多くなってきています。情報端末としてネット上で様々な情報をやりとりするには、実態や個に応じた話し合いの中でルールを作ることが大切になってきます。その際に1つの例として、下記の視点でルールを作るとよいでしょう。

- ① 使う時間のルール（例：夜9時以降はリビングの充電器におき、使用しない）
- ② 使う場所のルール（例：家ではリビングで利用し、外では公共のマナーを守って使う）
- ③ つなぐ相手（サイト）のルール（例：フィルタリング機能をはずさない）
- ④ 個人情報のルール（例：自分や家族、友達の名前や住所を教えたり書き込んだりしない）
- ⑤ トラブルにあった時のルール（例：トラブルにあった時には、すぐに家族に相談する）

ルールを作って終わりではなく、日常的なモラルや公共の場所でのマナー等についても短時間での指導を積み重ねることで、小さな変化を見逃さないことにつながります。また、トラブルにあった時の対処法を徹底しておくことも大切です。トラブルにあった場合、そのままにせず、なるべく早い段階で相談することが大切です。

◆気軽に相談窓口を利用しましょう

川崎市立学校インターネット問題相談窓口

教育委員会では、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」を開設しています。電話：044-844-3638
子ども・保護者向け電話メール相談のほか、学校や教職員への支援も行っています。

※「2 情報モラル教育13 (P.34)」にネット上のトラブル相談窓口の紹介をしています。

◆川崎市版 保護者向けインターネットガイド 2025年版（各学校に令和7年11月に配付）

※家庭での話し合いやルール作りに重点を置いたリーフレット。サインズウェブからダウンロード可能です。

◆子ども向けコンテンツの紹介

- ・「ネット社会の歩き方」（JAPET&CEC 日本教育情報化振興会）
- ※ネット社会で知っておきたい「非対面性」・「匿名性」・「即時性」・「広域性」について、PCやスマホ、タブレット等で体験できる教材



◆教員の教材研究や指導案作成に役立つ資料の紹介

- ・「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」（文部科学省委託事業）
※情報モラル指導のための手引（冊子・DVD教材を各学校へ配布済み）
- ・「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府） ※毎年度データを更新
- ・「インターネットトラブル事例集」（総務省） ※トラブル事例とともに指導事例を紹介

参考

情報モラル教育の充実

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

インターネットトラブル事例集 2022 年度版

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



Q 最近のネットいじめの傾向と対処について教えてください。

キーワード：日常的なモラル インターネットの仕組みの理解 コミュニケーション 保護者

A ネット上でのコミュニケーションの難しさに起因していることが多く、情報モラル教育の本質である、日常的なモラルとインターネットの仕組みを理解して指導することが求められます。

《解説》

◆ 子どもたちを取り巻くネット上のコミュニケーションの現状

スマホ等、情報端末所持の低年齢化が進み、並行してSNS や無料通話アプリの利用の増加が進んでいます。それに伴い、誰もが情報の受け手だけではなく、送り手としての役割を担うようにもなります。これまで対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じ、友達同士のトラブルにつながっている例も挙げられています。子どもたちは、その危険性や特性に対して無防備で理解が不足しているのが現状でありますので、今後は、ますます子どもたち自身が、情報社会の特性や仕組みを理解し、自分自身で判断して行動する力と態度が必要となります。

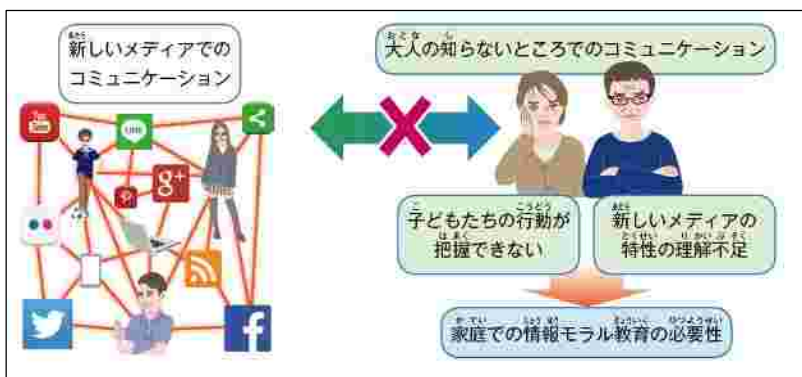
◆ **情報モラル = 日常的なモラル + インターネットの仕組み（情報社会の特性）の理解**

情報モラルはその多くが日常的なモラルであるといわれています。「約束を守る」「思いやりをもつ」「正義感をもつ」「礼儀正しく」などの日常モラルと「インターネットの特性」「気持ちに影響を与える」などインターネットでの問題につながる要因を理解して指導することが求められます。

- 例) ・インターネットの特性・・・記録が残る 決められた仲間だけで利用ができる など
 ・気持ちに影響を与える・・・対面ではないので伝わりにくく、誤解や不安が生じやすい 相手が見えないので、感情的になりやすい など

◆ 保護者への啓発

早期に問題を把握するために、保護者との情報共有が大切になります。スマホなどの情報端末をいつ買い与えるかは、保護者が決めることになります。学校でもG I G A端末の使用をとおして、機器の使い方をはじめとしたルールやマナーを指導します。しかし、より必要なタイミングで情報モラルについて子どもたちと話ができるのは保護者だけといっても過言ではありません。



入学式や教育課程説明会、保護者会などで情報モラルに関する学校の考え方を、短い時間設定の中で共有したり、講師を招いてPTA対象の研修を開いたりするなど、積極的な呼びかけをしていきたいものです。

《指導事例》

- 指導対象 小学校高学年 中学生
- 発問例 「友達に送ったスタンプで、どうして誤解したのかな」
- 参考題材 資料13 「うまく伝わったかな」(適切なコミュニケーション)

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」
 (文部科学省委託事業)

Q 携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みについて、川崎市の規定はありますか。

キーワード：学校における携帯電話の取り扱い

- A 文部科学省では「学校の教育委活動に必要なものは持ち込まないこと」を原則とした指針を示しており、川崎市教育委員会でもその指針を受けて規定を設けています。令和2年8月に学校教育部指導課からの各学校への通知をもとに、令和8年3月現在も、先の原則のもとでの運用となっています。

《解説》

◎学校における携帯電話の取り扱いについて、次のような方針が文部科学省より示されています。

令和2年7月31日 文部科学省 学校における携帯電話の取扱い等について（通知）※抜粋

(1) 小学校及び中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。



(2) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持ち込みを禁止することも考えられること。

◎上記を受けて、川崎市立学校における取り扱いを次のように示しています。※令和8年3月現在

令和2年8月19日 川崎市教育委員会 学校における携帯電話の取り扱い等について（依頼）

本市におきましては、従前どおり学校の教育活動に必要なものは持ち込まないことを原則とし、小学校及び中学校では原則持ち込まない、また、高等学校では、授業中の使用はしないなどの取り扱いをお願いいたします。

学校への携帯電話の持ち込みを禁止したからといって、ネット上のいじめや有害情報などのトラブルがなくなるわけではありません。

川崎市立学校における「情報教育（情報モラル等）に関する調査」によれば、令和5年度に情報モラルに関する問題や指導の必要な場面があったと回答した学校の割合は、小学校で70.6%、中学校で87.5%となっています。情報モラルを指導するとともに、フィルタリングの設定や携帯電話の使用状況の把握などについて、家庭とも協力して指導することが大切です。

《参考》

●文部科学省 学校における携帯電話等の取扱い等について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20200803-mxt_jidou02-000007376_2.pdf



5 情報セキュリティ・個人情報01

Q 学校で扱う個人情報とは、どのような種類に分かれますか。

キーワード：川崎市学校情報セキュリティ対策基準 個人情報 情報漏えい

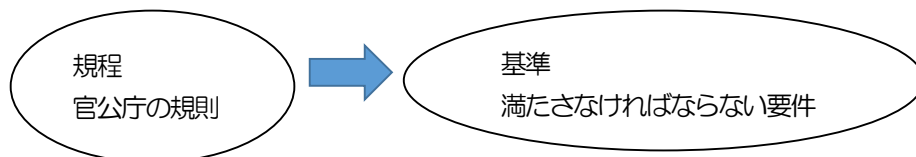
A 学校のコンピュータで個人情報を扱う場合は、取得した個人情報を機密性区分で分類しています。

1 川崎市及び市立学校全体に関する約束について確認しましょう。

川崎市で働く私たちは、業務の中で他者の個人情報を多く扱います。約束がない状態で、取得したり保持することは市民からの誤解を招いたり、情報の流出や紛失を招くことになります。こうした事態を防ぎ、安心安全な環境で情報を管理し、業務を遂行していくために本市に次のような決まりがあります。

「川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号）」

→ 「川崎市情報セキュリティ基準（令和8年 7川総テ第2940号にて改正）」



学校では、他の行政機関とは異なる個人情報の取得や保持をするため、上記の決まりを参考に学校用の決まりも作成され、施行されました。

「川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程（令和8年教育委員会訓令第5号にて改訂）」

→ 「川崎市学校情報セキュリティ対策基準（令和8年 7川教総セ第3319号にて改訂）」

※学校で働く教職員は、上記の「規程」の下で「対策基準」を遵守しなければならないということです。

2 個人情報保護のために知っておくべき「機密性区分」とは。

川崎市学校情報セキュリティ対策基準では、情報（情報資産）について次のような区分が定められています。

【機密性区分】

特定の教職員、児童生徒同士のみが知りえる状況を確認する必要がある情報資産で、個人情報等の保護の観点から、許可された者以外が情報の閲覧等をした場合、情報セキュリティ関連法令等への準拠及び学校業務及び教育活動への影響度から次の区分を明確にする。

| 機密性区分 | 定義 |
|-------|--|
| 区分Ⅰ | 学校で取り扱う情報資産のうち、情報の漏えいなど機密性が侵害されることにより、教職員・児童生徒又は保護者の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼすおそれがある情報資産（秘密文書に相当する機密性を要する情報資産） |
| 区分Ⅱa | 学校で取り扱う情報資産のうち、情報の漏えいなど機密性が侵害されることにより、学校業務及び教育活動に重大な影響を及ぼすおそれがある情報資産（秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般公表することを前提としていない情報資産） |
| 区分Ⅱb | 学校で取り扱う情報資産のうち、情報の漏えいなど機密性が侵害されることにより、学校業務及び教育活動に軽微な影響を及ぼすおそれがある情報資産（直ちに一般公表することを前提としていないが、児童生徒がアクセスすることを想定している情報資産） |
| 区分Ⅲ | 区分Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb以外の情報資産（影響をほとんど及ぼさない） |

※上記の例で区分Ⅲと分類されても個人名を含んだり、指導記録が入っていたりするものは区分が変更となる可能性があります。また、写真や動画も個人情報を含むため、気を付けて扱う必要があります。

※その他、区分については「可用性」及び「完全性」が定められています。

5 情報セキュリティ・個人情報02

Q 学校のコンピュータで個人情報を取り扱うときに気を付けるポイントはどんなことですか。

キーワード：個人情報 情報漏えい

A 学校のコンピュータで個人情報を扱う場合は、情報の機密性区分に注意しなければいけません。

《解説》

令和5年4月1日から個人情報保護法が地方自治体に適用され、川崎市個人情報保護条例が廃止されたことから、今後さらに注意が必要です。ここ数年の企業の情報流出への対応は、裁判となる前に1人500～1000円程度の金券等で賠償することが多くなっています。

学校では個人情報を多く扱います。教員一人ひとりが個人情報や情報の重要性分類について正しく認識を持って行動することが大切です。学校のコンピュータで情報を扱う際には、注意をしましょう。

1 今、作業しているデータは個人情報ではありませんか。

児童生徒に関するデータの扱いには注意が必要です。おそらく、そのほとんどは個人情報にあたります。中でも、情報の漏えいなど機密性が侵害されることにより、児童生徒及び保護者、教職員等の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響が予想されるもの（例：児童生徒の住所等の学籍データや成績等に関するデータ等）は重要性分類Ⅰ・Ⅱaに該当します。学校でこれらの情報を扱う場合は、校務用コンピュータ等でセキュリティの確保されているシステム内で使用します。情報の流出等から児童生徒や先生方を守るという観点からインターネットに接続されている教育用コンピュータやGIGA端末では重要性分類Ⅰ・Ⅱaの情報は扱ってはいけません。



2 作成した個人情報を含むファイルはどこに保存しますか。

個人情報に関する作業は、校務用コンピュータで作業します。さらに、作成したファイルの中に個人情報の中でも重要性分類Ⅰに分類されるものは、暗号化フォルダ（D-Protector フォルダ）の利用者個人フォルダまたは学校共有フォルダに保存します。ここに保存したファイルは、使用しているコンピュータ内部やD-Protector 認証キーの中に保存されるのではなくて、校務用サーバに保存されます。（安全な場所に保存されることとなります。）なお、利用者個人フォルダ内のファイルは本人しか見ることや編集することはできません。学校共有フォルダは同じ学校の人なら見ることや編集することができます。



D-Protectorの「個人フォルダ」について

- ・容量は、100MBです。利用者個人からしか見ることや編集することができません。

D-Protectorの「学校共有フォルダ」について

- ・容量は、1GBです。同じ学校の先生方から誰でも見ることや編集することができます。

D-Protectorの「管理職等のフォルダ」、「調査等のフォルダ」について

- ・容量は、1GBです。

※重要性分類Ⅱaの情報についても、D-Protector フォルダを使用することを原則としています。

《参考》

「学校における可搬媒体（USBメモリ等）の管理について」

SAINS-WEB > 情報・視聴覚センター > 各種文書 > 情報セキュリティ対策関連

5 情報セキュリティ・個人情報03

Q 教室前の廊下に遠足の写真を掲示したいと思いますが、個人情報の関係で問題にはならないですか。

キーワード：個人情報 肖像権 許諾

A 校内で児童生徒対象に掲示するのなら問題はありません。しかし、注意が必要です。

《解説》

個人が大きく写っている遠足等の写真を掲示することに不安を持つ先生が多くなりました。そこで、文部科学省は平成 17年1月に個人情報取扱いの過剰反応を防止するために、文部科学省のガイドライン（「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説）を改訂しました。

この指針の中で、「※学校行事で撮影された写真等の展示・提供について個人情報保護法において、第三者提供に際して本人の同意を得なければならないのは、個人情報データベース等を構成する個人情報（個人データ）の取扱いです。



学校行事で撮影された写真等については、そのまま保存するような場合は、通常、特定の個人情報を容易に検索できるものとは言えません。このような場合、当該写真等は「個人データ」には該当しないため、学校が、それを展示したり、生徒や保護者に提供したりすることについて、個人情報保護法第23条の本人の同意を求める手続きは必要ありません。」

という形ではっきりと写真について説明しています。（上記指針の解説P21～）

- 個人情報：当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。
※氏名・生年月日・住所・電話番号はもちろんのこと、メールアドレスや顔の画像、防犯カメラに撮影された映像なども、特定の個人が識別できる場合には「個人情報」です。
- 個人データ：「個人情報データベース等を構成する個人情報」のこと。
※エクセルなどのソフトを用いてパソコンに入力された個人情報の集まりや、紙のカルテであってもファイルにあいいうえお順などで整理されたものは「個人情報データベース」となり、その中の1人1人についての情報は「個人データ」です。

しかし・・・

学校便りに載せることについては、本人や保護者の同意を得る方がよいでしょう。また、個人がはっきりと識別できる写真を載せた学年便りをホームページに掲載することについては、思わぬ事件に発展する可能性もありますので控えましょう。

写真については肖像権も関係します。掲示している写真については、常時掲示しておくのではなく、閲覧期日を決めて、期日を過ぎたら外すようにしましょう。

《参考》

- 川崎市個人情報保護制度の概要（2019年）
<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000006488.html>
- 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説について（国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業）
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1206230>

5 情報セキュリティ・個人情報04

Q 個人情報保護の観点から、卒業アルバム作成で気を付けることはありますか。

キーワード：個人情報 許諾 卒業アルバム 委託契約書

A 本人及び保護者に対して、事前の同意と取扱いに関する確認をすることが必要です。

《解説》

卒業アルバムは、児童生徒が中心になって編集・作成し、児童生徒の学校生活の思い出を残すためのものです。アルバムの中には、児童生徒の顔写真などの個人が特定できる情報が多数入っています。そのため、卒業アルバムや卒業生名簿を配布していくことは、個人情報の悪用につながるのではと好ましくないのではないかと考える学校が出てきました。そこで、文部科学省は平成 18 年 2 月に個人情報取扱いの過剰反応を防止するために、文部科学省のガイドライン（「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説）を改訂しました。

そもそも、卒業アルバムは不特定多数に配布されるものではなく、当該年度の卒業生とそこに携わった教職員等に配付されるものです。大切なことは、作成の目的と配付後の適切な保護・管理を指示した上で、**事前に本人及び保護者に卒業アルバム作成・配付の同意を得ておくこと**です。同意を得ていれば問題の無い一つの例として、文部科学省のガイドラインに記されています。



また、卒業アルバム、卒業名簿だけのことではありませんが、個人情報を保護し、大切に扱うことの重要性を日頃より情報モラルの指導で取り扱っていくことも必要です。

名簿等の売買が行なわれ問題になっていますが、それは、残念ながら個人情報の価値がわからず、外部に流出させてしまう人がいるということです。なお、アルバムや名簿作成に当たり、目的外利用の禁止等を明記しておくこともよいでしょう。

卒業アルバム作成は、外部の業者に委託する場合がほとんどです。これは第三者に個人情報を一時提供することに当たります。そこで、業者のプライバシーポリシーを確認し、個人情報の取扱いがきちんとできる業者かどうか確認することが大切です。さらに、**委託契約書には個人情報の取扱いに関する内容を盛り込みます。**

卒業アルバムが公文書にあたるかどうかですが、平成 12 年の横浜市情報公開・個人情報保護審査会において、卒業アルバムの開示が問題になったときの答申では、「学校は、作成された後、卒業生などにより寄贈されたアルバムを取得し、公文書として校長室等に保管している。」とあります。記録物としての意味合いもありますので、保存期間は決められないかもしれませんが、図書室等で自由に閲覧ができるようにするものではありません。

人権の観点からも

こんな観点もあわせて考えていくとよいでしょう。

- 映っている写真の枚数は、人によって偏りはないだろうか。
- 〇〇ランキング等の場合は、単なる人気投票ではなく全員の名前が載るような工夫が見られるか。
- 何十年後に見ても、ほほえましくなるような写真や文章であるか。



《指導事例》

- 指導対象 最高学年
- 発問例 「卒業アルバムの取扱いで気をつけたいことは何でしょう」
- 指導のポイント
個人情報の取扱いや悪用されるとどのようなことが起きるかを考えさせましょう。

5 情報セキュリティ・個人情報05

Q 研究授業等で撮影した写真やビデオを研究発表で使用する際に気を付けるポイントはどんなことですか。

キーワード：肖像権 個人情報 著作権

A 肖像権や個人情報に関係してきますので、事前に本人と保護者の了解を得ておく必要があります。
※オンラインを利用する場合はさらに細かい配慮が必要（P.70～P.71 も参照）です。

＜解説＞

研究授業を実施し、授業改善のために授業の様子をビデオや写真で撮影することは、よく行なわれています。特に、子どもたちの表情を捉えるために、前方から子どもたちを大きく撮影することもあります。しかし、子どもたちの顔を映し出すと言うことは、肖像権に関わります。**個人情報保護や肖像権が大切にされ、きちんと了解を得る必要があります。子どもたちは未成年ですので、親権者の同意も必要になります。**

肖像権は、著作権と異なり、明文化された法律ではありません。しかし、判例の蓄積により確立されてきている権利です。最高裁も肖像権という用語は使っていませんが、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」（最高裁昭和40年（あ）第1187号）と判例を出しています。

年度当初に研究授業を実施し、記録写真やビデオを撮影することは予想
できることと思います。研究授業で撮影する写真やビデオの使い方は、

- ・ 研究協議会で提示、視聴する
- ・ 研究紀要に使用する
- ・ 授業記録として数年間保存しておく（鍵のかかるロッカー等）

などが考えられます。



事前に文書で通知し、保護者から文書で承諾を得ましょう。

対外的な発表の多い研究指定校ならば、あらかじめ年度当初にすべての保護者、教職員から、項目（Webサイト、研究紀要、紙、電子等）ごとに掲載の可否を記入したものを得ておく必要があります。もし同意が得られなかった場合には、個人が特定できない形で授業記録をとる工夫をする必要があります。

また、研究の内容によっては、写真やビデオ以外の個人情報を取り扱うことがあります。研究会組織は校内組織だけとは限らず、学校外の研究会組織に所属している場合もあると考えられます。その場合に個人情報を研究会で取り扱うということは、学校外の第三者に個人情報を提供することとなります。本人の許諾なしに個人情報の第三者への提供は一般的には認められていませんが、学術研究のために、個人情報が含まれる学校所蔵の資料を提供することは、例外として「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説で認められています。しかし、「情報漏えいがないようにする」「本人が特定されないようにする」など配慮は必要です。

○子どもの作品は著作物

権利は子どもにあります。対外的なものへの掲載許可は子どもたち（保護者）の許可が必要となります。

また、子どもたちの作文や作品を研究紀要に用いることもよくあります。この作文や作品も著作物となりますので、著作権をもつ子どもたち（保護者）の許可が必要となります。これもビデオや写真撮影をすることを伝える際に、一緒に了解を得ておくといよいでしょう。なお、発表時には無記名とするのが一般的です。



5 情報セキュリティ・個人情報06

Q X（旧ツイッター）やLINEなどに流出した情報を消去・回収する方法を教えてください。

キーワード：個人情報 拡散

A インターネット上に流出した情報を完全に消去することや回収することは困難です。しかし、各運営会社のヘルプセンターや神奈川県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課等に相談することができます。

《解説》

○デジタルデータは簡単にコピーができるので、広がりやすい特徴があります。

X への投稿 ⇒ コピー ⇒ 拡散

一般的によくある悪い事例

【事例①】アルバイト中のいたずらなど、本来はしてはいけない悪ふざけした行為を面白がって投稿した。これが、勤務先のお店の信用問題に発展して、そのお店が閉店となってしまった。

【事例②】殺害や爆破の予告など、世間を騒がすために、うその情報を流した。これにより、社会に迷惑をかけ、業務上妨害などで訴えられた。場合によっては、警察に逮捕されることもある。

【事例③】社外には知られてはいけないような内容や、会社での仕事の愚痴などを自分の気持ちのほけ口として投稿した。これにより、その会社が特定され、社会からバッシングを受けることや、さらに投稿した本人が特定され、会社側から処分を受けることになった。



安易な投稿の代償は・・・ 「自撮り被害」も増加しています

インターネット上に投稿された文章や画像、動画はコピーすることができるので、簡単に他の掲示板サイトに貼り付けることや保存することが可能です。そのため、元のサイトからデータを削除しても、コピーされたデータの全てを削除することは不可能といえます。（永遠に消すことができないこれらの情報は『デジタルタトゥー』ともよばれています。）上記の事例についても元のサイトの画像や動画は削除されましたが、いまだにネット上で検索すると閲覧することができるのです。

また、SNSは便利なツールである一方、不特定多数に対する影響力が大きいこともあり、例え「悪ふざけ」だとしても社会的な制裁を受けることがあることもしっかりと理解しなくてはなりません。

さらに注意したいことは、子どもたちがXやフェイスブックなどで知り合った相手から言葉巧みに要求されて自分の画像を相手に送信してしまい、後日トラブルに巻き込まれるケースが増加していることです。なかには下着姿や裸体の自撮り画像を相手に送信してしまい、その画像がネット上に公開されて拡散してしまったという事例もあります。警察庁の報告によれば、児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の推移によると、令和5年に「自撮り被害」に遭った子どもの数は527人でした。前年より50人減少しています。

※関連する内容「2 情報モラル教育08（P.28）」「2 情報モラル教育13（P.34）」

公開が あなたにとっては 後悔に

IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」2021 標語部門優秀賞

一度公開されたデータは、当事者がいくら願っても完全にデータを消去したり回収したりすることができず、場合によっては進学や就職、結婚など今後の人生にも大きな影響を与えるかもしれません。

また、誰かに被害を与えてしまった場合には、ネット上でさらし者になる可能性もある他、損害賠償を請求されたり、責任を問われて逮捕されたりするかもしれません。投稿する前に「本当にいいの？」と自分自身に問いかけることが習慣となるよう、地道に指導を続けていくことが必要です。

《参考》

Twitter ヘルプセンター：<https://help.x.com/ja>

LINE ヘルプセンター：<https://help.line.me/line/ios/?lang=ja>

5 情報セキュリティ・個人情報07

Q 悪ふざけしている写真を撮影し、インターネット上に匿名で公開したのに個人が特定されてしまうのはなぜですか。

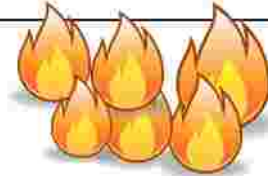
キーワード：炎上 祭り 足跡

A 匿名で公開しているつもりでも、過去の書き込みなど複数の情報から個人が特定される場合があります。

《解説》

炎上…1 か所で起こり、批判的なものとなることが多い。

祭り…複数個所で起こる場合もあり、批判的なものではない場合もある。



インターネットの世界では、投稿された様々な情報の中から他人の問題行動を見つけ出して大騒ぎすることを趣味のようにしている人がいます。ブログやSNS等に掲載した写真や独り言のようにつぶやいた内容から、「こんなことやっている奴がいる」と掲示板を立ち上げます。そうすると批判の書き込みが増えて大騒ぎになり、予想もしなかったアクセスが殺到します。この大騒ぎの状態は「炎上」や「祭り」と呼ばれています。

炎上状態になると投稿した本人の身元の特定、過去の書き込み、アカウント名、プロフィール、ブログなどが探し出され、さらに本人を知っている人が卒業アルバム等から顔写真まで公開してしまうこともあります。本人だけでなく家族までも氏名や学校名、勤務先などの個人情報がネット上にさらされます。

さらされた本人や家族は「他の人に見られている」とか「非難される」という強迫観念から外出ができなくなることや、不登校や入社拒否につながる。最悪の場合、退学や離職という状況に追い込まれることもあります。



インターネットの世界は不特定多数の人が利用する公共の場所

世界中の人が自由に利用できることを理解し、行動することが必要です。

他人に対する配慮や心遣い、マナーや倫理観をもった行動が求められます。

インターネットの情報は拡散し、一度公開された情報は完全に消すことはできません。また、匿名のつもりでもインターネット上には足跡が残り、本人にたどり着いてしまう場合もあります。

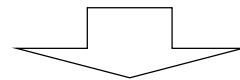
特定の友人にしか見られないように設定してあっても、それを見た友人が他の人に転送したり、さらに受け取った人が一般に公開してしまったりすることも考えられます。

「ここだけの話」は、やがて広がる

他の人に知らせたい内容というものは、受け取った人も他人に知らせたくなってしまうことがあると考えた方がよいでしょう。そして、一度広がり始めた情報は誰にも止められないのです。

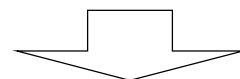
炎上になる書き込みや写真（祭りネタ）

1. 犯罪にかかわること（万引き、盗撮など）
2. 非道徳的なこと
(モラルに反する行為や勤務時間中の書き込み)
3. 他人の個人情報の書き込みや非難（名誉棄損）



個人情報が暴かれる過程

1. アカウント名やプロフィールの特定
2. アカウント名の検索
3. 過去の書き込みから、友人関係・住所・勤務先・学校の特定
4. 知り合いの情報提供（卒業アルバム公開など）



暴かれた結果

1. 所属長（学校、会社）の謝罪
2. 本人の処分（退学、懲戒、不採用、内定取消）
3. ひきこもり、不登校、入社拒否

5 情報セキュリティ・個人情報 08

Q GIGA 端末を使って、先生方が日々の業務を効率化することはできますか？
キーワード：GIGA 端末 業務の効率化

A GIGA 端末で扱ってはいけない情報に気をつけながら適切に活用することで、紙の資料を印刷する手間を省いたり、汎用クラウドツールを利用した効率の良い情報共有を行ったりすることができます。

学校の働き方改革を実現する上でも極めて大きな役割を果たしうるものと位置付けられました。

また、令和5年8月に中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」で取りまとめられた「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」においては、汎用クラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等間の連絡手段の原則デジタル化などが提言されました。

こうした中、文部科学省は「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」を作成し、令和5年12月に学校・教育委員会の自己点検結果（図1）を公表しました。その中で文部科学省は、「汎用クラウドツール（例：チャット、グループウェア）等を用いることにより、隙間時間を含む各自の都合がつくタイミング（非同期）での意見交換や迅速な情報共有が校内外を問わず可能となり、職員間のコミュニケーション活性化が期待できる」と期待される効果についても述べました。

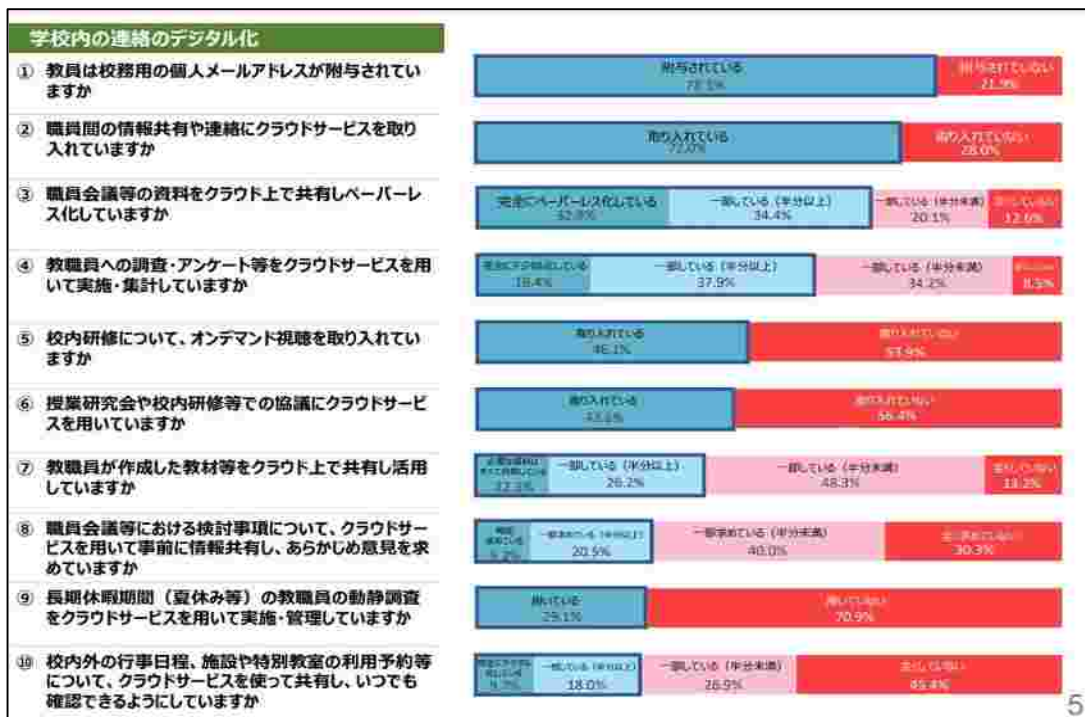


図1 文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト～学校・教育委員会の自己点検結果～」（令和5年12月）

文部科学省の「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」の集計結果によると、川崎市の学校で「職員会議等の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化」に「全くしていない」と回答し

た割合は10.8%と少なく、GIGA 端末の活用によって業務の効率化がある程度進んできている傾向が見られます。この傾向を生かしつつ、今後さらに先生方の業務負担を減らしていくためには、例えば、Google Chat を積極的に活用して会議資料の共有や先生方同士の情報共有をより素早く、気軽に行うことなどの手立てが考えられます（図2）。

しかし、現在川崎市では、機密性の高い重要情報（区分Ⅰ）に該当する情報は GIGA 端末では扱わないこととしています（図3）ので、汎用クラウドツールを利用して情報共有を行う際には、情報の区分に注意しながら適切に行う必要があります。また、GIGA アカウントは GIGA 端末及び総括管理責任者が認めた端末で利用することとしています（「アカウント管理及び運用に関する規約」）ので、個人所有の端末から GIGA アカウントを利用するはできません。



図2 川崎市「かわさき GIGA スクール推進教職員向けハンドブック3」より

そのため、GIGA 端末を活用して業務の効率化を図る際には、適切な判断のもとで端末活用を行う必要がありますが、GIGA スクール構想により整備された児童生徒の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを適切かつ効果的に活用することで、先生方の業務の効率化を大きく進めていくことが可能となります。また、先生方が積極的に業務で GIGA 端末を活用することで、その良さを実感し、授業改善につながることも期待されますので、今後も、業務での GIGA 端末活用を積極的に図っていくことが重要となります。

7-3-1 今さら聞けないGIGA Q&A 1 最初はみんなが戸惑う編

Q7. GIGA端末で扱ったらダメな情報ってどんな情報ですか？

A7. GIGA端末で扱える情報は、かわさきGIGAスクール構想端末の管理及び運用に関する規約や川崎市学校情報セキュリティ対策基準によって機密性区分が定められています。重要情報（区分Ⅰ）に該当する情報はGIGA端末で扱わないように注意してください。

| 個人情報等の重要情報（区分Ⅰ） | 業務で扱う重要情報（区分Ⅱ） | 区分Ⅰ・Ⅱ以外の情報（区分Ⅲ） |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 成績情報 住所録 鑑別資料 など <p>児童生徒の成績情報は区分Ⅰは</p> | <ul style="list-style-type: none"> 定期テスト（実施前） 学籍編成手順 ※学籍編成資料については区分Ⅰです。 <p>川崎市学校情報セキュリティ対策基準に従った厳重な取扱いが必須 端末に保存することは×</p> | <ul style="list-style-type: none"> 授業資料 ワークシート 学年により 指導案 など |

これらを更にまとめると以下のようになります。

| × 扱ってはいけない内容の例 | ○ 扱ってよい内容の例 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の住所や電話番号 総合的評価（通知表に記載する資料等） 児童生徒の健康診断結果 | <ul style="list-style-type: none"> 授業で使う教材 形成的評価（ドリルパークの学習状況、成果物等） 学年便りや学級便り |

情報の機密性区分に応じて分けて扱います「GIGA端末で扱える情報について」より

「機密性区分Ⅰ」とは、情報の漏えいなど機密性が侵害されることにより、児童生徒及び保護者、教職員等の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響が予想されるものです。区分Ⅰに該当するかどうかは不明な場合は、情報管理責任者（学校では校長）に判断を仰いでください。機密性区分Ⅰに該当する情報の収集、又はその可能性がある場合は、Googleフォームは使いません。

図3 川崎市「かわさき GIGA スクール推進 教職員向けハンドブック3」より

6 著作権01

Q 著作権について児童生徒に教えるポイントはどんなことですか。

キーワード：情報モラル教育 著作権

A まず「自分のものと他人のもの」の区別を意識しながら、作品を大切にするという著作権の意味が理解できるように指導します。

《解説》

「著作権（コピーライト）」とは作品を作った人の権利で、自分の作品を他の人に勝手に利用されないためのものです。それはプロ、アマチュアを問わず全ての人がもっている権利で、届出をしなくても著作物ができた時点で権利が発生します。国語の作文の授業、図画工作や美術の作品作りなど、著作権が発生するあらゆる機会に指導ができます。指導の際には、

- ① 児童生徒一人一人の作品にも著作権があることを、まず知ることからはじめます。
- ② 自分の作品が誰かに勝手に使われた場合、どんな気持ちになるか、どんな損益をこうむるかを実感させる体験を行い、考えを深めていきます。
- ③ 身の回りに目を向け、音楽や映像のデータ、キャラクター、本やゲームソフトなどいろいろなものが著作物であり、自分はしっかり著作権を守っているか振り返る学習を行います。
- ④ 許可なしに人の物を無断で使ったり、まねたりしてはいけないということを理解し、他の人の著作物を利用したい時は本人の許諾を得ることが必要であることを指導します。

※著作権は国際条約があっても全世界で共通ではありません。日本では、2018年12月にこれまでの作者が亡くなってから50年としていた保護期間が、70年に変わったことも合わせて指導しておきたいことです。自分の作品が著作権によって守られていると共に、他の人の作品の著作権も守っていかなければならないという意識を芽生えさせる指導が大切です。

例えば、手塚治虫さんの作品は2059年12月31日まで著作権保護されています。

(文化庁 著作権は永遠に保護されるの？Q&A より <https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime3.html>)

※生成AIを使用した画像、映像、文書も「著作権」については確認が必要です！

《指導事例》

●指導対象 小・中学年、中学生、高校生

●展開

T:自分の作品が無断で使われていたらどう思う？

C:許せない！

C:許可を取って欲しい！

自分の作品や友達のを大切に
する気持ちを育てる

身近な例をあげて、わかりやすく
考えていく。

T: アニメや映画を YouTube 等で見たことがありますか？

C:この間〇〇を見た。

C:よく〇〇のミュージックビデオを見てる！

T: アニメや曲を無断で配信してもよいと思う？？

●指導のポイント

「自分のものと他人のもの」の区別を意識しながら、作品を大切にするという著作権の意味を理解させます。中学生、高校生には著作者の利益を守るという視点での説明もあるとよいでしょう。

「歌手は音声データの販売により収入を得ている」ことを理解させるのも一つです。

文化庁の「場面对応型指導事例集_著作権教育 5 分間の使い方」を利用して発表活動に発展させる学習展開も考えられます。

《参考》

●著作権に関する教材、資料等のダウンロードページ（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

6 著作権02

Q 子どもや教員、保護者が陥りやすい著作権法違反はどんなことですか。

キーワード：著作権 アップロード ダウンロード 利益

A 他人の著作物（音楽、動画、写真等）を勝手にインターネット上に載せてしまうことや「違法サイト」から「違法ダウンロード」することが考えられます。

《解説》

他人の著作物を勝手にインターネット上に公開することは違法行為となります。一般的にこの行為のことを、違法アップロードと呼び処罰の対象となります（公衆送信権の侵害）。また、これらの違法アップロードされているものを違法と知りながらダウンロードする行為を違法ダウンロードと呼び、こちらも処罰の対象となります。

違法アップロード（著作権法違反）には次のようなものがあります。

- ①テレビの番組やアニメを録画したものをインターネット上で公開すること。
- ②市販のCDやDVDなどの音楽や映像をインターネット上に公開すること。
- ③アイドルや有名人の写真などをインターネット上に掲載すること。
- ④市販のゲームソフトのプログラムをインターネット上に公開すること。

次のようなことも著作権法違反になります。

- ⑤自分の好きなアニメのキャラクターなどを自分で描いてブログなどに掲載する。
- ⑥自分の好きな歌の歌詞をブログなどに掲載する。
- ⑦自分のゲームプレイの動画を動画サイトに投稿する。
- ⑧アーティストの曲を自分で演奏し、ブログなどに公開する。

この他にも、**生成AIで作成した画像、動画、文書**においても類似性や依拠性が確認される場合には投稿やダウンロードに注意が必要です。（例：〇〇風のイラストなど）

また、街中や電車内などでスマートフォンを使って撮影した写真を、写っている人に許可なくホームページやSNSに掲載することや、**生成AIに他者の写真を取り込んで画像を生成したりすることは肖像権の侵害となるので注意が必要です。**

肖像権とは？人がみだりに他人から写真を撮られたり、撮られた写真をみだりに世間に公表、利用されない権利と言われ法律上明示的に認められた権利ではないものの人格権に基づくものと裁判上では認められてきた権利のことです。

さらに、音楽、動画のデータをCDやDVDにコピーして配付する行為も違法行為に当たります。自ら購入した各データであっても、それを勝手にコピーし配付することは、制作者の利益を損ねることになるからです。例えば、自分のブログに人気アニメのキャラクターを著作者の許諾なく掲載することもありがちなことです。

日本レコード協会では正規にコンテンツを販売しているサイトを消費者が見分けやすくする目的で右のようなエルマークを作成しています。これがなければ違法サイトというわけではなく、他の管理番号や記号がついている場合もあります。

（次の参考からWebサイトで詳しく説明しています。）



エルマーク

《参考》 ●違法ダウンロード刑事罰化についてのQ&A（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/

- 音楽・映像配信を安心して楽しむために。（一般社団法人 日本レコード協会）

<https://www.riaj.or.jp/lmark/index.html>

6 著作権03

Q 本校の部活動等が掲載されている新聞記事をコピーして職員に配付したり、コピーして玄関先の掲示板に貼ったりしても問題ありませんか。
キーワード：利用許諾 日本複製権センター

A たとえ自校の記事で1部という少数であっても、新聞社の許諾が必要です。無断で複写して利用することはできません。

《解説》

新聞や雑誌などに、学校の活動や児童生徒の活躍した記事が掲載されるととてもうれしくなってしまう。児童生徒の励みにもなりますし、来校した保護者や地域の方に学校を理解してもらうためにも、記事を校内で回覧したり、掲示したりしたくなります。

この場合に、記事をそのまま切り抜いて利用する場合には、許諾なく利用できます。しかし、掲載された記事をコピー（複写）して利用する場合には、許諾が必要になります。

利用の方法は、次の3通りあります。（令和7年2月14日一部変更）

利用したい新聞社等が日本複製権センターに登録されていて、20部以内の複写の場合

1. 学校が日本複製権センターと包括許諾契約をしていれば申請なしで利用できます。
2. 年度契約していない場合は、複写のつど日本複製権センターに届け出て許諾を受けます。

利用したい新聞社等が日本複製権センターに登録されていない場合や20部を超える複写の場合

3. 直接新聞社や出版社に申請をして許諾を受ける。

日本複製権センターとの許諾契約料金について

(1) 包括許諾契約

① 簡易方式

a 全従業員*方式 使用料＝（120円×（全職員＋全教員））

b 全コピー機台数方式 使用料＝（15,620円×校内の全コピー機台数）

② 実額方式 報告対象期間の使用料＝（12円×報告対象期間の複写量）

(2) 個別許諾契約

使用料＝（12円×複写するページ数×複写部数）

包括許諾契約において(1)①a あるいは(1)②の使用量の年間合計金額が12,000円に満たない場合は、最低料金として12,000円が適用されます。

直接新聞社や出版社に申請する場合は、使用料がそれぞれ異なるので会社ごと個別に問い合わせをする必要があります。例えば、神奈川新聞社は日本複製権センターに登録されていますから、20枚以内の少量を年に何回も複写するならば、他の新聞社の複写も可能となるので、包括契約した方が安くなる計算です。一度に大量に複写するなら個別に申請が必要です。

また、Web等に掲載する場合は、金額が異なりますので、使用目的を明確にして、日本複製権センターや新聞社等に問い合わせる必要があります。

《参考》

- 公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）使用料規程
（トップページ） <https://jrcc.or.jp/>
（使用料規定） <https://jrcc.or.jp/tariff/>

（使用料規程 2025.2.14 版）

6 著作権04

Q 学校で人気キャラクターを使う場合に注意しなければいけないことは何ですか。

キーワード：著作権法第35条 私的使用 授業利用 キャラクター

A 著作権法第35条が適用され必要最小限に利用することができます。ただし、長期間にわたって掲示すること等は認められません。また、ウェブサイトにのせるためには、著作権者の許諾が必要です。

《解説》

★「授業の過程」ならば複製可能

一般的には、プラカードや看板等に人気漫画やアニメーションのキャラクターを描くことは、漫画等の複製（手書きであっても複製に該当）にあたり、原則として著作権者の許諾が必要です。例外的に、学校の「授業の過程」として教師や児童・生徒が複製する場合は、著作権法第35条により権利者に許諾なく行うことができます。しかし、子どもたちの創造性を培うのなら、オリジナルの作品を考えることが大切でしょう。



※著作権法第35条

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途、並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない。

※授業の過程（学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドラインによる）

- ・各教科の授業（総合的な学習を含む）
 - ・特別活動（生徒活動や生徒会活動、学校行事等）
 - ・部活動
 - ・校外活動（林間学校や修学旅行）
 - ・進路指導
- が該当すると規定されています。

★学級、学年通信等へのキャラクターの利用（配布や学校ウェブサイトへの投稿）は許諾が必要

学校ウェブサイトや学校だより、学年通信などは許諾無く著作物等の複製ができる「私的使用」と「学校における授業での利用」の2点に該当しません。従って、キャラクターを描いた学校だより等をウェブサイトにのせるためには、著作権者の許諾が必要です。※キャラクターではなくとも、部活動における楽譜の複製等の場合なども、特に注意が必要です。（P63の「6 著作権05」参照）

★生成AIで作成した画像やイラストも、同様に著作権に注意が必要です。特に類似性や依拠性のある画像、イラストは著作権者の利益を不当に害する場合があります。

《指導事例》

- 指導対象 小・高学年、中学生、高校生
- 展開
・著作権を指導した後、具体例としてキャラクターの複製について考える。
・人気キャラクターを貼り付けた個人のホームページを提示し、著作権はどのような扱いになるか話し合う。
- 指導のポイント
個人で楽しむための「私的使用」と、学校の教育活動での「学校における授業等での使用」の2点を中心に解説を行います。この2点はあくまでも例外的な使用になります。子どもたちが授業で作る通信・新聞等は、キャラクター等を使っている場合、著作権者の許諾が無ければ外部への発信ができないことを理解させます。（生成AIに関しても話題にすると、著作権への理解が深まります）

《参考》

- 学校教育と著作権（公益社団法人 著作権情報センター）

<https://www.cric.or.jp/qa/cs01/>

6 著作権05

Q 合唱コンクールの練習のために市販の楽譜をコピーして配付してもよいですか。

キーワード：著作権 楽譜 演奏権

A 合唱コンクールは学校行事として「授業の過程」なので、許諾なく演奏できますし、楽譜のコピーに関しても可能です。（「授業の過程」に当てはまらない、著作権者の利益を不当に害する場合は別です）

《解説》

著作権法で守られている著作物（音楽・文芸・学術・美術などの作品）をコピーする場合、著作権者の許諾が必要になります。しかし、次の場合は例外として、許諾がなくてもコピーすることができます。

- ①個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用を目的とする場合（第30条）
- ②学校の授業で使用する事を目的とする場合（第35条）
- ③研究論文等への引用（第32条）・教材用図書等への掲載（第33条）

著作権法第35条で認められているのは「授業の過程」で使用する場合です。学校での活動でも学校行事や学習に位置づけられている活動、例えば本事例の合唱コンクールなどは適応しますので演奏や楽譜のコピーに関して、許諾は必要ありません。

しかし、授業の一環であっても、著作物の種類・用途、複製の部数・様態を考慮して著作権者の利益を不当に害する場合は許諾が必要となります。クラス担任が自分の指導しているクラスの児童生徒数分を複写することは可能です。しかし、練習の度に毎回コピーすることは必要最低限の部数を超えた複製となります。練習が終了することに回収するなどの対応が必要でしょう。また、歌集や音楽ワークなどは、授業で使用するからといって複製することは、著作権者の利益を不当に害することになります。



小学校におけるクラブ活動は学習指導要領の特別活動として位置づけられていますので、楽譜の複製時に許諾の必要はありません。また、中学校や高等学校の部活動は学習指導要領の教育活動そのものとは明記されていないですが「授業の過程」と判断されています。しかし、学習指導要領に定められた特別活動としての学校行事（儀式的行事・文化的行事・体育的行事・修学旅行など）における複写と違い、部活動の練習等の楽譜などについては、著作権者の利益を守る観点から許諾を得る必要があります。詳しくは日本音楽著作権協会に問い合わせた方がよいでしょう。

※楽譜等ではなく、キャラクターの複製については、P.62の「6著作権04」を参照

《指導事例》

- 指導対象 小・高学年以上、教職員
- 展 開 T：音楽の楽譜は自由にコピーしてよいと思いますか？
T：コピーしてたくさん楽譜が世の中に出回る事を作者はどう思いますか？
- 指導のポイント

著作権法第35条では「授業の過程」を特例として認められている事を理解させる。そして音楽（楽譜）にも著作権があり、演奏録音や楽譜がコピーされ出回ることによって、著作権者は大きな損害をこうむる事を理解させ、著作権の大切さを考えます。

《参考》

- 楽譜コピー問題協議会（CARS） <https://www.cars-music-copyright.jp/index.html>
- 日本書籍出版協会 https://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf
- 一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC） <https://www.jasrac.or.jp/>

6 著作権06

Q 録画した放送番組を授業で活用したり、校内放送で音楽CDを流したりしてもよいですか。

キーワード：著作権 録画 放送 ライブラリー

A 録画した本人が授業で活用することはできますが、学校等でライブラリー化を行うことは著作権法上、禁止されています。また、校内放送で購入したCDを流すことはできますが、レンタルCDを流すことはできません。

《解説》

授業で録画した番組を活用することは・・・

テレビから流れる番組を、先生や児童生徒が授業で活用するために録画することは、著作権法第35条で認められています。また、個人的に使用する場合には、私的使用ということで録画した本人が使用することは認められています。

著作権法第35条はあくまでも録画した本人が、授業で活用することを例外的に認めることであり、著作者の許諾は必要ありません。テレビ番組はNHKや民放、教育番組や娯楽番組を問いません。しかし、ライブラリー化して利用するという行為は、その著作物を他の人と、または学校全体で共有するということになり、複製物の譲渡となるので認められていません。第35条で認められている範囲をしっかりと確認することが大切です。



校内放送で流すことのできる音楽は・・・

校内放送での楽曲放送（学校の校舎内など同一の建物内（同一構内）における音楽の有線による送信）は著作権上「放送」ではなく、「演奏」に該当します。著作権法第38条により音楽演奏は「非営利・無料・無報酬」の3条件がそろえば、著作者に許諾を得なくても行うことができます。校内放送では演奏家の固定された実演（＝販売されている音楽CD）は校内放送を利用して流す（著作権法上は「演奏する」）ことができます。ただし、録音した実演（コピーしたテープやCD・MDなど）を、校内放送を利用して流すためには著作者の許諾が必要となります。また、レンタルCD等は、著作権法第35条があるから例外というわけにはいきません。校内放送で利用する、授業で利用する、運動会や体育祭などの行事で利用するなど、個人使用以外の使い方は認められません。（レンタルCD等は、その料金の中に著作権使用料を含みますが、あくまでも個人使用に限定されています。）



《ポイント》

●音楽配信サイト等の音源を、学校行事等で使用できますか？

学校等で、音楽配信サイトに料金を支払ってダウンロードした音源であれば、著作権35条の範囲内で音源として利用できる場合があります。

JASRACへ問い合わせたり、音楽配信サイトの利用規約をよく読むことが重要です。

（YouTubeで配信されている音源や映像は配信者が「著作権等の確認を行っていない場合」もあるため、無料だからと使用するのではなく、必ず許諾を得たり「著作者」への確認をしたりすることが必要です）

6 著作権07

Q 学校行事をビデオ撮影しました。学年生徒分をDVDにコピーして配付してもよいですか。

キーワード：著作権 肖像権 個人情報

A 著作権処理を済ませておかなければなりません。著作権処理、肖像権、個人情報保護についてクリアしなければ配布できません。肖像権や個人情報については、「5 情報セキュリティ・個人情報05 (P.54)」を参照してください。

《解説》

数ある学校行事の中でビデオ撮影されるような行事とは、どのようなものがあるか考えてみましょう。

- ・入学式
- ・運動会（体育祭）
- ・遠足
- ・文化祭
- ・合唱コンクール
- ・学習発表会
- ・卒業生を送る会(送別会/三送会)
- ・修学旅行
- ・卒業式



これらの学校行事を記念に撮影するという事は、よく行われていることかもしれません。

肖像権や個人情報については、「5 情報セキュリティ・個人情報05 (P.54)」で解説していますのでそちらを参照してください。

このビデオの内容に、著作権を有するキャラクターの映像や音楽が収録されていないでしょうか。多くの学校行事は授業の一環として行われることがほとんどですので、行事の中でキャラクターを看板に描いたり、入場行進やBGMとして音楽を使用したりすることで問題が発生することはまずないと思われます。



今回の学校行事や授業に活用するためや、ビデオ映像を授業(体育や音楽または学活など)で視聴し、振り返りをするなどという使い方は授業の一環として認められると考えられます。

しかし、その行事を録画したビデオは、収録されたキャラクターや音楽を作成した著作権者の許諾を得なければ、授業以外に使用することはできません。

当然ですが、ビデオをDVDに焼き増し(コピー)して配付することはできません。

これは、撮影されたビデオだけではなく、行事の記録写真をスライドショー形式に編集してBGMを入れる場合でも同様です。写真の中にキャラクターが写り込んでいないか、使用する音楽は著作権処理を済ませたものなのか確認しなければなりません。

《指導事例》

- 指導対象 中学生 高校生 教職員 保護者
- 発問例 「自分が撮影したビデオなら何でもDVDに焼き増しして配っていいですか」
- 指導のポイント
配布するDVDに収録されたビデオの中にキャラクターや音楽が入っている場合には、作成した人の許可をもらうことが必要です。
児童生徒が写っている場合には、肖像権に関する同意を得ておくことも大切です。

《参考》

- 日本音楽著作権協会(JASRAC) <https://www.jasrac.or.jp/>

6 著作権 08

Q 本の表紙や本に載っている文章の一部を学校便りやウェブサイトに掲載する場合は、必ず許諾を得なければなりませんか。

キーワード：ウェブサイト 著作権 引用

A 「引用」として利用する場合には、許諾は必要ありません。

《解説》

著作権法第32条では、「公表された著作物は、引用して利用することができる。」とあり、さらに「その引用は、**公正な慣行に合致するものであり**（中略）**引用の目的上正当な範囲内**で行われるものでなければならない」と規定されています。この条文から引用する場合の注意点を解説します。

①「公正な慣行に合致するもの」とは

★自分の著作物と引用する他人の著作物との間に妥当な「主従関係」があること。

- ・必要最低限で最少の部分です。丸写しや引用過多は「盗用」です。
- ・主となるのはあくまでも自分の文章で、引用部分は従となるような表現にします。

★引用する部分が「明確に区別」できること。

- ・次のように表示すると引用する部分が明確になります。

「 」(かぎカッコ)で区別する。←学習指導要領で示されている方法です。
四角い枠で囲む。
前後の行を空ける。
他の行より2文字下げて区別する。



★「出所の明示」をする。

- ・「著作者名」「書籍名(題名)」は最低でも必要です。
- ・学術論文等を作成する場合は、「出版年」「ページ」「行」「ウェブサイト最終閲覧日」もしくは、「ウェブサイトのアクセス日」が必要です。

例：著作太郎「〇〇〇〇〇」のウェブサイト、2024年、最終閲覧日：2025年4月8日
(または、2025年4月8日アクセス)、https://〇〇〇〇〇〇.〇〇〇〇.〇〇

②「引用の目的上正当な範囲」とは

★引用の「必然性」があること

- ・文章で表現するために、どうしてもその引用部分がないと説明できないとき。
- ・ここでいう必然性は、文章を作った本人にしかわかりません。第三者は簡単には判断できないでしょう。最終的には、著作者からの訴えで司法の場で判断することになります。引用した根拠や理由を明示する場合があります。

③「公表された著作物」とは

★著作者の了解の下に発行され、又は、上演、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示されたもの。

★公表されていないものを引用してはいけません。

- ・書籍だけでなく、インターネットで調べた文章等を使う場合も「引用」としての処理が必要です。
- ・調べ学習等で児童生徒が利用する場合も引用について教えていくことが必要でしょう。

④丸ごと全部利用することができるもの

- ・国や地方公共団体が一般に周知させるために作成した資料(転載を禁ずる旨の記載があるものを除く)
- ・憲法や法律の条文、条例、判例
- ・題名(本や楽曲など)

《参考》

学習指導要領には、指導事項として「引用」について述べられています。

文部科学省 小学校・中学校・高等学校学習指導要領解説 国語編

6 著作権09

Q 学校・研究会（研究部会）ウェブサイトを開くとき、自分で撮った写真は掲載してもよいですか。

キーワード：ウェブサイト 肖像権 個人情報

A 自分で撮った写真でも一緒に写っている人の許可がないとウェブサイトに掲載してはいけません。撮影が許可されていない場所で撮影したものやウェブサイトに掲載する許可を得ていない作品等を撮影したものはウェブサイトに掲載できません。しかし、写り込みは認められています。

《解説》

基本的に（学校の代表として）自分で撮影した写真の著作権は自分（学校）にあります。なんでもウェブサイト等に公開してもよいというわけではありません。

1 写真に写っている人に公開する許可をとっていますか。

インターネットは、全世界に公開されています。自分ではよい写真だからと思っても、写っている人にとっては公開されると迷惑になることも考えられます。公開する場合には、必ず許可をもらってから公開するように心がけましょう。学校においては行事や大会等で写真を撮影することがあります。特に、他校の児童生徒が写っている場合には、それらの児童生徒の許可が必要になりますので注意しましょう。

2 その写真は、撮影してよいところで撮影されたものですか。

美術館やコンサート会場等、施設によっては写真撮影が禁止されている場所があります。撮影が禁止されている場所での撮影はできません。また、キャラクター等についても記念の写真としては撮影が許されても、ウェブサイト等への掲載は許されていないものもあります。ウェブサイトに掲載する際は、公開する前にその施設や主催者の意向等を確認し、公開してからトラブルにならないように注意しましょう。



3 キャラクター等の著作物は、本当に写り込みですか。

自分が撮影した写真に、偶然、持ち物や背景にキャラクターが写り込んでしまった。これが、いわゆる写り込みというものです。この映り込みのある写真を公開することは著作権の侵害には当たりません。ですから、児童生徒を撮影した際に、偶然、児童生徒のTシャツにプリントされたキャラクターが写ってしまっても、これは写り込みに当たります。逆に、明らかにキャラクターを撮影しようとして撮影したものを公開することは、著作権の侵害になりますから注意が必要です。

4 写真に画像以外の情報が含まれていませんか。携帯電話やスマートフォン等で撮影した場合に画像以外にもGPSデータ（撮影場所の位置データ）が含まれていることがあります。

最近の携帯電話やスマートフォンの撮影機能には、画像のデータ以外に位置を表すGPSデータを一緒に記録できるものがあります。これで撮影した写真をウェブサイト等に掲載すると、その写真データから撮影場所が特定できてしまいます。学校外で撮影する際には、この点について注意が必要です。撮影場所を特定するには、パソコンやスマートフォンに専用のフリーソフトをインストールすることで簡単に調べられます。写真データを掲載する際には、この点にも注意する必要があります。

《参考》

●写真著作権と肖像権（公益社団法人 日本写真家協会）・・・ <https://www.jps.gr.jp/rights-2/>

●いわゆる「写り込み」等に係る規定の整備について（文化庁）・・・

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/utsurikomi.html>

6 著作権10

Q 学校・研究会(研究部会)ウェブサイトを開くとき、必ず事前にチェックすることは何ですか。

キーワード：ウェブサイト 個人情報 著作権 肖像権 公衆送信

A 正確性、個人情報・プライバシー保護、著作権、肖像権等を確認します。

※学校や研究(部)会のウェブサイト子どもたちの写真等を掲載する場合は、本人と特定できるものについては事前に文書で許諾をとるようにしてください。

《解説》

学校や研究(部)会のウェブサイトへの安易な情報の公開により、児童生徒及び保護者の権利の侵害及び学校、研究(部)会や自己の信用失墜などの大きなトラブルを引き起こす可能性があります。

インターネットへの公開は、校内でプリント類を配付するのとは違い、世界中の誰からも閲覧が可能である公衆送信であるということを意識して、事前に公開内容をしっかりと確認しておくことが重要です。以下の情報も参考にしてください。



学校・研究(部)会ウェブサイト掲載前に確認しておきたいこと

①正確性について

情報が正しいものであるかの確認は大変重要です。学校のウェブサイトであっても、誤った情報を流してしまうことで社会を混乱させてしまう恐れもあります。また、情報が古くないか誤字・脱字がないかなども事前に確認しておきたい注意点です(過年度情報の原則削除)。情報が古い内容に対して、これは本当の情報なのかどうか等について、市民や市外の方から問い合わせがあった事例も少なくありません。

②個人情報やプライバシーについて

児童生徒等の個人情報やプライバシーに関する情報の発信は大変な危険を伴います。住所や氏名、在籍する学校名等の具体的な情報を公開したことによりストーカー被害に遭うなど思わぬ事件に巻き込まれることがあります。また、児童生徒等の顔写真やプライバシーに関する情報を本人の許可なく公開することは違法行為となり、処罰の対象ともなります。本人と特定できるものについては事前に児童生徒に対して、文書で許諾をとるようにしてください。(入学・転入時に家庭向けの文書を配付して許諾をとる方法もあります。) 外部講師や校外活動先の方などの写真を掲載する場合にも、口頭で構いませんので外部講師等に許諾をとるようにしましょう。その他、「ウェブサイト公開に関する情報」は、次に掲載されていますので、学校・研究(部)会ウェブサイト担当者は必ず確認のうえウェブページの作成や更新作業をしてください。適切な対応や処理がなされていない場合には、総合教育センターから内容の修正依頼等をお願いしています。

ウェブサイト担当者向けの情報

※ SAINS-WEB のトップページからアクセス

→ 通知やマニュアル、FAQ、説明動画など様々な情報を掲載しています。

③肖像権について

「勝手に自分の写真がウェブサイト等に公開されない権利」があります。他人の写真等を公開する際には、事前に必ず許諾をとりましょう。

※「肖像権」を明文化した法は存在していません。しかし、判例として肖像権はすでに認められており、損害賠償の支払いを命じる判決もでています。肖像権とは、自分の顔や姿をみだりに撮影されたり描かれたりしない、あるいは勝手に公表されないように保護することができる人格権の一部であるとも捉えることができます。

④著作権について ※ウェブサイトへの著作物の使用は、原則として著作権者の許諾が必要です。

学校や研究(部)会のウェブサイトでは、次のような著作物がよく使用されています。

「写真、ビデオ(動画)」 「イラスト」 「新聞、作文、小説、作品」 「音楽」 「地図」

これらのものが自分の著作物であれば問題ありませんが、ウェブサイトで公開をするときは、**他者の著作物である場合には、著作権者の許諾が必要となるので注意が必要**です。※「利用規約」を確認したり、著作権をもつ著作権者に確認したりする必要があります。

学校や研究(部)会のウェブサイト更新時に、誤った使用例として次のようなものがあります。

誤った使用例

インターネットで画像検索し「利用規約」や「著作権者」への確認を十分に行わずに、その画像をそのまま学年だよりなどの**広報物**に使用し、学校ウェブサイトでインターネット公開をしてしまった。

これによって、次のような不都合が発生する場合があります。

- ▲本来は有償の画像として Web 掲載されているものを、お金を払わずに使用している。
- ▲他人のウェブサイト上の画像をコピーして使用してしまい、そこにある画像は有償のものを買って使用していたり、自分で書いたりして著作権が存在するものがある。
- ▲無償で使用できるが、使用に制限や条件があることを無視して使用している。

例：「印刷物として授業等での使用は OK だが、Web では使用できない(無料イラストなど)」

「使用するときは、必ずダウンロードしてから使わなければならない」

「使用するときは、画像を公開しているサイトへのリンクを貼ってほしい」 など

また、「校歌」の学校ウェブサイト利用には、必ず著作権について確認が必要です。問い合わせ先は、以下を参照してください。

※一般的な音楽についてはある程度、著作権の考え方が浸透していますが、学校の校歌は学校に著作権があると考える人もいます。校歌についても、JASRAC 検索データベースでの確認が必要です。

【手順 1】 先ず、最初に使用する楽曲が JASRAC で管理しているかの確認をします。

J-WID (J・イ・ウィッド) (作品データベース検索サービス)

「作品データベース検索サービス」を探して表示します。記載された注意事項を確認し「了承」ボタンをクリックします。わかっている内容を入力して「検索」ボタンをクリックします。

了承

■川崎市立〇〇〇学校校歌
該当する作品の詳細ボタンをクリックすると管理状況が表示されます。タイトルに使用する楽曲がなくても申請作業が必要な場合があります。

その曲についてわかっている内容を入力

検索

【手順 2】 音楽を使うことになった場合 ⇒ 使用料計算シミュレーションサイトで使用料金を確認します。

1. コンサート・イベントなどの演奏会
2. CDなどに録音する場合での使用料金
3. DVDやビデオなどの映像ソフトに使用する場合の料金

「手続きの流れについてはこちらをご覧ください」を確認してから作業します。

必要事項を入力して計算ボタンを押すと自動的に出力されるシミュレーションソフトが準備されています。ここで計算された料金はあくまでも概算です。非営利団体である学校で利用する場合には割引が適用される場合がありますので、シミュレーションで表示されている画面を見ながら、電話で窓口にお問い合わせみてください。丁寧に対応してくれると思います。



(※**その他著作権に関わること**：卒業記念や吹奏楽部や合唱クラブ等の活動の思い出としてCDを作成したり文化祭や合唱コンクールの様子を録画したものをDVDとして配布したりすることが多くなってきました。この場合は作成前に必ず著作権の処理を済ませ、発行された許可番号と許可マークを明示しましょう。)

《参考》

- JASRAC 横浜支部 横浜市中区本町 1-3 綜通横浜ビル 4F TEL:045-662-6551
- JASRAC 作品データベース検索サービス (検索キーワード：J-WID)
<https://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>
- JASRAC 使用料計算シミュレーション (検索キーワード：JASRAC 使用料)
<https://www.jasrac.or.jp/info/create/calculation/simulation.html>



6 著作権 11

Q 双方向の web 会議システムで、オンラインによる学習を進めたいです。著作権については、どこまで許諾が必要ですか？

キーワード：授業目的公衆送信

A 授業者による「許諾が必要かどうか」の判断が必要です。そのために、まず、「授業目的公衆送信補償金制度」を知ることが大切です。

令和3年度から川崎市立学校の先生方が授業目的でインターネット（公衆送信）を利用した教材の送信等を円滑に進められるように、川崎市教育委員会が手続きを行っています。

「授業目的公衆送信補償金制度」は、平成30年5月の著作権法改正により創設され、令和元年4月にスタートし、令和3年4月から本格実施された制度です。川崎市立学校の先生方全てに関わる制度です。ただし、本市の申請があるからと言って、ドリルやワークブックといった、児童生徒等の購入を想定した著作物を、複製や公衆送信（インターネット送信）を行うことなど、著作権者の利益を不当に害する場合については、別途許諾が必要となるので注意が必要です。著作権等の扱いについて、詳しくは、本冊子「6著作権」（P.59～P.69）を参照してください。

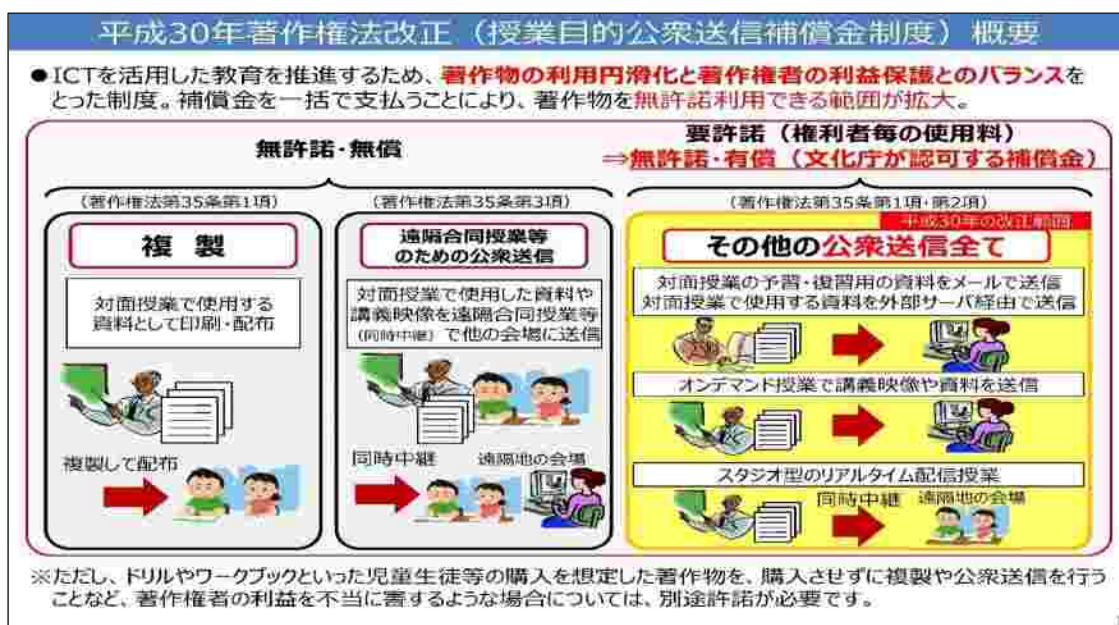
「授業目的公衆送信補償金制度」を利用することで、次のことが可能となります。

- ①学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を、ネットワークを通じて児童生徒・学生の端末に送信する行為等について、教育機関設置者（川崎市教育委員会）が権利者に補償金の支払いをすれば、補償の範囲内で権利者の許諾は、不要となります。
- ②授業に必要な範囲で著作物を円滑に利用できるようになり、教育の質向上につながることを期待されます。



本制度の開始前は、授業目的でのインターネット送信（公衆送信）の度に、個々の権利者の許諾を得ることが必要でした。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴うオンライン利用のニーズの急増を受け、緊急的かつ特例的な措置として補償金は「無償」となっていました。

しかし、補償金の指定管理団体である一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会」（以下、SARTRAS）が文化庁長官に申請していた補償金額が令和2年12月18日に認可され、令和3年4月からは補償金額が「有償」となりました。



※引用 文化庁「授業目的公衆送信補償金制度の概要（令和2年12月）」資料より

Q2 オンライン指導に関わる「授業目的公衆送信補償金制度」について、著作物利用のガイドラインはありますか？

キーワード：授業目的公衆送信

A 令和3年4月からのガイドラインとしては、「改正著作権法第35条運用指針（令和3年度版）」が参考になります。

令和3年4月からの教育現場での著作物利用のガイドラインとして、教育関係者、有識者、権利者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」がとりまとめた「（令和3年度版）」が参考になります。大まかな内容として、次の「著作権法第35条運用指針の主な内容」及び、本冊子「6 著作権」（P.58～P.68）も参照してください。

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第35条）※1上の取扱いについて

| | | | | 連隔合同授業等 | | | | |
|--------------------|--------|-------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | 対面授業 | スタジオ型授業 | オンデマンド授業 | 同時中継合同授業 | 同時中継連隔授業 |
| 送信側※2 | 教員 | / | いる | いる | いる | いる | いる | |
| | 生徒 | | | いない | いない | いる | いる | |
| 受信側 | 教員 | | | いない | いない 〔受信側に教師がいる場合もある〕 | いる | いない | |
| | 生徒 | | いる | いる | いる | いる | いる | |
| 著作物の利用形態 | | 複製 | 公の伝達 | 公衆送信 | 公衆送信 | 公衆送信 | 公衆送信 | 公衆送信 |
| 教授と受講とのタイミング | | 同時 | 同時 | 同時（or異時） 〔異時：予復習用のメール送信〕 | 同時（or異時） 〔異時：予復習用のメール送信〕 | 異時 | 同時※3 | 同時※3 |
| 授業目的公衆送信補償金制度上の取扱い | 許諾の要否 | 許諾不要（35条1項） | 許諾不要（35条1項） | 許諾不要（35条1項） | 許諾不要（35条1項） | 許諾不要（35条1項） | 許諾不要（35条1項） | 許諾不要（35条1項） |
| | 補償金の要否 | 無償（35条1項） | 無償（35条1項） | 補償金（35条2項） | 補償金（35条2項） | 補償金（35条2項） | 無償（35条3項） | 無償（35条3項） |

※1：「著作権者の利益を不当に害することにならない場合に限定される。

※2：「教育を担任する者」及び「授業を受ける者」が公衆送信等することができる（例：生徒から教員への公衆送信も認められる）。

※3：連隔合同授業等において、予習・復習のために教材等を送信する場合は、補償金を支払うことで、許諾なく公衆送信することができる。

※引用 文化庁「授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度」資料より

まずは、「自分のものと他人のもの」を区別しながら、著作物（作品等）を大切にすると、著作権の意味を知ることが大切です。

文化庁から発行されている資料も参考になります。ぜひ、一度確認をしてみてください。



https://www.bunka.go.jp/s-eisaku/chosakuken/seidok-aisetsu/pdf/93869701_01.pdf

巻末

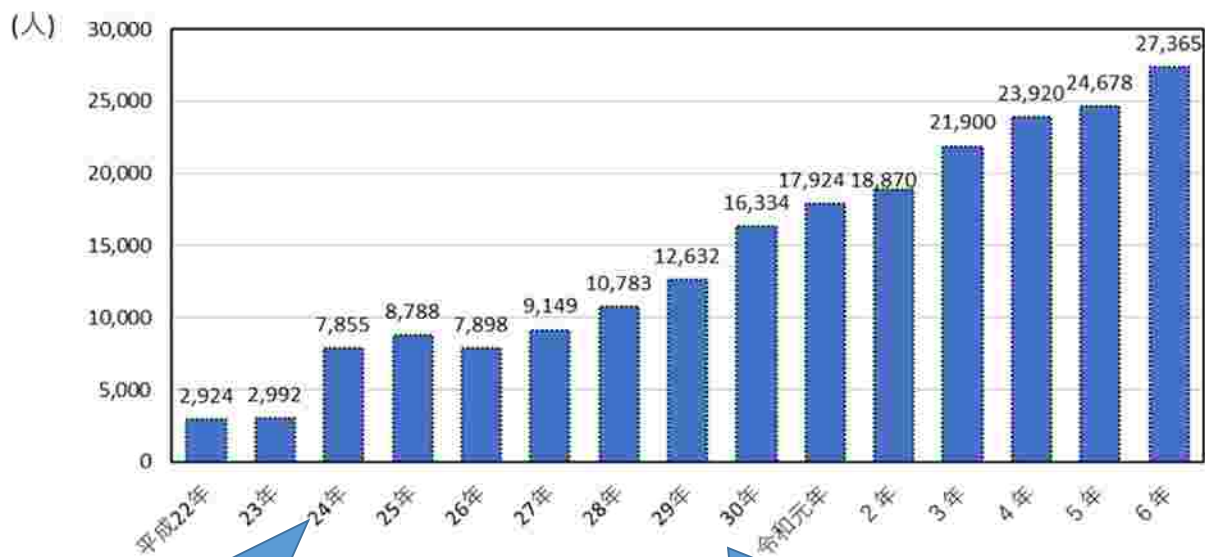
【参考資料】

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 情報モラル教育に役立つデータ一覧 令和7（2025）年度版 | 77 |
| 情報活用能力を育成するカリキュラムを作りましょう | 78 |
| 情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧 | 79-86 |
| 情報活用能力を育成するために「チェックリスト2023」を活用しましょう | 87 |
| 情報活用能力チェックリスト2023 整理表 | 88-90 |
| 小学校プログラミング教育資料 | 91-97 |
| 情報モラル教育年間指導内容「どこで表」の活用方法について | 98 |
| 情報モラル教育年間指導内容「どこで表」 | 99-102 |
| 情報モラル教育研修講座・講演会等の連絡先一覧 | 103 |

情報モラル教育に役立つデータ一覧

1 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

※平成 24 年度から、全国的にインターネット上のトラブルが急増しています。



平成 24 年度は、スマートフォンの普及とともに、SNS 等の利用率が高まりました。以来増加傾向です。

平成 30 年度には、再びトラブルの件数の増加傾向が大きくなっています。スマートフォン等の所持や SNS 等の使用が低年齢層にまで達し、これからも増加することが予想されます。

2 令和 7 年度 川崎市学習状況調査 意識調査より

問：パソコンやインターネットを使う。

| | 全体 | A層 | B層 | C層 | D層 | A-D層の差 |
|--------|------|------|------|------|------|--------|
| 小学 4 年 | 64.9 | 71.0 | 67.2 | 61.9 | 59.7 | 11.3 |
| 小学 5 年 | 74.6 | 79.6 | 75.7 | 73.7 | 69.7 | 9.9 |
| 小学 6 年 | 84.8 | 86.3 | 86.2 | 84.7 | 81.9 | 4.4 |
| 中学 1 年 | 89.0 | 91.0 | 91.1 | 88.9 | 85.0 | 6.0 |
| 中学 2 年 | 92.6 | 95.0 | 93.6 | 92.1 | 89.6 | 5.4 |
| 中学 3 年 | 93.8 | 95.9 | 94.8 | 94.1 | 90.6 | 5.3 |

問：ケータイやスマートフォンで電話やメールをするときは、家の人と時間を決めている。

| | 全体 | A層 | B層 | C層 | D層 | A-D層の差 |
|--------|------|------|------|------|------|--------|
| 小学 4 年 | 72.1 | 75.9 | 73.2 | 72.3 | 66.8 | 9.1 |
| 小学 5 年 | 68.4 | 72.9 | 71.9 | 67.3 | 61.6 | 11.3 |
| 小学 6 年 | 66.9 | 73.9 | 69.8 | 67.3 | 56.6 | 17.3 |
| 中学 1 年 | 58.1 | 69.3 | 60.5 | 56.1 | 46.8 | 22.5 |
| 中学 2 年 | 47.1 | 58.2 | 50.3 | 46.9 | 33.4 | 24.8 |
| 中学 3 年 | 42.2 | 54.1 | 45.6 | 38.8 | 31.1 | 23.0 |

《参考》

- 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm



情報活用能力を育成するカリキュラムを作りましょう

情報活用能力は、発達段階に応じて体系的に、意識的に学ばせていくことが大切です。

「情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧」は、川崎市で使われている教科書から、身に付けさせたい情報活用能力を指導するのに適した単元（学習活動）を選んでまとめています。情報活用能力をどの教科のどの学習活動で育むかを考え、計画的に指導しましょう。

【活用例】

※一覧表から、情報活用能力の育成を図る学習活動を決め、計画的に指導をします（学年によって、学習活動を表示していない項目もあります）。特に教科ごとに指導者が異なる中学校では、学年で連携して計画する必要があります。

各項目ともバランスよく行う

情報活用能力の育成を意図した授業の実践(教師側の課題)

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(小学校5年)

学級・学年ではなく、学校全体で考えるとよい

| | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
|------------------------|---|--|--|---|
| 02キーボードでの文字入力 | | | | 「ヒトのたんじょう」 ヒトの誕生について調べるときに文字入力をして、インターネットで調べる |
| 03複数データからの情報収集 | 「書いて、まじって、読んでみよう」 資料を「インタビューする」 複数の新聞記事から情報には発信者の意図があることに気づく。 | 「これからの食料生産」 食料品によって輸入割合や消費量、自給率などを読み取る | 「帯グラフと円グラフ」 日本のエネルギーの消費について、折れ線グラフ、円グラフ、帯グラフに表されていることを読み取る | 「電磁石のはたらき」 条件を変えて行った複数の実験結果を整理して、変えた条件とそれによって起こる結果を関連付ける |
| 04情報の適切な分類 | 「次への一歩——活動報告書」 事実と考えを区別してまとめる。 | 「自動車づくりにはげむ人々」 社会科見学後のまもめで、調べてきたことを多様な観点から整理する | | 「雲と天気の変化」 雲写真や天気図、気象観測結果を関連付けながら適切に分類する |
| 05表やグラフによる分析 | | 「日本の気候と地形」 日本各地の気温や降水量等を読み取り、特徴を考える | 「帯グラフと円グラフ」 日本の学校数についての帯グラフと円グラフとその特徴を読み取る | 「もののどけ方」 食塩やミョウバンが水に溶ける量を表したグラフから、溶け方の違いを見出す |
| 06適切なグラフの作成 | 「天気を予想する」 図表やグラフ、写真を文章と合わせて頼むようにする 「グラフや表を用いて書こう」 グラフや表を用いて書くようにする | 「世界とつながる日本の工業」 自動車の生産台数と輸出台数の変化をグラフに表す | 「帯グラフと円グラフ」 リンゴの出荷量と割合について、割合を表す帯グラフと円グラフの特徴を理解する。 表から円グラフや帯グラフを作成する | 「もののどけ方」 水の量や温度を変えたときの食塩やミョウバンが水に溶ける量をわかりやすく表やグラフにしてまとめる |
| 07受け手を意識した資料作成や発表 | | 「情報を伝える人々」 放送や新聞にかかわる人々は受け手を意識して情報提供を行っていることを考える | | 「身のまわりの変化」 成長と成長の記録し、発表 |
| 08情報に基づいた課題解決の提案 | 「すいせんします」 収集した情報を整理・分析し、推薦する理由として考えを伝える | 「米づくりのさかんな地域」 学習してきたことを生かして今後の米づくりについて提案する | | 「ふりこのきまり」 ふりこのきまりを見出すために、条件を制御した実験方法を提案する |
| 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | 「広がる、つながる、わたしたちの読書」 著作種について知ろう | 「情報ネットワーク」 ネットワークのメリット・デメリットを扱い、ネットワークと国民生活のかかわりを学ぶ | | |
| 10インターネット上でのトラブル回避時の対応 | 「想像力のスイッチを入れよう」 直接対面しない相手とのやり取りでは | | | |

選んだ学習活動では特に意識して指導

選んでいない学習活動があってもよい

赤い文字は、必ず指導する

同じ項目を何回やってもよい

一覧にない学習活動、教科で指導をしてもよい

ICT活用スキルに関する情報活用能力
02, 06, 07

ICT活用の基本的な操作を指導する。赤文字の部分は必ず指導する機会を持つ。

学習活動の中で意識的に指導することで育成する情報活用能力
03, 04, 05, 06, 07, 08

特に意識して指導する教科、学習内容を選ぶ。授業の流れの中で児童生徒に「身に付けたい情報活用能力」を説明する。

情報社会に参画する態度に関する情報活用能力
09, 10

この一覧には教科と関連付けて指導できる内容を記載している。

※このほかにも情報活用能力の育成を図る学習活動はたくさんあります。意識的に指導を図るための参考としてください。

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(小学校1、2年) 令和6年3月更新

| 小学校1年 | 国語 | 算数 | 小学校2年 | 国語 | 算数 |
|-------------------------------|--|---|-------------------------------|--|---|
| 01情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | 01情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | |
| 02キーボードでの文字入力 | | | 02キーボードでの文字入力 | | |
| 03複数データからの情報収集 | 「つぼみ」「うみのかくれんぼ」「じどう車くらべ」「どうぶつのはなちゃん」物事の仕組みなどについて説明した本や文書から情報をあつめる。 | | 03複数データからの情報収集 | 「日記を 書こう」書こうとする題材に必要な事柄を集める。「ロボット」本や文書から情報をあつめる。 | |
| 04情報の適切な分類 | 「これは、なんでしょう」物事に関する特徴を整理して伝える。(ふろく)図を使って考えよう「じゅんじょ」「同じところ、ちがうところ」 | 「なかよしあつまれ」身の回りの数量や図形に対して、絵や図に表したり、それらを読み取ったりする。 | 04情報の適切な分類 | 「こんなもの、見つけたよ」書く事柄の順序を整理して書く。「図書館たんけん」本の分け方や並べ方を知る。 | 「表とグラフ」データを分類整理する観点に着目する。 |
| 05表やグラフによる分析 | | 「かずをせいりして」ものの数を種類ごとに分類整理して絵や図に表したり、それらをよみ取ったりすることができる。 | 05表やグラフによる分析 | | 「表とグラフ」一次元表や○を用いたグラフについて理解し、表したりよみ取ったりすることができる。 |
| 06適切なグラフの作成 | | 「かずをせいりして」データの個数がわかりやすくなるように表し方を工夫して、身のまわりの事象の特徴を捉えている。 | 06適切なグラフの作成 | | 「表とグラフ」身のまわりの事象について表やグラフを用いて表す。 |
| 07受け手を意識した資料作成や発表 | 「しらせたいな、見せたいな」知らせたいことについてカードや文章などにまとめ紹介する。 | | 07受け手を意識した資料作成や発表 | 「かんさつ名人になろう」観察して気がついたことを詳しく書く。 | |
| 08情報に基づいた課題解決の提案 | | | 08情報に基づいた課題解決の提案 | | |
| 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | | | 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | | |
| 10インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | | 10インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(小学校3年) 令和6年3月更新

| 小学校3年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
|--------------------------------|--|---|---|--|
| 01 情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | |
| 02 キーボードでの文字入力 | 【言葉】ローマ字 ・ローマ字を使って入力する。 | | | |
| 03 複数データからの情報収集 | 【情報】科学読み物での調べ方 「図書館たんでいだん」 「国語辞典を使おう」 「すがたをかえる大豆」 目的に応じて必要な事柄を調べる。 「仕事のくふう、見つけたよ」 インタビューのしかた、メモの取り方。 | 「わくわく！社会科ガイド」 インタビューのしかた、電話のかけ方、手紙の送り方、本の調べ方、インターネットの調べ方、写真や動画のとり方、メモの取り方、ノートの手書き方、さくいんの使い方、地図の見方、地図を使った距離の測り方、地図を使った歩き方 | | 「かげと太陽」 複数の友達の影のでき方を比較して共通性を見出す。 (オッターのしりょうしつ) きろくカードのかけ方、ノートのまとめ方、しせつの活用 |
| 04 情報の適切な分類 | 「広げる」 「すがたをかえる大豆」 比較や分類をしながら読む。 「文様」 まとまりをとらえて読み、感想を伝える。 (ふるく)図を使って考えよう「分ける」「くらべる」「広げる」 | 「わたしたちのまちと市」 市内見学後のまとめで調べてきたことを整理する。 | 「表とぼうグラフ」 学校の前の道で、3分間の間に通る乗り物を正の字を使って調べる。 | 「電気で明かりをつけよう」 電気を通すものと通さないものを分類する。 「じしゃくのふしぎ」 磁石につくものとつかないものを分類する」 |
| 05 表やグラフによる分析 | | 「店ではたらく人と仕事」 買い物調べをグラフ化して買い物をしているお店の種類等を読み取る。 「事故や事件からまちを守る」 事故の数などをグラフから読み取る。 | 「表とぼうグラフ」 表をもとに作られた棒グラフについて調べる。 | 「たねをまこう」「チョウを育てよう」 観察したことや、気づいたことをスケッチと文で表にまとめることで、過去の様子と比較し、育ち方の順序に気づく。 |
| 06 適切なグラフの作成 | | | 「表とぼうグラフ」 調べた乗り物の数を表に整理する 調べた結果から工夫して棒グラフに表す。 | |
| 07 受け手を意識した資料作成や発表 | 【情報】全体と中心 【情報】引用するとき 「わたしの町のよいところ」 「お気に入りの場所、教えます」 相手に伝わるよう話の構成を考える。 | 「わくわく！社会科ガイド」 地図にまとめる、年表にまとめる、関係図にまとめる | 「表とぼうグラフ」 複数の棒グラフを比較し、適切なグラフを判断する。 | 「生き物をさがそう」 観察したことや、気づいたことをスケッチと文でわかりやすく記録し、発表する。 (オッターのしりょうしつ) 話すとき、聞くとき、発表するとき |
| 08 情報に基づいた課題解決の提案 | | 「自分のまちの安全を守るために、わたしたちにできること」 火事から自分やまちを守るために大切と考えたことについて、根拠をもって発表する。 | | 「風とゴムの力のはたらき」 風やゴムの働きで動く車をより遠くまで走らせるためにやより速く走らせるためにという課題を提案する。 |
| 09 インターネット上での情報発信の特性の理解 | | | | |
| 10 インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(小学校4年) 令和6年3月更新

| 小学校4年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
|-------------------------------|--|---|---|--|
| 01情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | |
| 02キーボードでの文字入力 | | | | 「ヒトの体のつくりと運動」 人以外の動物の体のつくりを調べるときに文字入力をして、インターネットで調べる。 |
| 03複数データからの情報収集 | 「漢字辞典を使う」「聞き取りメモのくふう」 調べ方や記録のしかた。 【情報】要約するとき 「工芸品のみりよくを伝えよう」 複数の情報にあたり、リーフレットにまとめる。 | 「県の地図を広げて」 神奈川県の様子について地形・土地利用・交通・人口分布など様々な情報を集める。 | 「変わり方」 数量の係に着目し、図や式、表を用いて、2つの数量の関係と、別の2つの数量の関係を比べて考える。 「算数を使って考えよう」 複数のアンケート(データ)から、社会科で学んだ3Rについて考える。 | 「電気のはたらき」 複数の実験結果を比較し、乾電池のつなぎ方とそれによる電流のはたらき(明るさや動き方)の違いを関連付ける。 (オッターのしりょうしつ) 記録カードのかき方、ノートのとめ方、しせつの活用 |
| 04情報の適切な分類 | 【情報】考えと例 「もしものときにそなえよう」 情報をいくつかに分けたり、分けたグループを更にまとめたことがあることを確かめ、調べて分かったことを分類する。 (ふろく)図を使って考えよう「分ける」「くらべる」「広げる」 | 「県の地図を広げて」 神奈川県の様子について地形・土地利用・交通・人口分布など様々な情報を整理して地図に表わす。 | 「折れ線グラフ」 折れ線グラフから読み取れることを調べる。 | 「月や星の動き」 月や星の観測結果に、その時の日時や場所、方角など必要な情報を書き入れ、情報の適切な分類に役立つ。 |
| 05表やグラフによる分析 | | | 「折れ線グラフ」 折れ線グラフから気温の変化を読み取る。 | 「天気と1日の気温」 天気の違う複数の1日の気温の変化を表したグラフを分析し、天気と変化の様子を関連付ける。 |
| 06適切なグラフの作成 | | | 「折れ線グラフ」 1日の変化の様子を調べ、変化の分かりやすい表し方を考える。 1日の気温の変化をまとめた表をもとに折れ線グラフを作成する。 「変わり方」 周りの長さが18cmの長方形の横の長さとしたての長さの関係をグラフに表す。 | 「天気と1日の気温」 数日間にわたって、気象観測を行い、観測結果を表にまとめ、その後、1日の気温の変化を適切にグラフに表す。 |
| 07受け手を意識した資料作成や発表 | 「新聞を作ろう」 調べた情報を受け手を意識して発信する。 「工芸品のみりよくを伝えよう」 資料の使い方や参考図書の示し方等を考えリーフレットを作成する。 | | | 「春の生き物」 観察したことや、気づいたことをスケッチと文でわかりやすく記録し、発表する。 (オッターのしりょう室) 話すとき、聞くとき、発表するとき |
| 08情報に基づいた課題解決の提案 | | | 「折れ線グラフ」 棒グラフと折れ線グラフの2つのグラフから読み取れることを話し合う。 | |
| 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | 「アップとルーズで伝える」 言葉で変わる写真の印象を理解する。 | | | |
| 10インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(小学校5年) 令和6年3月更新

| 小学校5年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
|-------------------------------|--|--|--|---|
| 01情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | |
| 02キーボードでの文字入力 | | | | |
| 03複数データからの情報収集 | <p>【情報】目的に応じて引用するとき 「きいて、きいて、きいてみよう」 目的と意図に照らして、インタビューする。 「新聞を読もう」 新聞記事等から適切な情報を集める。 「固有種が教えてくれること」 文章や図表等の情報を結び付けて読む。</p> | <p>「これからの食料生産」 食料品によって輸入割合や消費量、自給率などを読み取る。</p> | <p>「割合とグラフ」 コンピュータをつかうと、1つのデータからいろいろなグラフを作ることができるを見出す。</p> | <p>「雲と天気の変化」 数日間の連続した気象情報を、インターネットや新聞などで集める。 「電流と電磁石」 条件を変えて行った複数の実験結果を整理して、変えた条件とそれに伴って起こる結果を関連付ける。 (オッターのしりょうしつ) 記録カードのかき方、ノートまとめ方、しぜつ活用の活用</p> |
| 04情報の適切な分類 | <p>【情報】原因と結果 「よりよい学校生活のために」 日常生活の中から話題を決め、集めた材料を分類したり関係づけたりして、伝え合う内容を検討する。 (ふろく)図を使って考えよう「位置づける」「分ける」「比べる」「広げる」</p> | <p>「自動車の生産にはげむ人々」 社会科見学後のまとめで、調べてきたことを多様な観点から整理する。</p> | | <p>「雲と天気の変化」 雲の写真や気象観測結果を関連付けながら適切に分類する。</p> |
| 05表やグラフによる分析 | (コラム)統計資料の読み方 | <p>「国土の気候と地形」 日本各地の気温や降水量等を読み取り、特徴を考える。 「日本の工業生産と貿易・運輸」 図や表を読み取り、日本の輸出入について特徴を調べる。</p> | <p>「割合とグラフ」 ブルーベリーの収穫量の割合の変化について、帯グラフから特徴を読み取る。</p> | <p>「もののとけ方」 食塩やミョウバンが水に溶ける量を表したグラフから、溶け方の違いを見出す。</p> |
| 06適切なグラフの作成 | | | <p>「割合とグラフ」 ブルーベリーの収穫量の割合について、割合を表す帯グラフと円グラフの特徴を理解する。 ブルーベリーの収穫量の表から円グラフや帯グラフを作成する。</p> | <p>「もののとけ方」 水の量や温度を変えたときの食塩やミョウバンが水に溶ける量をわかりやすく表やグラフにしまとめる。</p> |
| 07受け手を意識した資料作成や発表 | <p>「みんなが使いやすいデザイン」 「あなたはどうか考える」 自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する。</p> | <p>「情報を伝える人々とわたしたち」 放送や新聞にかかわる人々は受け手を考えて情報提供を行っていることを考える。</p> | | <p>「植物の発芽と成長」 条件を変えて実験した植物の発芽と成長の違いをスケッチと文でわかりやすく記録し、発表する。 (オッターのしりょう室) 話すとき、聞くとき、発表するとき</p> |
| 08情報に基づいた課題解決の提案 | <p>「どちらを選びますか」 適切な資料を用意し、相手が納得する説明をする。</p> | <p>「米づくりのさかんな地域」 学習してきたことを生かして今後の米づくりについて提案する。</p> | <p>「割合とグラフ」 円グラフ、棒グラフ、折れ線グラフ、それぞれのグラフの特徴を話し合う。 ももの収穫量についていろいろなグラフに表して分析する。 「平均」 歩はばの平均の求め方を考察し、そこから様々な場所の長さはかることを考える。 「プログラミングにちょう戦」(正多角形と円) ・コンピュータを活用して、正多角形の作図手順を正しくプログラミングすることで、コンピュータに出す命令を工夫して作図することを体験する。</p> | <p>「ふりこのきまり」 ふりこのきまりを見出すために、条件を制御した実験方法を提案する。</p> |
| 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | | <p>「くらしと産業を変える情報通信技術」 情報通信技術の発展に伴う暮らしや産業の変化、情報通信技術のもたらすメリットとデメリット等を学ぶ。</p> | | |
| 10インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | <p>「想像力のスイッチを入れよう」 直接対面しない相手とのやり取りでは伝えたいことが正確に伝わるように注意する。 「言葉を使い分けよう」 語感や言葉の使い方に対する感覚を意識し、語や語句を使う。</p> | | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(小学校6年) 令和6年3月更新

| 小学校6年 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 |
|-------------------------------|---|--|---|---|
| 01情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | |
| 02キーボードでの文字入力 | | | | |
| 03複数データからの情報収集 | 【情報】主張と事例 【情報】情報と情報をつなげて伝えるとき 「考えるとは」 筆者の異なる三つの文章を読み、テーマについて自分の考えを形成する。 | | 「データの見方」 1組と2組の読書記録(冊数)の記録から、どちらの組がよく読んだかを考える。 「並べ方と組み合わせ」 起こりうる場合(順列や組み合わせ)を表や樹形図を用いて整理して調べる。 | 「大地のつくりと変化」 写真や映像、土のサンプルなど様々な情報を収集して関連付け、土地のつくりと変化を推論する。(オッターのしりょうしつ) ノートのまとめ方、しせつの活用 |
| 04情報の適切な分類 | 「みんなで楽しく過ごすために」 互いの意見や情報を整理して話し合う。 「私と本」 自分の経験から話すことを決め、伝える事柄を整理し構成を考えて話す。 (ふろく)図を使って考えよう「つなげる」「分ける」「比べる」「広げる」「位置づける」 | 「歴史を学ぶ意味を考え、未来につなげよう」 歴史の学習を振り返り、学んできたことを比較したり関連づけたり総合したりして、人物の願いや働き、歴史を学ぶ意味や歴史と自分の生活とのつながりについて考える。 | 「データの見方」 1組と2組の読書記録調べのデータのそれぞれの散らばりを調べる。(ドットプロット) 1組と2組の読書記録調べのデータを表にまとめる。(度数分布表) | 「水よう液の性質」 リトマス紙の反応をもとにして、実験を行った水溶液の液性を適切に分類する。 |
| 05表やグラフによる分析 | | | 「比例と反比例」 電車と自動車の時間と進む道のりのグラフから、電車と自動車の速さを読み取る。 「データの見方」 データを度数分布表と柱状グラフに表して、散らばりの特徴を詳しく調べる。 | 「てこのはたらき」 てこのうでの長さかつりさげるおもりの重さをまとめた表を分析し、てこのきまりを見出す。 |
| 06適切なグラフの作成 | | | 「比例と反比例」 水の深さが時間に比例する関係をグラフに表す 長方形の面積について、横の長さが縦の長さに反比例する関係をグラフに表す。 「データの見方」 1組と2組の読書記録調べを度数分布表に表し、その度数分布表をもとに柱状グラフを作成する。 | |
| 07受け手を意識した資料作成や発表 | 「デジタル機器と私たち」 「発見、日本文化のみりよく」 「おすすめパンフレットを作ろう」 相手や目的を考えて、効果的に伝える。 「今、私は、ほくは」 効果的な資料の提示をする。 | 「日本とつながりの深い国々」 選択して調べた国の様子について調べ発表し合う。 | 「データの見方」(身のまわりのデータを活用しよう) PPDACサイクルの方法で課題解決し、それを考察する。 | 「自然とともに生きる」 空気や水、生物といった環境に、ヒトが与えている影響と、影響による環境の変化について図と言葉でわかりやすくまとめ、発表する。 (オッターのしりょう室) 話すとき、聞くとき、話し合いの進め方 |
| 08情報に基づいた課題解決の提案 | | 「平和で豊かな暮らしを旨ざして」 歴史の学習で学んだことをこれからどのように生かすか考え提案する。 | 「データの見方」 日本の年令別の人口について、2つのグラフを比べ、読み取れることを話し合う。 | 「発電と電気の利用」 電気を無駄なく使うプログラムを作る。 |
| 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | 「インターネットでニュースを読もう」 ニュースサイトの読み方を知り、インターネットを使って適切に情報を得る。 | | | |
| 10インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | * ルールを守って、インターネットが使える。 | | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(中学校1年)

| 中学校1年 | 国語 | 社会 地理的分野 | 社会 歴史的分野 | 数学 | 理科 | 技術 |
|--------------------------------|---|--|---|---|--|------------------------------------|
| 01 情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | | | |
| 02 キーボードでの文字入力 | | | | | | |
| 03 複数データからの情報収集 | 「情報の集め方を知ろう」 ・さまざまな情報の集め方を知り、目的に応じた方法を理解する。 | 「世界の姿」 複数の資料から世界、日本の姿の特色を収集して関連付ける。 | 「各時代の学習」課題追究 課題に基づいて、各時代(中項目)の特色について複数の資料から情報を収集して関連付ける。 | 「資料の活用」 資料から、適切な方法でその資料の傾向を読み取る。 | 「自然の中に生命の営みを見つけてみよう」 見つけた植物や生物が何かを検索によって同定する。 | |
| 04 情報の適切な分類 | 「調べたことを報告しよう」 課題に合わせて、集めた材料を整理する。 | 「世界の諸地域」 諸地域に関する資料から集めた情報の共通点や相違点を意識して分類し、諸地域の特色をつかむ。 | 「各時代の学習」まとめ 各時代(中項目)について複数の資料から集めた情報を整理して、時代の特色をつかむ。 | 「資料の活用」 資料の特徴を、適切な代表値で表す。 | 「植物のくらしと仲間」 植物を特徴によって分類する。 | ・コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知る。 |
| 05 表やグラフによる分析 | シカの「落ち穂拾い」フィールドノートの記録から ・筆者の考え方の述べ方や、図表の役割について自分の考つことができる。 | 「世界と比べた日本の地域的特色」 日本各地の雨温図や気候区分、人口ピラミッド、各種グラフ等から日本の地域的特色を読み取り説明する。 | | 「比例・反比例」 比例・反比例の関係を使って、様々な問題を解決する。 「資料の活用」 資料の傾向を読み取るために、度数分布にまとめ、それをもとにヒストグラムを作成する。 | 「活きている地球」 地図に示された複数の地点で計測された地震計の記録のグラフとを分析し、震度や震源からの距離、地震の規模などに関連づける。 | ・情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知る。 |
| 06 適切なグラフの作成 | | | | 「比例・反比例」 比例・反比例のグラフをかきその特徴についてまとめる。 「資料の活用」 目的に応じて適切な階級の幅のヒストグラムを作成する。 | 「光・音・力による現象」 力によるばねの伸びの関係を表すグラフを作成し、関係を見いだす。 | |
| 07 受け手を意識した資料作成や発表 | 「一年間の学びを振り返ろう」 聞き手の興味を引く発表をする。 | 「世界の諸地域」 諸地域について調べたものを相手にわかりやすくスピーチしたり交流したりする。 | 「各時代の学習」まとめ 各時代(中項目)の特色について課題に応じてまとめたものを発表したり交流したりする。 | 「資料の活用」 統計資料を活用して、身のまわりのことから調べ、そのことについて話し合う。 | 「きみも科学者」自由研究 図、写真、グラフ、実際の資料など、読み手の興味をひくとともに、項目ごとにわかりやすくまとめる。 | |
| 08 情報に基づいた課題解決の提案 | | | | | 「実験：謎の物質Xの正体」 物質の性質を手がかりにして、謎の物質Xの正体を明らかにする実験の方法を考え、提案を行う。 | |
| 09 インターネット上での情報発信の特性の理解 | * インターネットを使う時に、ルールを理解する。 | | | | 「きみも科学者」自由研究 文献・インターネットからの引用元を明らかにして、著作の保護に対する意識を高める。 | ・著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考える。 |
| 10 インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | | | | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(中学校2年)

| 中学校2年 | 国語 | 社会 地理的分野 | 社会 歴史的分野 | 数学 | 理科 | 技術 |
|--------------------------------|---|--|---|---|--|------------------------------|
| 01 情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | | | |
| 02 キーボードでの文字入力 | | | | | | |
| 03 複数データからの情報収集 | メディアと上手に付き合うために ・いろいろなメディアから得た情報を比べる。 | 「日本の姿」 複数の資料から世界、日本の姿の特色を収集して関連付ける。 | 「各時代の学習」課題追究 課題に基づいて、各時代(中項目)の特色について複数の資料から情報を収集して関連付ける。 | 「標本調査」 母集団から適切な方法で標本を取り出す。 | 「地球の大気と天気の変化」 気象データを集め、天気を予測する。 | |
| 04 情報の適切な分類 | | 「日本の諸地域」 諸地域に関する資料から集めた情報の共通点や相違点を意識して分類し、諸地域の特色をつかむ。 | 「各時代の学習」まとめ 各時代(中項目)について複数の資料から集めた情報を整理して、時代の特色をつかむ。 | 「標本調査」 標本調査から母集団の傾向を読み取る。 | 「動物の生活と生物の進化」 色々な動物について調べ、その特徴から分類し、表にまとめる。 | ・メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計ができる。 |
| 05 表やグラフによる分析 | 「生物が記録する科学ーバイオロギングの可能性」 ・説明されている内容を的確に捉える。 | | | 「1次関数」 1次関数の関係を使って、様々な問題を解決する。 「確率」 投げた回数と1の目がでる相対度数の関係を表した折れ線グラフから確率の定義を理解する。 | 「化学変化と原子・分子」 縦軸と横軸が表している物質が違う種類の異なるグラフを読みとり、酸化を理解する。 | ・多様なメディアを複合し、表現や発信ができる。 |
| 06 適切なグラフの作成 | | | | 「1次関数」 1次関数のグラフをかき、その特徴についてまとめる。 | 「化学変化と原子・分子」 酸化する時の金属と酸素の質量の関係のグラフを作成する。 「電流の性質とその利用」 電圧と電流との関係のグラフを作成する。 | |
| 07 受け手を意識した資料作成や発表 | | 「日本の諸地域」 諸地域について調べまとめたものを相手にわかりやすくスピーチしたり交流したりする。 | 「各時代の学習」まとめ 各時代(中項目)の特色について課題に応じてまとめたものを発表したり交流したりする。 | | 「きみも科学者」自由研究 図、写真、グラフ、実際の資料など、読み手の興味をひくとともに、項目ごとにわかりやすくまとめる。 | |
| 08 情報に基づいた課題解決の提案 | | 「身近な地域の調査」 身近な地域の特色や課題を調べ、地域のこれからについて考え提案する。 | | | | ・情報に関する技術の適切な評価・活用について考える。 |
| 09 インターネット上での情報発信の特性の理解 | (「著作権について知る」) 著作権について理解を深める。 | | | | 「きみも科学者」自由研究 文献・インターネットからの引用元を明らかにして、著作の保護に対する意識を高める。 | |
| 10 インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | | | | | |

情報活用能力の育成に向けた学習活動一覧(中学校3年)

| 中学校3年 | 国語 | 社会 歴史的分野 | 社会 公民的分野 | 数学 | 理科 | 技術 |
|-------------------------------|---|---|---|---|--|----------------------------|
| 01情報活用能力の育成を意識した授業の実践(教師側の課題) | | | | | | |
| 02キーボードでの文字入力 | | | | | | |
| 03複数データからの情報収集 | | 「各時代の学習」課題追究 課題に基づいて、各時代(中項目)の特色について複数の資料から情報を収集して関連付ける。 | 「持続可能な未来へ」 地域のごみ問題・人口問題など情報を収集する際に自分の主張の根拠を複数選び関連付けてまとめる。 | | 「宇宙の中の地球」 日時を変えて天体を観測したデータを収集し、天体の動きを分析する。 | |
| 04情報の適切な分類 | | 「各時代の学習」まとめ 各時代(中項目)について複数の資料から集めた情報を整理して、時代の特色をつかむ。 | | | 「生命の連続性」 生物の生殖の仕方について調べ、無性生殖と有性生殖に分類する。 | |
| 05表やグラフによる分析 | 月の起源を探る ・説明の順序や図の使い方に着目して、内容を捉える。 | | 「労働と社会保障」 主な国の労働時間と休日数、女性の労働階層別労働力人口のグラフ等を読み取り、労働の現状について考える。 | 「関数 $y=ax^2$ 」 関数 $y=ax^2$ の関係を使って、様々な問題を解決する。 | 「運動とエネルギー」 記録タイマーのテープを加工して得られたグラフを読みとり、運動を解析する。 | |
| 06適切なグラフの作成 | | | | 「関数 $y=ax^2$ 」 関数 $y=ax^2$ のグラフをかき、その特徴についてまとめる。 | 「運動とエネルギー」 記録タイマーのテープを加工して運動の様子をグラフ化する。 | |
| 07受け手を意識した資料作成や発表 | | 「各時代の学習」まとめ 各時代(中項目)の特色について課題に応じてまとめたものを発表したり交流したりする。 | 「国際社会が抱える課題」 地球規模の環境問題について、経済発展など様々な要因と関連付けて自分の考えをまとめ発表する。 | | 「自然と人間」 人間の活動が身近な自然環境に与えている影響や科学技術の利用と環境の保全について、3年間の学んだことを活用して、わかりやすくまとめて発表する。 「きみも科学者」自由研究 図、写真、グラフ、実際の資料など、読み手の興味をひくとともに、項目ごとにわかりやすくまとめる。 | |
| 08情報に基づいた課題解決の提案 | | | 「地方自治と住民の参加」 地域の課題を探り、情報を収集して提言するためのプレゼンを行う。 | | | |
| 09インターネット上での情報発信の特性の理解 | 『「想いのリレー」に加わろう』 ・現代のメディアの特徴を知り、情報発信の意義、注意点を知る。 | | 「私たちが生きる現代社会」 情報化の進展による利点と課題について考え話し合う。 | | 「きみも科学者」自由研究 文献・インターネットからの引用元を明らかにして、著作の保護に対する意識を高める。 | ・情報に関する技術の適切な評価・活用について考える。 |
| 10インターネット上でのトラブル遭遇時の対応 | | | | | | |

情報活用能力を育成するために「チェックリスト2023」を活用しましょう

情報活用能力は、発達段階に応じて体系的に学ばせていくことが大切です。

「情報活用能力チェックリスト2023」は、子どもに情報活用能力を身につけさせるべき情報活用能力を発達段階に応じて具体的にイメージできるよう内容を構成しています。令和5年度から小学校[低・中・高学年]用、中学校用、高等学校用、特別支援学校用と系統的に作成されました。

「情報活用能力チェックリスト2023」を使って、計画的に情報活用能力を育成していきましょう。

「チェックリスト2023」活用の流れ

① チェックリストを見て「**情報活用能力**」を具体的にイメージしましょう。各学年段階（小学校[低・中・高学年]、中学校）で身に付けさせなければならない情報活用能力について具体的に把握します。

② **子どもたちの実態を把握**しましょう。

子どもたちがチェックリストで自己評価をすることにより自分の課題が分かります。

自己評価から先生は実態に合った指導すべき情報活用能力の傾向をつかむことができます。

③ 情報活用能力を育成するためにチェック項目に合わせた**学習場面を考え**ましょう。

各教科等の中で次のことに着目した**学習活動**を考えましょう。

子どもが扱う「**情報**」と「**情報の扱い方**」

ICTを使った活動

例えば

⑩を指導すべき情報活用能力として選んだら…

—中学校— 2年・数学

携帯電話の複数の料金プランが書かれた表を分析する場面で、数値をもとに一次関数のグラフを作成して、自分の使用状況に応じた料金プランを選択する。

—小学校— 4年・社会

交通事故件数の経年変化のグラフを読み取る場面で、長いスパンで見た場合と短いスパンで見た場合を比較して、見え方が異なることを理解する。

情報活用能力チェックリスト2023 ステップ3

B I U 四 文

これはテストではありません。これからの学習に生かすものです。あてはまるものを選んでください。

- 学年（がくねん）*
- 1年（ねん）
 - 2年（ねん）
 - 3年（ねん）
 - 4年（ねん）
 - 5年（ねん）
 - 6年（ねん）
 - 個別版（こべつきゅう）

④ 「**チェックリスト 2023**」を使った**振り返り**をしましょう。

単元の始めだけでなく、授業中や終わりにすることで、子どもたちも情報活用能力をより意識することができます。

情報教育が目指すものは、子どもたちの情報活用能力の育成です。各教科等の授業の中で育成すべき情報活用能力を意識することが大切です。「情報活用能力チェックリスト 2023」は **GIGA 端末のフォームで活用**することができます。GIGA 端末のブックマークから「かわさき GIGA スクール構想情報共有サイト」にアクセスし、「教師用ハンドブック 3」の「まず知っておきたいこと」の 11・12 ページにありますので、そちらをお使いください。

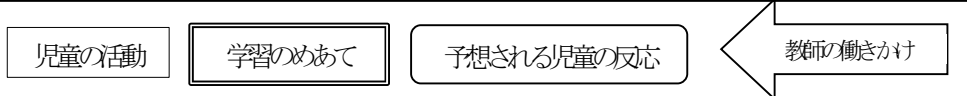
| 第1 | 第2カテゴリ | 第3カテゴリ | ステップ0 小学校低学年 | | ステップ1 小学校中学年 | | |
|--------------------|--|---|--|---|---|---|--|
| | | | | | | | |
| 知識及び技能 | 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 | 情報技術に関する技能 | 1 | キーボードでパスワードを入力してログインすることができる。 | 1 | キーボードを使って、ローマ字入力で文章を打つことができる。(鉛筆で書くくらいのスピードで打てる/1分間40字以上) | |
| | | | 2 | カメラアプリで写真や動画を撮って見ることができる。 | 2 | カメラアプリで写真や動画を撮ったり、二次元コードを読み取ったりすることができる。 | |
| | | | 3 | ミライシードのオクリンクでカードに手書きで文字を書いたり色をつけたりすることができる。 | 3 | ドキュメント等に文章を入力して自分の考えを表現することができる。 | |
| | | 情報と情報技術の特性の理解 記号の組み合わせ方の理解 | 4 | GIGA端末やゲーム機等がインターネットにつながることを知っている。 | 4 | 身の回りのものでコンピュータやインターネットが使われているものがあることを知っている。 | |
| | | | 5 | まず、次に、と順番に説明することができる。 | 5 | スクラッチやビズケットなどのプログラミングアプリを使って、簡単なプログラムを作ることができる。 | |
| | 問題解決・探究における情報活用方法の理解 | 情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 | 6 | 知りたいことを本で調べることができる。 | 6 | 知りたいことを、インターネットで調べることができる。 | |
| | | | 7 | GIGA端末で先生から課題を受け取ったり、作ったものを提出したりすることができる。 | 7 | 写真を使ってオクリンクやスライドなどで発表用のスライドを作ることができる。 | |
| | | 情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解 | 8 | たくさんの友達の見解を知ると、もっとよく考えられることを知っている。 | 8 | 同じところや違うところを比べると、たくさんの情報を整理できることを知っている。 | |
| | 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解 | 情報技術の役割・影響の理解 | 9 | インターネットにはよくない情報もあるので、大人の人と一緒に使うことを知っている。 | 9 | インターネットには、正しくない情報や危険な情報があり、見つけたときは大人に相談することを知っている。 | |
| | | | 10 | 友達を書いたものや作ったものは大切に、勝手に使ったり消したりしてはいけないことを知っている。 | 10 | 新聞・テレビなどのニュースやインターネットの情報は、伝える側の思いや考えによって違うことを知っている。 | |
| | | 情報モラル・情報セキュリティの理解 | 11 | 人の写真を勝手に使ったりするのはいけないことを知っている。 | 11 | 自分の文章の中に他の人の言葉を使う時(引用する時)は、その部分に「」をつけて書くことを知っている。 | |
| | | | 12 | IDやパスワードは大切であることを知っている。 | 12 | 人の写真を撮るときや作品を使うときは、その人の許可が必要だと知っている。 | |
| 思考力 判断力 表現力等 | 問題解決・探究における情報活用する力(プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む) | 事象を情報とその結びつきの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受けての状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等 | 13 | 人の話をよく聞いて、質問や感想を言うことができる。 | 13 | 話を聞きながら、大事だと思うことをメモすることができる。 | |
| | | | 14 | 似ているところと違うものを比べて仲間分けをすることができる。 | 14 | 同じところや違うところを比べて、問題を見つけることができる。 | |
| | | | 15 | 声の大きさや話す速さに気をつけて話すことができる。 | 15 | 相手に伝わるように、声の大きさに気をつけたり、間を取ったりしながら話すことができる。 | |
| | | | 16 | 伝えたいことを順序に気をつけて話すことができる。 | 16 | 自分の考えを伝えるときには、理由や例を挙げて話すことができる。 | |
| | | | 17 | 見せたいものをテレビなどに大きく映して説明することができる。 | 17 | 調べたことを、写真や図を組み合わせてスライドにまとめて発表することができる。 | |
| | | | 18 | 知りたいことはなるべく自分の力で調べるようにしている。 | 18 | 調べたりまとめたりする活動を振り返り、他の学習に生かすようにしている。 | |
| | | | 19 | 自分の発表の仕方の良いところや気をつけたいことを振り返って、もっとよくなるように考えるようにしている。 | 19 | 調べたりまとめたりする活動を振り返り、他の学習に生かすようにしている。 | |
| | 学びに向かう力 人間性等 | 問題解決・探究における情報活用態度 | 多角的に情報を検討しようとする態度 試行錯誤し、計画や改善しようとする態度 | 20 | 自分や友達の個人情報(名前・電話番号・住所・ID・パスワード等)を知らない人に教えないようにしている。 | 20 | メッセージや画像・動画を送るときは、誰が見るか、その内容が適切かどうかなど考えるようにしている。 |
| | | | | 21 | GIGA端末やゲーム機は使すぎないよう、時々目を休ませながら使うようにしている。 | 21 | GIGA端末やゲーム機などを使すぎないよう、約束を守って使うようにしている。 |
| | | 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度 | 責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 情報社会に参画しようとする態度 | 22 | 落とさないように気をつけるなど、GIGA端末は約束を守って大切に使うようにしている。 | 22 | 調べてまとめたり、発表したりする学習では、GIGA端末を活用するようにしている。 |
| | | | | 23 | 課題に合わせてインタビューをしたりアンケートを取ったりして、いろいろな方法で情報を探そうとしている。 | 23 | 調べたりまとめたりする活動を振り返り、他の学習に生かすようにしている。 |
| | | | | 24 | 調べたりまとめたりする活動を振り返り、他の学習に生かすようにしている。 | 24 | 調べたりまとめたりする活動を振り返り、他の学習に生かすようにしている。 |

| ステップ2 小学校高学年 | | ステップ3 中学校 | | ステップ4 高等学校 | |
|-----------------|---|--------------|---|---------------|--|
| 1 | キーボードを使って、ローマ字入力で正しく文章を打つことができる。(鉛筆で書くより速く打てる/1分間60字以上) | 1 | キーボードを使って、ローマ字入力で正しく文章を両手で打つことができる。(日本語とアルファベットが混ざった文章も鉛筆で書くスピードより速く打てる/1分間80字以上) | 1 | キーボードを使って、ローマ字入力で正しく文章を両手で、効率よく打つことができる。(日本語とアルファベットが混ざった文章も鉛筆で書くスピードより速く打てる/1分間80字以上) |
| 2 | カメラアプリで写真や動画を撮って、それをスライド等に貼ることができる。 | 2 | カメラアプリで撮った写真をトリミングするなどして加工し、スライドやドキュメント等に貼ることができる。 | 2 | カメラアプリで撮った写真をほかしたりトリミングしたりして加工し、ファイルサイズを適切に変えて活用することができる。 |
| 3 | スプレッドシートを使って表やグラフを作ることができる。 | 3 | スプレッドシートを使って表計算をしたり、表したい内容に沿ったグラフを作成したりすることができる。 | 3 | 表計算ソフトを使って計算をしたり、表したい内容に沿った表やグラフを作ったりすることができる。 |
| 4 | コンピュータやインターネットの利用によって、社会や生活が変化していることを知っている。 | 4 | クラウドをはじめ、情報通信ネットワークの利用によって社会が便利になっていることを、具体的な例を挙げて説明することができる。 | 4 | 社会生活の中で、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報化の「光」と「影」の両面から情報社会について説明することができる。 |
| 5 | 課題を解決するための手順をフローチャート等に図示して、簡単なプログラムをつくることができる。 | 5 | 問題発見・解決のためのプログラムをフローチャートやアクティビティ図等に図示して、適切なプログラムの制作や動作の確認及びデバッグ等を行うことができる。 | 5 | 問題発見・解決のためのアルゴリズムをアクティビティ図等で適切に表現してプログラミングをし、モデル化することができる。 |
| 6 | 知りたいことを、キーワードの組み合わせを考えながらインターネットで検索することができる。 | 6 | 知りたいことを、本やインターネットなど複数の方法で調べ、情報の正確性や信頼性を確認しながら的確な情報を取捨選択することができる。 | 6 | 目的に応じて、本やインターネットなど複数の方法で調べ、情報の信頼性や信頼性を確認しながら的確な情報を取捨選択することができる。 |
| 7 | 写真や図や文章を組み合わせたスライドを作ることができる。 | 7 | 目的に応じて、友達とドキュメントやスプレッドシート等を共有して協働して学習することができる。 | 7 | グループで作業を進めるためのメッセージやファイルの交換や共有の仕方が分かり、目的に応じて、友達と協働して学習することができる。 |
| 8 | 解決の方法を考えるときは、変える条件と変えない条件を整理することを知っている。 | 8 | 他者の考えと比較しながら目的や意図に応じて情報を整理することで、根拠に基づいた説明ができることを知っている。 | 8 | 複数の情報を比較しながら目的や意図に応じて整理することで妥当な考えとなり、根拠に基づいて説明することができることを知っている。 |
| 9 | 悪意がある情報や不適切・不正なサイト、勝手に共有されたファイルを見つけたときは、大人に相談することを知っている。 | 9 | 悪意がある情報や、不適切・不正なサイトや勝手に共有されたファイルを見つけたときは、大人に相談するとともに、その情報を拡散しないようにすることを知っている。 | 9 | 悪意がある情報や、不適切・不正なサイトやメール、勝手に共有されたファイル等について、どのように対応すべきが知っていて、その情報を拡散することはしないということも知っている。 |
| 10 | インターネットや新聞、テレビ等情報を伝えるメディアの特徴や、視点を変えることで色々な見方ができることを知っている。 | 10 | インターネットや新聞、テレビなどのメディアからの情報には発信者の意図が含まれているため、その正確性や信頼性について批判的に考え、内容を読み取るようにしている。 | 10 | インターネットや新聞、テレビなどのメディアからの情報には発信者の意図が含まれているため、その信頼性や信頼性について批判的に考え、内容を読み取るようにしている。 |
| 11 | 自分の文章の中に他の人の言葉や文を引用するときは、その部分に「」を付けてそのまま書き、引用元を明記することを知っている。 | 11 | 自分の文章の中で、引用する本や文、語句などを「」でくくってそのまま抜き出して書き、参考にした資料を参考文献として必要事項を明記したり、入力したりすることを知っている。 | 11 | 著作権者の権利を不当に害することのないよう、本やウェブページにある情報を引用する際は、利用規約を確認するなどして著作権に配慮した方法について知っている。 |
| 12 | 人の写真を撮るときや作品を使うときは、その人の許可が必要だと知っている。 | 12 | 人の写真や文章等を公開する(SNSを含むWebへアップロードする)時には、肖像権・著作権を尊重し、必要に応じて相手から許諾を得て、出典や引用先を明らかにしている。 | 12 | 人の写真や文章等を公開する(SNSを含むWebへアップロードする)時には、肖像権・著作権を尊重し、必要に応じて相手から許諾を得たり、利用規約を確認した上で、出典や引用先を明らかにしている。 |
| 13 | 発信した情報は、インターネット上に残ったり広がったりする危険性があることを知っている。 | 13 | 発信した情報は、インターネット上に残ったり広がったりする危険性があることを知っている。 | 13 | 発信した情報は、インターネット上に残ったり広がったりする危険性があることを知っている。 |
| 14 | 個人情報やID、パスワードは大切にあり、自分で安全に管理する必要があることや他人になりすましてログインしてはいけないことを知っている。 | 14 | 個人情報やID、パスワードが大切であることを理解し、パスワードは他人がわからないものに定期的に変更し、安全に管理するとともに、他人になりすましてログインしたり情報を発信したりしてはいけないことを知っている。 | 14 | 推測されにくいパスワードを利用し適切に管理すること、ソフトウェアは最新のプログラムに更新すること、不正アクセス禁止法等の法規を理解することなど、情報セキュリティを確保して安全に端末を活用している。 |
| 15 | 話し手の言いたいことを考えて聞き、大事だと思うことをメモを取ることができる。 | 15 | 話し手の言いたいことを読み取るために、必要に応じて質問したり、文字や写真、音声や動画など場面にに応じて記録したりすることができる。 | 15 | 話し手の言いたいことを読み取るために、必要に応じて質問したり、文字や写真、音声や動画など場面にに応じて記録したりすることができる。 |
| 16 | 見いだした問題に対して、解決の方法を考えることができる。 | 16 | 見いだした問題を解決するために、多面的に調べ、目的や意図に応じて情報を整理し、必要なものを選んでまとめることができる。 | 16 | 見いだした問題を効果的に解決するために、多面的に調べ、目的や意図に応じて情報を整理し、必要なものを選んでまとめることができる。 |
| 17 | 集めた情報を読み取り、表やグラフ「考えるための技法(思考ツール等)」に整理して表すことができる。 | 17 | 実験や資料から読み取った数値をもとに、表やグラフ、「考えるための技法(思考ツール等)」に整理して新たな意味を見いだすことができる。 | 17 | アンケート等で収集したデータを、表計算ソフトやテキストマイニング等を使って分析し、分かりやすく可視化して活用することができる。 |
| 18 | 表やグラフから、必要な情報や数値を正確に読み取ることができる。 | 18 | 表やグラフから変化や傾向を読み取り、データをもとに分かりやすく説明することができる。 | 18 | 複数の表やグラフなどのデータから数値や傾向を読み取り、分かりやすく説明することができる。 |
| 19 | 知りたいことを図書資料や統計資料など複数の情報を集めて、整理・分析することができる。 | 19 | 本やインターネット等複数の方法で調べ、情報源の信頼性を判断し、情報を適切に活用することができる。 | 19 | 本やインターネット等複数の方法で調べ、情報源の信頼性を判断し、情報を適切に活用することができる。 |
| 20 | 集めた情報を比較したり必要なものを選んでまとめることができる。 | 20 | グループで話し合うときに、発言者の意図や内容を理解して話を聞き、関連させながら自分の意見を述べるることができる。 | 20 | グループで話し合うときに、発言者の意図や内容を理解して話を聞き、関連させながら自分の意見を述べるることができる。 |
| 21 | 自分の考えが伝わるように、調べた情報を他の情報と比較して、他の人の意見を工夫して取り入れることができる。 | 21 | 説明するときにGIGA端末を活用して自分の考えが伝わるように表現を工夫することができる。 | 21 | 目的に応じて適切かつ効果的な表現方法やデザインを考え、自分の考えが伝わるように工夫することができる。 |
| 22 | 自分の考えが伝わるようなアプリを選び、資料を活用するなど、表現を工夫することができる。 | 22 | 情報を統合して論理立てて考え、目的や意図に応じて新聞やリーフレット、スライド等にまとめて伝えることができる。 | 22 | 情報を統合して論理立てて考え、目的や意図に応じて新聞やリーフレット、スライド等効果的な方法を選択してまとめて、伝えることができる。 |
| 23 | 課題に合わせているいろいろな方法で情報を探したり調べたりするなかで、それを比較して活用するようにしている。 | 23 | 自ら収集した複数の情報を比較して、根拠を挙げて自分なりの考えを提案するようにしている。 | 23 | 自ら収集した複数の情報を比較して、根拠を挙げて自分なりの考えを提案するようにしている。 |
| 24 | 伝えたいことが受け手にきちんと伝わっているか、自分の発表を振り返り、次の学習に生かすようにしている。 | 24 | 伝えたいことが受け手の状況に応じてきちんと伝わっているか自分の発表の仕方を振り返り、自分の発表をよりよいものに改善するようになっている。 | 24 | 伝えたいことが受け手の状況に応じてきちんと伝わっているか自分の発表の仕方を振り返り、自分の発表をよりよいものに改善するようになっている。 |
| 25 | 個人情報をネットワーク上に書き込まないようにしたり、パスワードを他の人にわからないようにしている。 | 25 | 個人情報をネットワーク上に書き込まないようにしたり、パスワードを他の人にわからないようなものにし、安全に利用するために情報セキュリティを意識した行動をするようにしている。 | 25 | 情報漏洩や不正アクセス等についての事例や情報に関する法規とその意味を知っていて、個人情報やパスワードを安全に利用するために情報セキュリティを意識した行動をするようにしている。 |
| 26 | SNSやメールなどでメッセージや画像・動画を送るときには、誰が見るか、その内容が適切かどうかなど、よく考えるようにしている。 | 26 | SNSやメールなどでメッセージや画像・動画を送るときには、誰が見るか、その内容が適切かどうかなど考え、情報社会における自分の責任や義務を踏まえて行動するようにしている。 | 26 | SNSやメールなどを利用する際には、情報の発信先、伝達先には必ず人間がいることを意識して、発信先、伝達先にとって分かりやすくかつ不快な思いをさせないような情報の発信・伝達をするようにしている。 |
| 27 | GIGA端末やゲーム機、スマートフォン等を使すぎないよう、時間や場所、姿勢に気をつけて使うようにしている。 | 27 | GIGA端末やゲーム機、スマートフォン等の使いすぎによる健康への影響を考えて、時間や場所、姿勢に気をつけて使うようにしている。 | 27 | 情報機器を活用する際には、照明や使用時間、正しい姿勢や適度な休憩など健康に留意した環境や習慣を考えるようにしている。 |
| 28 | 自分からGIGA端末を活用し、データをもとに自分自身の学びを振り返るようになっている。 | 28 | 必要に応じて自分からGIGA端末にあるデータを活用し、学習するようになっている。 | 28 | 課題や目的に応じて自分から端末を活用し、データをもとに問題解決するようになっている。 |

| 第1 | 第2カテゴリ | 第3カテゴリ | ステップ0 | | ステップ1 | | ステップ2 | | ステップ3 | | ステップ4 | |
|------------------------------|---|--|------------|--|--------------|---|--------------|--|---------------|--|----------------|---|
| | | | 特別支援1段階（Ⅰ・ | | 特別支援2段階（Ⅲ-1~ | | 特別支援3段階（Ⅲ-2~ | | 特別支援4段階（Ⅲ-2~Ⅴ | | 特別支援5段階（Ⅳ~Ⅴ以上） | |
| 知識 及び 技能 | 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 | 情報技術に関する技能 | 1 | 情報機器を起動することができる。 | 1 | 情報機器を起動してログインすることができる。 | 1 | かな入力などを使いながら文字の入力ができる。 | 1 | ローマ字で文章を打つことができる。 | 1 | ローマ字入力で日本語とアルファベットが混ざった文章を打つことができる。 |
| | | 情報と情報技術の特性の理解 記号の組み合わせ方の理解 | 2 | インターネットを指導の担当者と一緒に使うことができる。 | 2 | インターネットを使った検索の仕方を知っている。 | 2 | 簡単な表やグラフの読み方がわかる。 | 2 | 表やグラフの読み方が分かる。 | 2 | テレビやインターネットのニュースなどの表やグラフを読み取ることができる。 |
| | 問題解決・探究における情報活用の方法の理解 | 情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 | 3 | 情報機器を起動したり、画面をタップしたり、スクロールしたりすることができる。 | 3 | 情報機器の簡単な扱いや操作方法を知っている。 | 3 | 情報機器を扱い、インターネットで知りたいことを検索できる。 | 3 | 情報機器を扱い、インターネットでキーワードを組み合わせて知りたいことを検索できる。 | 3 | 情報機器を扱い、知りたいことをキーワードを組み合わせたり、検索サービスを選んだりして検索できる。 |
| | | 情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解 | 4 | たくさんの友達の見解を知ると、もっとよく考えられることを知っている。 | 4 | 同じところや違うところを比べると、たくさんの情報を整理できることを知っている。 | 4 | 解決の方法を考えるときは、変える条件と変えない条件を整理することを知っている。 | 4 | 他者の考えと比較しながら目的や意図に応じて情報を整理することで、根拠に基づいた説明ができることを知っている。 | 4 | 複数の情報を比較することで、目的や意図に応じた整理ができ、妥当な結論が導き出せることを知っている。 |
| | 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解 | 情報技術の役割・影響の理解 | 5 | テレビやラジオなどの映像や音に耳を傾けることができる。 | 5 | テレビなどの映像を見て、簡単なあらすじや内容を知っている。 | 5 | 新聞やテレビなどの様々なメディアの特徴を知っている。 | 5 | 情報が人や社会に果たしている役割を知っている。 | 5 | 情報デザインの基本的な考え方を知り、表現する基礎的な技能を身に付けている。 |
| | | 情報モラル・情報セキュリティの理解 | 6 | 自分のものと他者のものを区別することができる。 | 6 | 許可を取って他者の写真を撮影することができる。 | 6 | 個人情報やID、パスワードなどの重要性について知っている。 | 6 | 情報を発信するときには、その情報が残ったり、広がったりする危険性があることを知っている。 | 6 | 情報に関する法規とその意味を知っている。 |
| 思考力、 判断力、 表現力等 | 問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む） | 事象を情報とその結びつきの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受けた状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力等 | 7 | 自分の好きなことをインターネットを使って調べることができる。 | 7 | 必要なことをインターネットを使って調べることができる。 | 7 | 簡単なデータを情報機器を使って表やグラフにまとめることができる。 | 7 | 学習したデータなどを情報機器を使って表やグラフにわかりやすくまとめることができる。 | 7 | データを収集し、必要な情報をまとめることができる。 |
| | | 自分のものと他者のものを区別し、情報機器を扱うことができる。 | 8 | 自分の個人情報大切にすることができる。 | 8 | 自分の個人情報大切にすることができる。 | 8 | 個人情報を守るための方法を考えることができる。 | 8 | 複数の情報の中から必要な情報を選択し、まとめたり、発表したりすることができる。 | 8 | 情報セキュリティを確保するために必要な行動を考えることができる。 |
| | | 伝えたいことを順序に気をつけて話すことができる。 | 9 | 自分の考えを伝えるときには、理由や例を挙げて話すことができる。 | 9 | 自分の考えを伝えるときには、理由や例を挙げて話すことができる。 | 9 | 自分の考えが伝わるように、調べた情報を他の情報と比較して、他の人の意見を工夫して取り入れることができる。 | 9 | 説明するときにGIGA端末を活用して自分の考えが伝わるように表現を工夫することができる。 | 9 | 情報デザインの基本的な考え方に基づいて、他者に伝わりやすいように表現の仕方を工夫している。 |
| | | 自分の取り組みたいことなどについて情報機器を使うことができる。 | 10 | 自分の取り組みたいことなどを情報機器を使い、表現することができる。 | 10 | 自分の取り組みたいことなどを情報機器を使い、表現することができる。 | 10 | 学習の振り返りや感想などの簡単な文章を入力することができる。 | 10 | 調べたことをもとに、表やスライドなどにまとめることができる。 | 10 | 目的や意図に応じて、調べたことの中から必要なことを選び、まとめることができる。 |
| 学び に向かう 力、 人間性 等 | 問題解決・探究における情報活用の態度 | 多角的に情報を検討しようとする態度 | 11 | 情報機器を大切に扱い、使い終わったら所定の場所に戻したり、充電したりするようにしている。 | 11 | 感情などを情報機器を通して他者に伝えるようにしている。 | 11 | 知りたいことはなるべく自分の力で調べるようにしている。 | 11 | 課題に合わせて様々な方法で情報を探し、集めた情報をまとめたり、発表したりするようにしている。 | 11 | 情報機器を積極的に活用するなど受け手の状況に応じて正しく伝わっているか発表の仕方を振り返り、次に生かすようにしている。 |
| | | 試行錯誤し、計画や改善しようとする態度 | 12 | テレビ等のメディアに興味をもつようにしている。 | 12 | 写真や動画を使って感想や気持ちを伝えるようにしている。 | 12 | 複数のメディアから得た知識をまとめるようにしている。 | 12 | 伝えたいことが受け手にきちんと伝わっているか、自分の発表の仕方を振り返るようにしている。 | 12 | 伝えたいことが受け手にきちんと伝わっているか、自分の発表の仕方を振り返り、次に生かすようにしている。 |
| | 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度 | 責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 | 13 | 情報機器の扱いに関する基本的なルール（指示があるまで勝手に触らないなど）を守って扱うようにしている。 | 13 | 自分の個人情報を他者に教えないようにしている。 | 13 | 自分や他者の個人情報を他者に教えないようにしている。 | 13 | SNSなどメッセージを送るときには内容等が適切であるか考えるようにしている。 | 13 | 自分を守る方法を知り、情報社会における自分の責任や義務を踏まえ行動するようにしている。 |
| | | 情報社会に参画しようとする態度 | 14 | インターネットに興味をもち、自分から活用するようにしている。 | 14 | 意欲的にインターネットを使い、情報を獲得するようにしている。 | 14 | 簡単なグラフや表から必要な情報を読み取るようにしている。 | 14 | データを活用し、生活をより良くしようとしている。 | 14 | データの活用方法を検討し、生活の中で生かそうとしている。 |

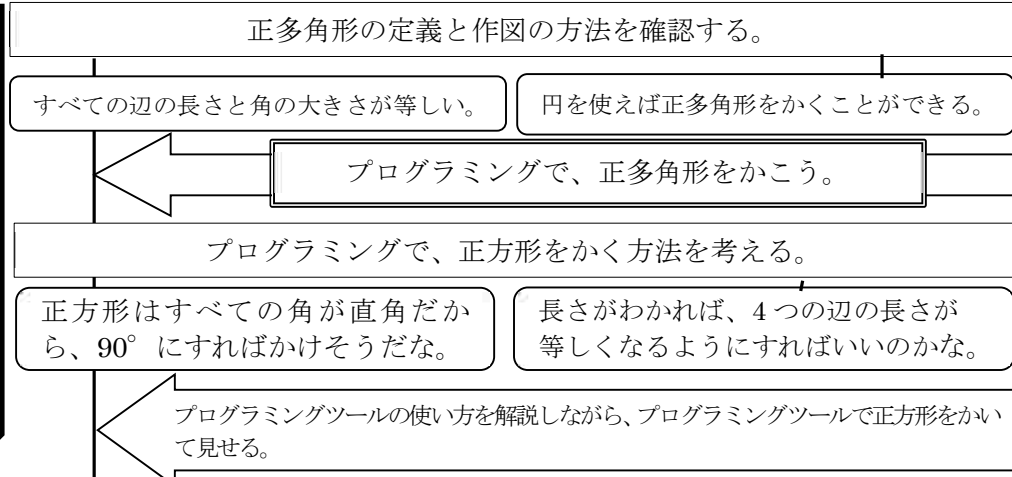
| 学年 | 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------------|---|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|--|---|
| 6 5 4 3 2 1 | 特別活動《1》 【かわさき共生＊ 共育プログラム】 [第3～6学年] | <p>総合的な学習の時間《4》[第3～6学年] 探究課題を設定して行う 探究活動のまとめ・表現</p> <p>横断的・総合的な課題(現代的な諸課題)として 国際理解、情報、環境、福祉、健康、 資源エネルギー、安全、食、科学技術 など 地域や学校の特色に応じた課題として 町づくり、伝統文化、地域経済、防災 など 児童の興味・関心に基づく課題 ものづくり、生命 など</p> <p>クラブ活動 [第4～6学年] ※コンピュータクラブ等</p> | | | | | | | | | | 理科《2》 A 物質・エ ネルギー(4) 電気の利用 | |
| | 仲間づくり 「みんなで楽しい 水族館を作る う！」 | | | | | | | | | | | 算数《1》 B 図形(1) 正多角形 | |
| | 特別活動《1》 雨の日の過ごし方 | | | | | | | | | | | <p>コンピュータを用いて プログラミング的思考を 育む学習活動</p> <p>コンピュータを用いずに プログラミング的思考を 育む学習活動</p> | <p>A 学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの</p> <p>B 学習指導要領に例示されていないが 学習指導要領に示される各教科等の内容を 指導する中で実施するもの</p> <p>C 教育課程内で各教科とは別に実施 するもの</p> <p>D クラブ活動など、特定の児童を対象として、 教育課程内で実施するもの</p> |
| | 特別活動《1》 清掃の手順 | | | | | | | | | | | <p>《 》 プログラミング的思考の育成 に要する最低限の授業時間</p> | |
| | 特別活動《1》 給食の手順 | | | | | | | | | | | | |

6. 本時の指導(5/11) 【小5算数「正多角形と円」】

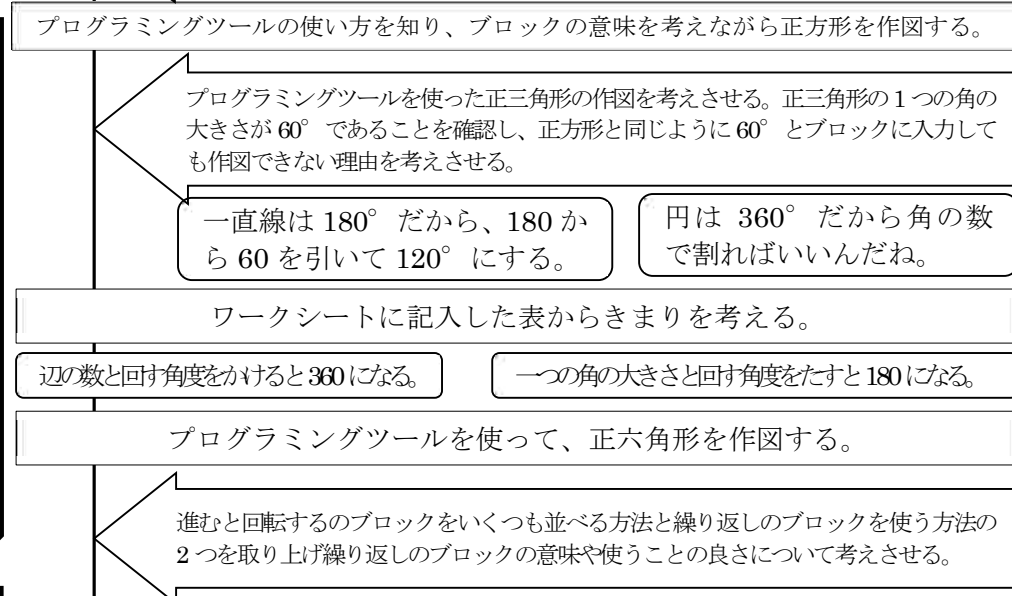


学習の流れ

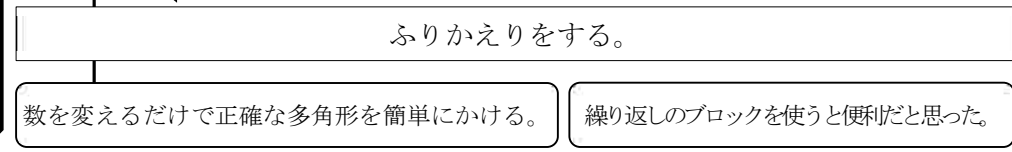
導入
〔10分〕



展開
〔30分〕



ふりかえり
〔5分〕



ねらい：プログラミングツールを使って正多角形をかく方法を考えることを通して、正多角形の性質をより理解する
準備物：GIGA 端末・大型テレビ・HDMI ケーブル

指導上の留意点

- 円の中心の周りの角を等分する方法で正八角形や正六角形を作図したことを振り返り、定規と分度器を用いた際に長さや角度のずれから手がきによる作図に苦労したことなどを想起できるようにする。
- 正多角形の定義を掲示として残しておく。
- ※事前に PC のデスクトップに「正多角形の作図のプログラミングツール」のショートカットを作っておく。
- ※【教育出版】 <https://www.kyoiku-shuppan.co.jp/docs/sansu/programing/index.html>
- 「辺の長さが全て等しく、角の大きさが全て 90 度」という正方形の意味を用いて定規と分度器で作図し、意味と動作を対応して考えるようにする。
- 「5 進む」という命令が「5 の長さの直線を引く」のようにブロックの命令と実際の動きを対応させて捉えながら、それらをどのような順序で組み合わせればよいかを考えられるようにする。
- 児童の発言を促し、教師と児童全体で対話的に進める。
- プログラミングツールを使った正三角形の作図を考えさせる。正三角形の 1 つの角の大きさが 60 度であることを確認し、正方形と同じように単純に 60 度とブロックに入力しても正六角形になってしまい正三角形を作図できない理由を考えるようにする。
- 他の児童と話し合い、試行錯誤することによって、図形の構成要素に着目して、正多角形の角の大きさと曲がる角度の関係を見いだせるようにする。
- 繰り返しの命令(ブロック)を使うとプログラムが簡潔に書けることに気付けるようにする。個々の発想を全体で共有する機会を適宜設定する。
- 正十二角形や正三十六角形を完成させた児童の作品を適宜全体で紹介し、正多角形の角の数が増えると円の形に近づいていくことを視覚的に実感できるようにし、次時からの円の学習に意識を繋げられるようにする。進度の程度に応じて取り組めるようにする。
- 「辺の長さが全て等しく、角の大きさが全て等しい」という正多角形の意味を用いて考察することにより、繰り返しや回す角度の数値を変えていくことで他の正多角形に作図のプログラムを応用できることや、コンピュータであれば手がきでは困難な図でも正確かつ容易に作図できることに気付けるようにする。

8. 本時の活動 (9・10/10時間) 【小6理科「発電と電気の利用」】

本時の目標: 電気を効率よく快適に利用するためにはどのようなプログラムを組めばよいか考えよう。

準備物: ワークシート、GIGA 端末、プログラミング教育教材 (制御用コンピュータ・センサー、豆電球(1.5V)、配線コード類)、プログラミングツール

児童の活動

学習のめあて

予想される児童の反応

教師の働きかけ

学 習 活 動

前時までの活動をふりかえり、本時間のめあてや活動を確認する。

学校トイレの照明は、人が入ると付いたり消えたりしている。水道も自動で水が流れたり止まったりしている。

身の回りで電気を効率的に利用するために工夫されているところがないかな。

電気を効率よく快適に利用するためにはどのようなプログラムを組めばよいか考えよう。

豆電球の点灯回路を作成する。<準備>

豆電球を点灯させるプログラムを考える。<実験1>

電気の回路でスイッチにあたる部分にコンピュータが入っている。

どのようにプログラム組めば点灯するかな。

豆電球の点灯と明るさを制御する仕組みを理解する。

明るさや点灯時間を調整するように数値を調べてコンピュータに命令すればよい。

明るさが調整できたり、自分の意図したように点灯する時間を変えたりできないかな。

人感センサーを使って豆電球の点灯を制御するプログラムを考える<実験2>

センサーを使って人が近づいたことを計測して、その数値を入力した。

人感センサーによって電気の流れる量を調整してみよう。

学習の成果の発表と振り返りをする。

トイレの照明が人が入っている間ずっと点灯させることで快適に利用できるように工夫した。

どのような場面をイメージしてどのようなプログラムを組んだかな。

指 導 上 の 留 意 点

- ・身の回りの生活に視点を向けさせることで、エネルギーが有限であることや効果的に有効利用することや快適に利用することが大切であることに目を向けさせる。
- ・電気回路や実験器具などが分かりやすく見えるように大型モニタに映すようにする。
- ・4人1グループとして協力しながら課題を解決できるようにする。
- ・プログラミングツールの使い方(ブロックの組み方やコンピュータへの転送)について全体で確認する。
- ・回路を構成する部品とプログラムを構成する命令ブロックとの対応関係を意識できるようにする。
- ・それぞれの状況に適した電流量に調整するためにプログラミングによって制御することを押さえる。
- ・センサーを用いて通電を制御することで、自分たちの意図した動きになるようにする。
- ・無駄なく効率的に使うために人感センサーが必要であることを着目させる。
- ・実際の場面を想起しながら単純なモデルの中で試行錯誤できるようにワークシートの上に制御用コンピュータやセンサーを置いて試行錯誤する。
- ・どのような意図で、どのような動きをねらってプログラムを工夫したかを明確にして、各グループの学習の成果を共有できるようにする。
- ・身の回りで人感センサーを備えたものや電気を効果的かつ効率的に利用していることに気付くことができるようにする。

☆電気を効率よく快適に利用するためにはどのようなプログラムを組めばよいか考えることができたか。
(行動・ワークシート)

導入

10分

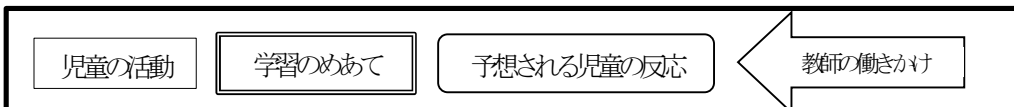
展開

55分

まとめ

25分

小学校 第5学年 かわさき共生*共育プログラム学習指導案

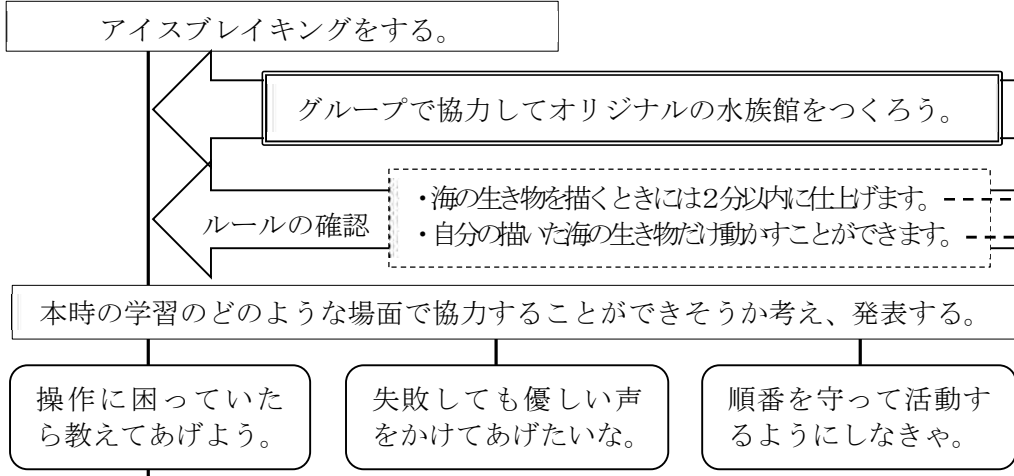


ねらい：海の生き物がぶつからないように動かすためのプログラムづくりを通して、友だちと協力して水族館を表現する楽しさを味わう。
 準備物：GIGA 端末（グループで1台）・大型テレビ・HDMI ケーブル

学習の流れ

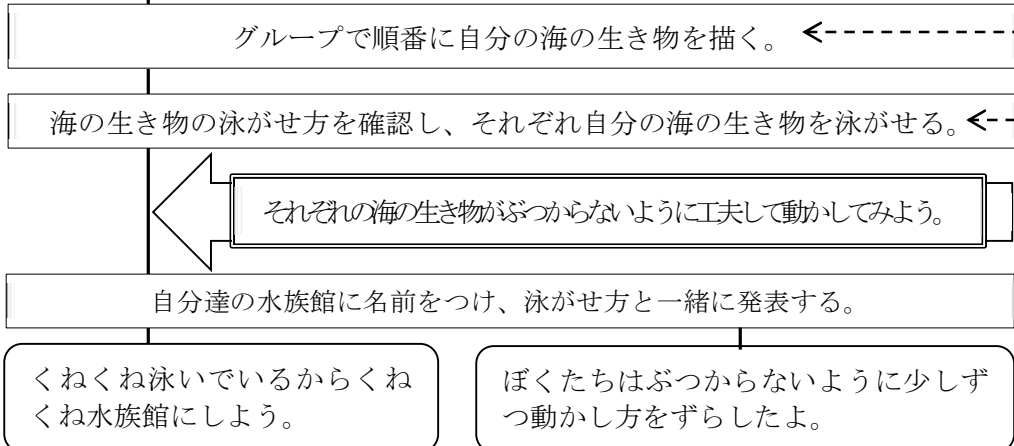
指導上の留意点

導入【10分】



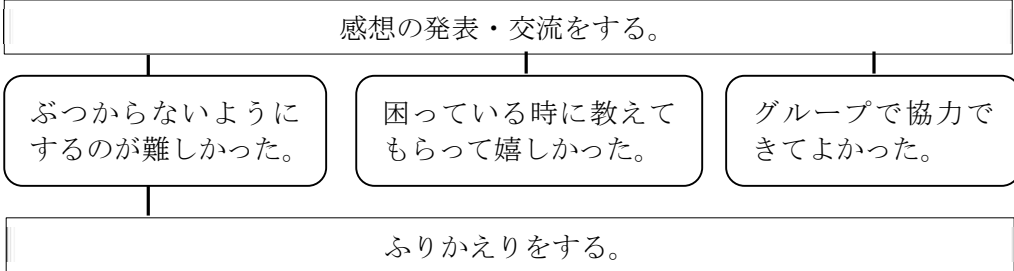
- ・水族館の写真を大画面に映し、本時の課題への興味関心をもてるようにする。
- ・大画面に映した「ビスケット」の画面を使って順番に操作方法を確認していく。
- ・全員が操作しやすく、それぞれが操作している姿が見合えるように1グループの人数を3～4人で編成する。また、GIGA 端末・児童機はグループに1つとする。
- ・事前に GIGA 端末に入っている「ビスケット」のアイコンからみんなを設定しておく。

展開【25分】



- ・本時のめあてである「協力」に立ち返り、順番の決め方や互いに認め合ったり、教え合ったりする姿が見られた時には、全体で取り上げて称賛する。
- ・「めがね」の左右の魚の位置やズレなど自分の命令が画面の動きに反映されていることや試行錯誤して動かすおもしろさを体感できるようにする。その際、①位置 ②速さ ③向き の3観点を意識し、「めがね」の意味について思考を深める場面となるようにしたい。【プログラミング的思考】

わかちあい【10分】



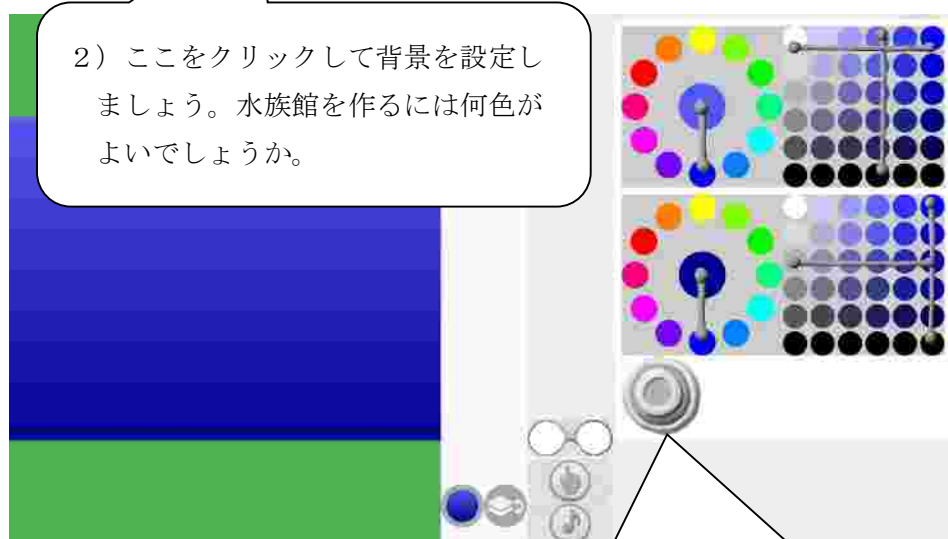
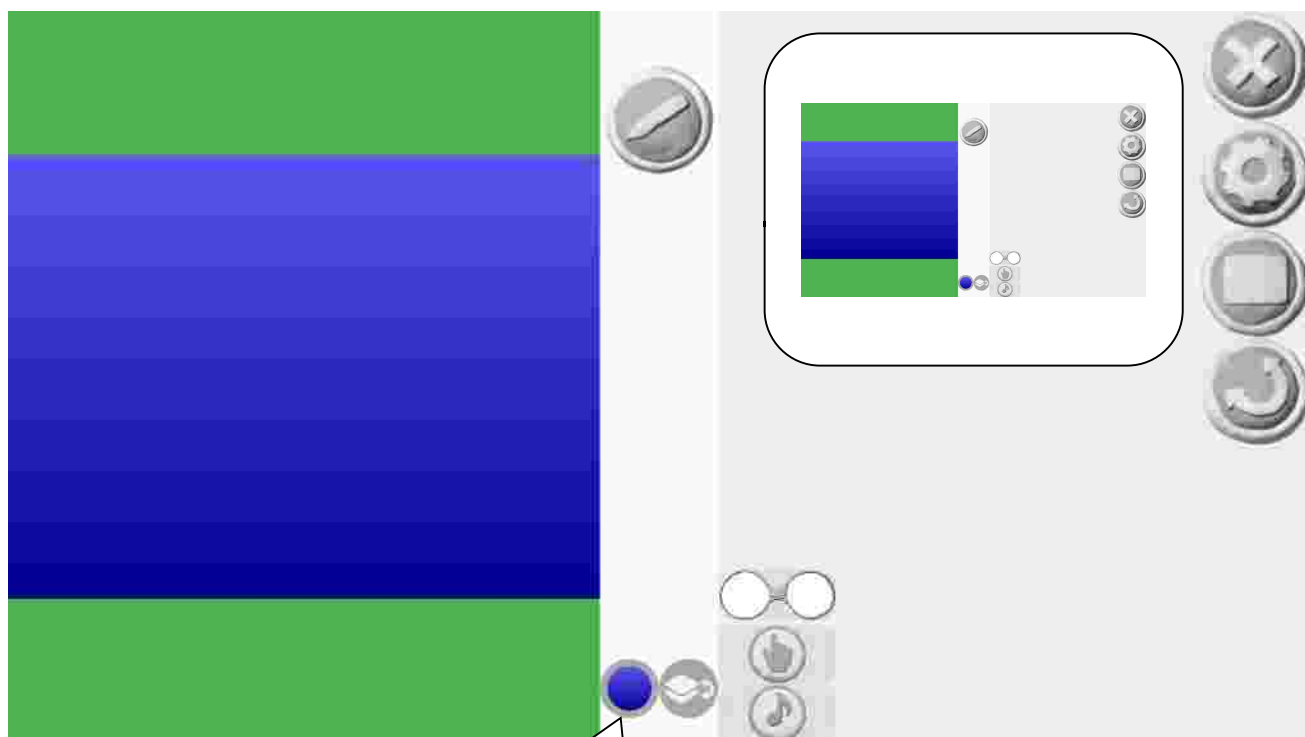
- ・たとえぶつかってしまったとしても、ぶつからないように工夫しようとしたり、協力して活動したりできたことが大切だということを伝える。
- ・活動の中で気づいたことを、今後の自分の生活に生かすことができるように振り返って、活動を締めくくれるようにする。
- ・今回の活動では、生き物の動きをプログラムによって制御したことを意識できるようにし、その良さやおもしろさについても考えられるようにする。

ビスケットの使い方【令和7年度以降】

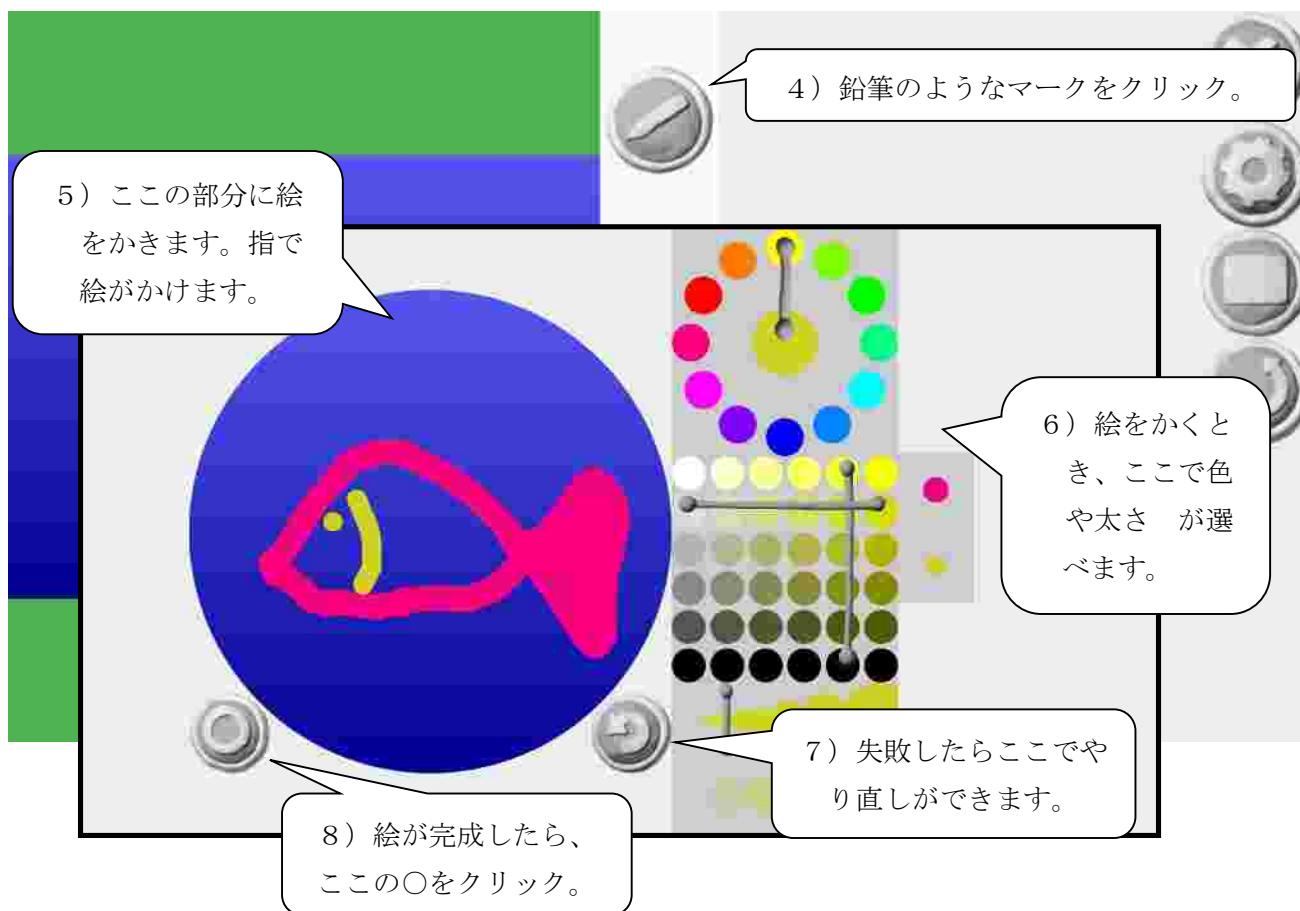
- (1)GIGA 端末にインストールされているアプリ版ではなく、GIGA 端末のブラウザ(Google Chrome)で「ビスケット プログラミング」を検索した時に上位に出てくるリンクからビスケットのサイトを開きます。
- (2)上部メニューの「あそぶ」から「やってみる」「おもちゃばこ」の順にクリックして、最初のページを開きます。
- (3)ビスケットは、基本的に、次の順番で操作します。



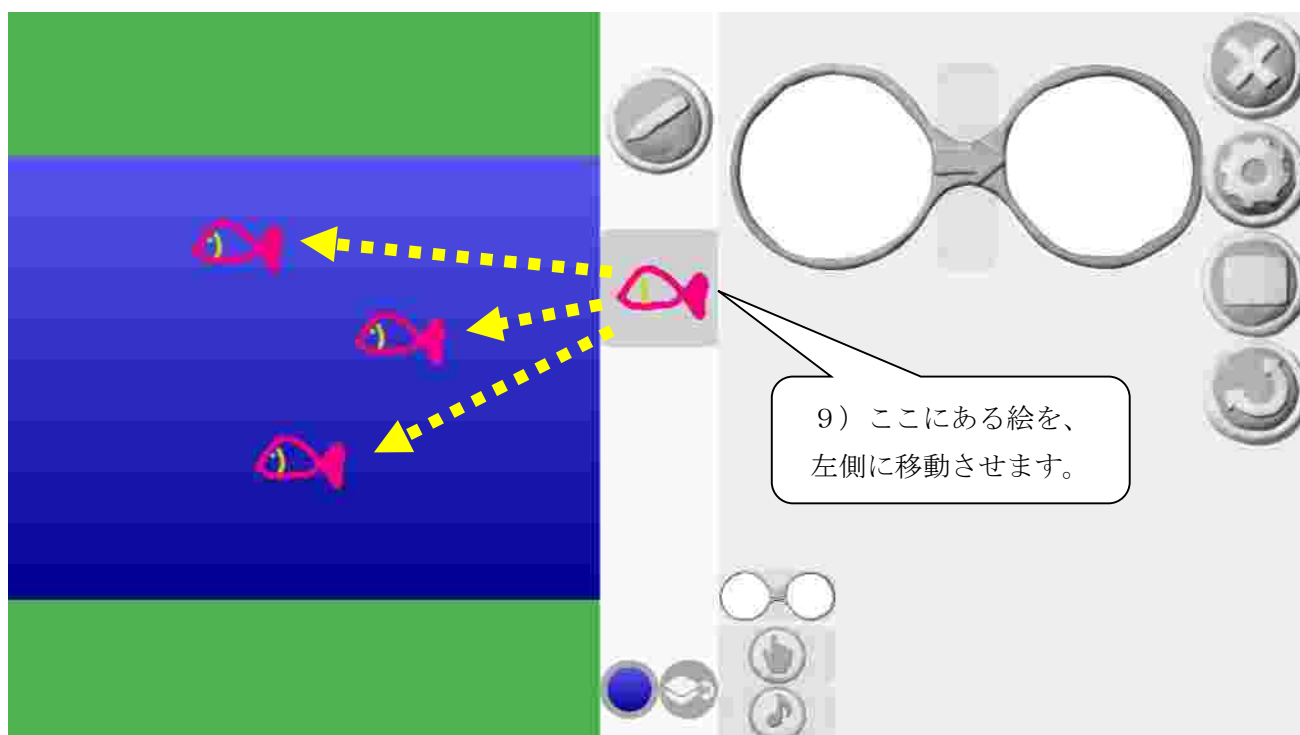
①ビスケットをはじめる準備



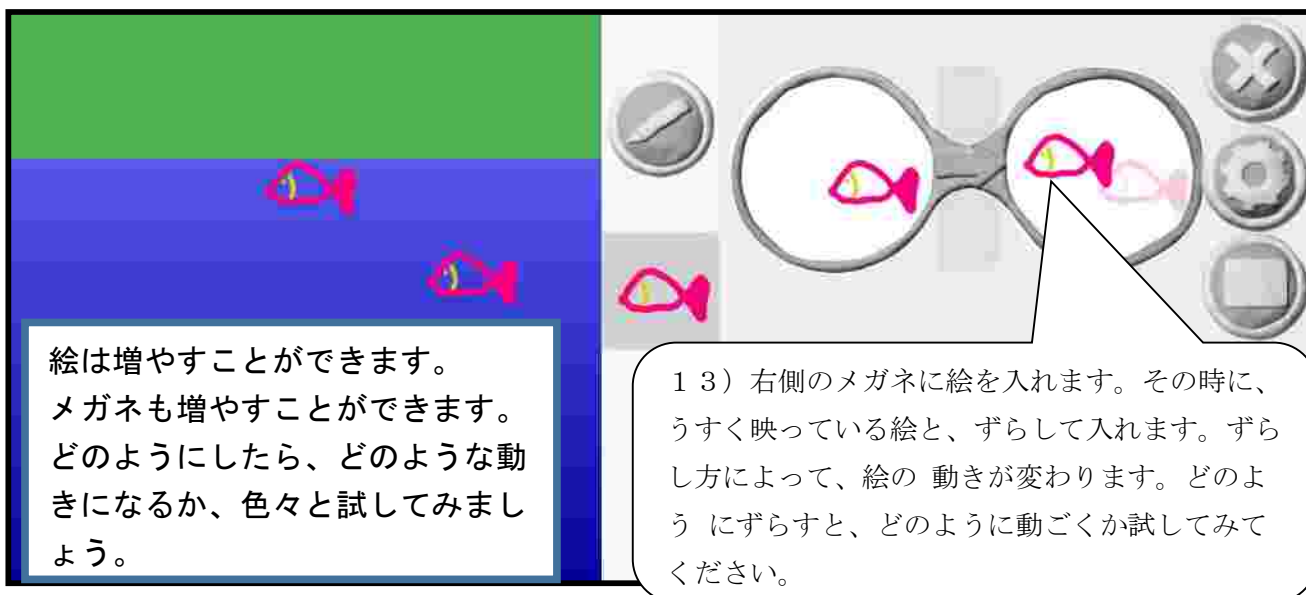
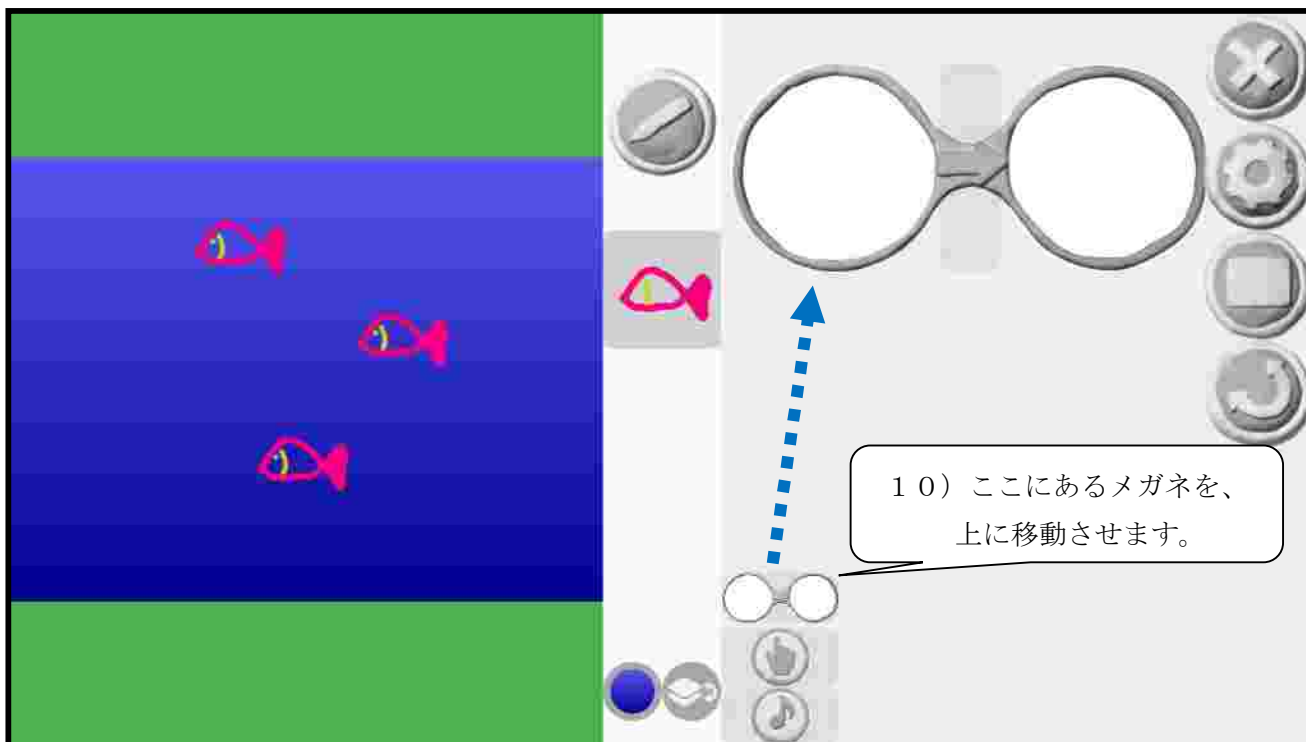
②絵をかく



③絵をならべる



④絵をうごかす



情報モラル教育年間指導内容「どこで表」の活用について

…1回の指導は5分！月に1～2回、年間で十数回の情報モラル教育の実践を！

情報モラル教育について、次のようなお話を聞くことがあります。

- ・「多岐にわたりその範囲は広く、何をどのように指導したら良いのかわからない」
- ・「最新の情報端末やサービスを理解しようとしているが、その理解が追いつかない」
- ・「年間の授業計画の中で、何時間も情報モラル教育を行うことは現実的ではない」

以上のような、先生方のお悩みを何とか解決できないかと、平成26・27年度情報モラル教育研究会議では、「誰にでもいつでもできる情報モラル教育の方法」について、研究を進め、そこで作成されたものが、「情報モラル教育年間指導内容どこで表（以下、「どこで表」）」です。

この「どこで表」は、情報モラル教育を各学校の年間行事等を中心にして、先生方が無理なくいつでも取り組めるように配慮して作成したものです。どこで表は、令和4年度の情報モラル研究で見直しも行っています。「どこで表」の場面だけでなく、教科横断的に端末活用の場面に1分でも情報モラル教育を継続して行うことで、効果がさらに高まります。また、GIGA 端末に関する情報モラルについてはGIGAハンドブックも参照してください。

3つの利点

(1)「5分程度の指導でOK！」

- ・朝や帰りの会等の5分程度で指導ができるような内容

(2)「実施時期がわかる！」

- ・「いつ」「どこで」「どんな内容を」指導すればよいかが一目瞭然

(3)「トラブル防止に！」

- ・日常から意識して指導をすることで、判断力が向上し、トラブル防止につながる

「どこで表」の活用例（トラブル防止をめざして）

《学校、学年全体で》

- ・年間、月の予定に、組み入れて活用

《保護者に》

- ・懇談会、学年だより、学校だよりで活用

《教科等で》

- ・指導計画の中に組み入れて活用

《職員の共通理解を》

- ・研修会や職員会議の1コマで活用

『5分でわかる情報教育 Q&A 第19版』のページと「どこで表」カテゴリの対照表

| | | | |
|-----------|---------------|-----------|-----------------|
| P.03～P.18 | 1 情報教育 | P.50～P.58 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| P.19～P.38 | 2 情報モラル教育 | P.59～P.71 | 6 著作権 |
| P.39～P.44 | 3 インターネット・SNS | P.72～P.75 | 7 機器管理 |
| P.45～P.49 | 4 携帯機器 | | |

【資料】情報モラル教育年間指導内容「どこで表」令和8年度【改定版】

| 月 | No. | 行事など指導機会 | 指導・研修を受ける対象 | 具体的な指導の例 | Q&A対応項目「目次」参照 |
|---|-----|-----------------|-------------|---|---|
| 4 | 1 | 入学式 | 児童生徒 保護者 | この数年間で、生徒をとりまく情報社会は大きく変わりました。個人で簡単に写真や動画を撮って、世界中に公開できるようになりました。それに伴う問題も後を絶ちません。大人も子どもも、正しい理解と判断力を身につけましょう。 | 1 情報教育 |
| | 2 | 入学式 | 児童生徒 保護者 | 式の写真やビデオをアップロードすると、不特定多数に学校名、学年、生徒と保護者の顔を公開することになりますが、それを望まない人もいます。個人情報の取り扱いには十分注意が必要です。 | 5 情報セキュリティ・ 個人情報 6 著作権 |
| | 3 | 新入生 登下校指導 | 児童生徒 保護者 | 名札や体操着のゼッケンによって、学校と学年、名前が簡単に分かってしまいます。学校と家の行き帰りには、名前が外から見てすぐにわからないようにしましょう。また、知らない人から友達の名前や電話番号を聞かれても、答えはいけません。 | 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |
| | 4 | 給食指導 | 児童生徒 | アレルギーが強く出る人は、それが体の外や中に出てしまい、苦しんだり、時には命を落とすこともあります。それは、その人が悪いものではありません。アレルギーで苦しむ友達の気持ちを考えましょう。 | 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |
| | 5 | 健康診断 新体力テスト | 児童生徒 | 身長や体重など、すぐに変えられないことを気にする人はたくさんいます。人によって成長の仕方はそれぞれです。自分が気にしていなくても、記録を人と比べて、不安な気持ちになる人もいます。むやみに人に尋ねるようなことは | |
| | 6 | 学級連絡網配布 | 児童生徒 | 連絡網には、名前と電話番号のほかに、クラス、学校名など、個人情報がたくさん書かれています。大切に持ち帰り、人に見せない、聞かれても教えないなど、取り扱いには注意しましょう。 ※配布していない学校もあります。 | 4 携帯機器 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |
| | 7 | 個人情報の許諾 | 児童生徒 | 学校では、皆さんの写真を掲示したり、作品をホームページに載せたりするために、きちんと許可を取ります。これは、個人情報や個人の権利を大切にしているということです。皆さんも、人の物や写真を借りて使う時は、必ず許可を得てからにしましょう。 | 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |
| | 8 | 授業参観 学級学年懇談会 | 保護者 | スマートフォンや通信可能なゲーム機、音楽プレイヤーの普及で、子どもでも簡単に写真や動画を世界に公開できる世の中になりました。上手に利用すれば便利なそれらも、使い方によってははじめの道具やお子さんを危険にさらすことにもなりかねません。ご家庭でも、折に触れて、情報モラルについて話題にしてください。 | 3 インターネット・ SNS 5 情報セキュリティ・ 個人情報 6 著作権 |
| | 9 | 全国学力・学習状況調査 | 児童生徒 | テストの結果や順位など、自分が気にしていなくても、相手は聞かれたくなかったり、知られたくなかったりするかもしれません。記録を人と比べて、不安な気持ちになることもあります。点数や順位、進路など、大切な情報はむやみやたらに聞いたり教えたりしないように気をつけましょう。 | 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |
| 5 | 10 | 部活動等 連絡網配布 | 児童生徒 | 連絡網には、名前と電話番号のほかに、部の名前、学年、学校名など、個人情報がたくさん書かれています。大切に持ち帰り、人に見せない、聞かれても教えないなど、取り扱いには注意しましょう。※配布していない学校もあります。 | 4 携帯機器 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |
| | 11 | 校内放送 | 児童生徒 | 校内放送で使うCDは、購入したCDを使います。レンタルCDは、家で個人で使うことだけが許されていて、たくさんの人に聞かせる放送には使えません。著作権を大切にすることは、CDを作っている人を守ることもつながります。 | 6 著作権 |
| | 12 | GW等連休前 | 児童生徒 保護者 | 長期休みの記念写真や動画など、安易にネット上で共有したり、アップロードしたりすると、思わぬところで人に迷惑をかけることがあります。例えば、一緒に写り込んでしまった他の人や、GPSの位置情報など、個人を特定する方法があります。 | 3 インターネット・ SNS 5 情報セキュリティ・ 個人情報 |

川崎市総合教育センター
平成26・27年度 情報モラル教育研究会議作成（令和6年一部改正）

| 月 | No. | 行事など指導機会 | 対象 | 具体的な指導の例 | Q&A対応項目 「目次」参照 |
|--------|-----|---------------|-------------|--|------------------------------------|
| 5 6 | 13 | 運動会 | 児童生徒 | 学校によっては、名札や体操着のゼッケンによって、学校と学年、名前が簡単に分かってしまいます。学校と家の行き帰りには、名前が外から見てすぐにはわからないようにしましょう。上着を着たり、外せる名札は外すなど、考えて行動しましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 14 | 体育祭 | 児童生徒 保護者 | 体育祭の写真には、個人情報がたくさん含まれていますし、撮った人の権利も守らなければいけません。自分で撮った写真や、校内に貼ってある写真など、許可無くアップロードしたり、保存したりするのはやめましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| 6 | 15 | 自然教室 | 児童生徒 | 保険証のコピーには個人情報がたくさん書かれています。落としたり無くしたりしないように、大切に保管しましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 16 | 修学旅行 | 児童生徒 | 修学旅行の下調べにインターネットを利用するときは、書かれている情報が正しいかどうかを考えながら利用するようにしましょう。確認の仕方として、いくつかのサイトで調べる、他の情報と比べる等があります。 | 2 情報モラル教育 3 インターネット・SNS ほか |
| | 17 | CAP研修会 | 児童生徒 | 不審者から逃げる方法の他に、不審者に自分の情報や友だちの情報を伝えないようにすることも大切であることを、講習内容に組み込んでもらう。 ※CAP講習会は外部団体が主のため、教えたい具体的な内容をこちらから提案する。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 18 | 職場体験 | 児童生徒 | 職場体験活動で知り得た職場の情報を他の人には言うてはいけません。お店の情報をもし他人に話してしまうと、お店の信用に影響するかもしれません。 | 3 インターネット・SNS ほか |
| | 19 | 職場体験 | 児童生徒 | 事前事後学習の調べ学習でインターネットを使っている人も多いと思います。インターネットの情報はすべてが正しいとは限りません。本など他の情報と比較を行うようにしましょう。方法が記載された年度や日時にも目を向けるようにしておくといいです。 | 2 情報モラル教育 3 インターネット・SNS ほか |
| | 20 | 職場体験 | 児童生徒 | 今回の手紙はみなさんがお世話になった企業の方に送ります。また、手紙のルールやマナーを考え、感謝の気持ちが相手に伝わるように書き方に気をつけましょう。 | |
| | 21 | 職場体験 | 児童生徒 | 体験先で写真を撮る場合は、必ず体験先の方に確認をとって撮影するようにしましょう。みなさんも断りなく撮影されるのは嫌ですね。また、体験先で知った個人情報は、他の人に教えてはいけません。これは、実際の仕事でも同じです。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 6 著作権 |
| | 22 | 掲示物コンクール | 児童生徒 | 掲示物コンクールに向けて著作権の問題もあるので自分たちで考えたマスコットキャラクターを使うようにしましょう。 | 6 著作権 |
| 7 | 23 | 三者面談 | 児童生徒 保護者 | クラス（学年）では〇〇なことが起こりました。学校ではSNSの危険性や使い方を考える機会があります。ご家庭では保護者の方が中心となってお話していただくとありがたいです。 | 2 情報モラル教育 5 情報セキュリティ・個人情報 ほか |
| 7 8 | 24 | 夏休み前の 事前指導 | 児童生徒 | まもなく夏休みに入ります。個人情報の取り扱いに気をつけましょう。質問するときは相手に余計なことは聞かないことです。また、質問される人も使用目的などを聞いてから、よく考えて答えるするようにしましょう。 | 2 情報モラル教育 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 25 | 夏休み | 児童生徒 | 年賀状も一緒ですが、暑中見舞いも住所のやり取りに注意しましょう。特にインターネットを使う場合は、例えばみんなが見ることができるところに勝手に写真を掲載したり、住所を書いたりしないなど、個人情報の取り扱いに気を付けましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |

川崎市総合教育センター
平成26・27年度 情報モラル教育研究会議作成（令和6年一部改正）

| 月 | No. | 行事など指導機会 | 対象 | 具体的な指導の例 | Q&A対応項目 「目次」参照 |
|---------|-----|--------------|-------------|--|--|
| 7 8 | 26 | 夏休み | 児童生徒 | アップロードした写真に知らない人が写っていた場合は肖像権に触れます。特にプール・ビーチでの撮影では幼児・児童の顔等が写り込む恐れがあります。そのような写真をアップロードしたり共有したりすると、法に触れる場合があるので一層気をつけましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| 9 10 | 27 | 合唱コンクール | 児童生徒 保護者 | 合唱のCDを流しました。著作権の関係でこれらは授業の範囲でしか扱うことができません。使用にはどんなものでも範囲があります。覚えておきましょう。 | 6 著作権 |
| | 28 | 合唱コンクール | 児童生徒 | 合唱の動画サイトを紹介しました。著作権の関係でこれらの動画をDVDにダビングしてみなさんに渡すことはできません。 | 6 著作権 |
| 10 | 29 | 地区別運動会 | 児童生徒 | 友達が撮影された写真を勝手に加工したり、第三者に送ったりすることはできないので注意してください。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 30 | 三者面談 | 児童生徒 保護者 | 学校やクラス（学年）で、SNSの危険性や使い方を考える機会があることやご家庭でも保護者の方が中心となってお話していただけるようお願いをするチャンスです。また、友達や家族でインターネットやSNSのトラブルはないか直接保護者や本人から不安を聞き取ることも大切です。 | 2 情報モラル教育 3 インターネット・SNS 5 情報セキュリティ・個人情報 ほか |
| | 31 | 通知表配布 | 児童生徒 | 通知表は個人情報がたくさん含まれています。扱いに注意してください。友達の通知表の内容などを不正に取得したり、それを勝手に広めたりしないようにしましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 32 | 文化祭 | 児童生徒 保護者 | 文化部や学習活動の作品の取り扱いに注意してください。作品には必ずそれに関わる人がいて、作った人、関わった人の権利があり、情報を大切にすることは人を大切にすることにつながります。もう一度著作権について考えましょう。 | 6 著作権 |
| | 33 | 文化祭 | 児童生徒 教師 | 吹奏楽部の演奏、演劇部の劇などは、演奏したり演じたりする人から著作権者への許諾が必要なものもあります。学校以外で演じる場合、楽譜や台本の取り扱いに気をつけましょう。 | 6 著作権 |
| | 34 | 学校祭 PTA行事 | 児童生徒 | 著作権の問題もあるので自分たちで考えたマスコットキャラクターを使って行事を盛り上げていきましょう。 | 6 著作権 |
| 11 | 35 | 学校Webサイト | 児童生徒 保護者 | 児童・生徒の画像や、HPの内容は、プライバシーや著作権の保護のため、転載しないようお願いしましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 6 著作権 |
| | 36 | 川崎市学習状況調査 | 児童生徒 保護者 | 定期テストと同様、学習状況調査の結果は皆さんの個人情報です。自分が気にしていなくても、相手は聞かれなくなったり、知られたくなかったりするかもしれません。記録を人と比べて、不安な気持ちになることもあります。得点に関することを、むやみに人に尋ねるようなことは控えましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 37 | 学校公開日 | 児童生徒 保護者 | 学校、学年、学級の様子を知ることで、お子さんの周囲の環境を知る良い機会になります。携帯電話・スマートフォンなどを正しく使っていくため情報モラルの事を大人と子どもが一緒に考えていくチャンスです。 | 2 情報モラル教育 ほか |
| | 38 | 通知表の配布 | 児童生徒 | 通知表は個人情報がたくさん含まれています。扱いに注意してください。友達の通知表の内容などを不正に取得したり、それを勝手に広めたりしないようにしましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| 12 | 39 | 三者面談 | 児童生徒 保護者 | 学校やクラス（学年）で、SNSの危険性や使い方を考える機会があることやご家庭でも保護者の方が中心となってお話していただけるようお願いをするチャンスです。また、友達や家族でインターネットやSNSのトラブルはないか直接保護者や本人から不安を聞き取ることも大切です。 | 2 情報モラル教育 3 インターネット・SNS ほか |

川崎市総合教育センター
平成26・27年度 情報モラル教育研究会議作成（令和6年一部改正）

| 月 | No. | 行事など指導機会 | 対象 | 具体的な指導の例 | Q&A対応項目 「目次」参照 |
|---------|-----|----------------------------|-------------|--|--|
| 12 | 40 | 冬休み 事前指導 | 児童生徒 保護者 | 長期休みには、普段と違って家でインターネットをする機会があるかもしれませんが、ネットの世界は危険もいっぱいあります。よく考えて使うようにしましょう。また、個人情報を書き込んだり、人の写真を勝手に使わないようにしましょう。 | 2 情報モラル教育 3 インターネット・SNS 5 情報セキュリティ・個人情報 ほか |
| 12 1 | 41 | 年賀状 | 児童生徒 | 皆さんの住所や名前は大切な個人情報です。特に住所は保護者の了解をとってから友だちに教えるようにしましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| 1 | 42 | 学校評価 | 児童生徒 保護者 | 学校はスマホやSNSのルールを家庭でも、話し合うように指導しています。子どもがネットでトラブルにあったとき相談する環境を整えましょう。 | 2 情報モラル教育 |
| 2 | 43 | 高校入試 | 児童生徒 | 誰がどの上級学校を志望しているかや受験したこと、また合否など受験に関わることには個人情報が多く含まれています。このような情報のやり取りは、よく考えましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| 3 | 44 | 春休み事前指導 | 児童生徒 保護者 | 長期休みには、普段と違って家でインターネットをする機会があるかもしれませんが、ネットの世界は危険もいっぱいあります。よく考えて使うようにしましょう。また、個人情報を書き込んだり、人の写真を勝手に使わないようにしましょう。 | 2 情報モラル教育 3 インターネット・SNS 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 45 | 思い出 ビデオ配布 | 教師 保護者 | 配布用の思い出DVDにBGMを入れる場合、著作権上の配慮が必要です。また、クラスの仲間の顔が映っています。異学年の人や、他人には貸し出さないようにしましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 6 著作権 |
| | 46 | 通知表の配布 | 児童生徒 | 通知表は個人情報がたくさん含まれています。扱いに注意してください。友達の情報表の内容などを不正に取得したり、それを勝手に広めたりしないようにしましょう。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 47 | 卒業式 | 児童生徒 保護者 | 卒業アルバムは大切に保管しましょう。卒業後無くしたり、他人に渡したりしないようにしましょう。卒業アルバムの写真は、児童・生徒の大切な個人情報になります。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | 48 | 次年度へ向けて 職員会議 | 教師 | この表を活用して、機会をつくって学校の教育活動のなかで情報モラルについて児童・生徒に対する指導を進めてください。 | 2 情報モラル教育 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| 通年 | A | 学校便り | 教職員 児童生徒 | 学校便りに掲載する写真に対する基本姿勢の説明を皮切りに、毎号コラム形式で情報モラルの今昔の認識の変化について確認をするチャンスです。 | 2 情報モラル教育 |
| | B | 身体計測 | 教師 | 身長・体重・疾病の有無、身体的な特徴の管理（成長の記録の家庭とのやりとりにおける、教室での回収方法など）について、職員間の共通理解を図る。 | 5 情報セキュリティ・個人情報 |
| | C | 生徒指導場面 | 教職員 児童生徒 | いじめ防止マニュアル、文科省HPを参考にしながら身近な事例をあげ、児童・生徒に日常モラルやネットでのモラル（ネットの特性）を考えさせ、失敗したときの怖さを伝えるチャンスです。 | 2 情報モラル教育 7 携帯機器 |
| | D | 技術の授業 | 教師 | 教科の年間計画と、「どこで表」の連携を図り、既習事項の定着に力を入れる。 | |
| | E | 技術の授業 | 教職員 保護者 | 三者面談、学級懇談会、学級通信を通して地域、保護者に対し、「授業では〇〇の内容を扱い△△なことを学習しました」のような実践報告を定期的に行う。 | |
| | F | センターからの 定期行物を 受け取った時 | 保護者 | 情報・視聴覚センターから届くおたより（ポスター）の内容にふれながら、情報モラルに関する事例や、ミニクイズを朝学活などで取り上げ、定期的な啓蒙していく。 | |
| | G | 学校HP | 教師 | 学校で取り組んだ情報モラルなどに関する指導や、地域・企業・警察などによる講演会などの様子について、学校ホームページを通して積極的に広報する。 | 2 情報モラル教育 |

※GIGAスクール構想における、学習活動における端末の活用が学校全体で計画的に進むことで、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に行われます。上記の場面だけでなく教科横断的に、授業でGIGA端末活用の場面等でも情報モラル教育を進めてください。

情報モラル教育研修講座・講演会等の連絡先一覧（児童生徒・保護者・教職員向け）

企業等が無料で教員、児童生徒、保護者向けに行っている情報モラル教育に関する研修講座、講演会等の連絡先一覧です。

1. **お助けネット** https://edu-net.co.jp/?page_id=21
 ※川崎市が契約している業者です。045-530-9402（9:00～18:00 土日祝日を除く）
 「情報モラルの川崎市の実態や学校の実態に応じた、職員研修、児童生徒向け授業、保護者向け講演会」
2. **LINE株式会社** <https://line.me/safety/ja/workshop.html>
 （※授業で使える教材を無料で配布）
 「インターネットを使うときに気をつけること、考えること」
 「LINEのご紹介と子どもがインターネットを利用する際の注意事項」
3. **スクールガーディアン** https://www.school-guardian.jp/literacy_lecture/
 （生徒向け）「ネットリテラシー講座」「ソーシャルメディアの歩き方」「相手を思いやるコミュニケーション」
 （教職員向け）「スマホ世代の利用実態とその対策」「ソーシャルメディアポリシーを学ぶ」
 （保護者向け）「スマホ全盛の時代に保護者が知っておくべきこと」「スマホ世代のコミュニケーションの実態」
4. **グリー株式会社**
<https://corp.gree.net/jp/ja/sustainability/internet-society/teaching-materials/>
 「正しく怖がるインターネット ～事例に学ぶ情報モラル～」
5. **マルチメディア振興センター（FMMC）e-ネットキャラバン**（総務省・文部科学省 支援）
<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
 教材ダウンロード「インターネットの安心安全な使い方」や講演会依頼
6. **株式会社DENA（ディーエヌエー）** <https://csr.dena.com/jp/internet-usage/>
 「ハッカードールが教えるインターネットの安心・安全な使い方」
7. **KDDI株式会社**
<https://www.kddi.com/corporate/csr/lesson/brief-summary/>
 「KDDIスマホ・ケータイ安全教室（青少年向け講座）出前講座」
8. **株式会社NTTドコモ**
https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/delivery_class/index.html#p02 「スマホ・ネット安全教室」
9. **ソフトバンクモバイル株式会社**
https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/news/press/2015/20150317_01/
 「みんなで考えよう、ケータイ・スマートフォン」
 （モデル指導案、ドラマ映像教材のDVD、ワークシートの提供）
10. **NPO 法人 ICT 教育総合研究所** <https://www.ict-edu.jp>
 「子供から大人までが学べる『インターネット・セーフティ教室』※麻生区栗平2-3-11にあるNPO法人
11. **その他**
 - ①神奈川県警察関係の講演は、市内最寄りの警察署にお問い合わせください。
 - ②川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター（044-844-3711）でも**教職員向け研修**を実施しています。
 - ・SNS（無料コミュニケーションアプリLINE等）に焦点をあてた内容…「SNSをよりよく使うには」
 - ・川崎市の情報モラル教育についての内容…「具体的に、どのような視点で指導すればよいのか」
 - ・保護者への啓発方法についての内容…「学校と保護者が、共に情報モラル教育を進めるためには」など

作成者

川崎市総合教育センター
情報・視聴覚センター

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 室長 | 椎名 美由紀 | 担当課長 | 石橋 純一郎 |
| 指導主事 | 福山 創 | 指導主事 | 今 麻由子 |
| 指導主事 | 宮崎 誠 | 指導主事 | 中尾 有希 |
| 指導主事 | 金子 裕輝 | 指導主事 | 榊原 洋介 |
| 指導主事 | 町田 義広 | 指導主事 | 杉本 昌崇 |
| 教育相談員 | 横田 不二夫 | 指導主事 | 佐藤 拓也 |
| 教育相談員 | 須山 佳代子 | 指導主事 | 伊之口 有 |
| | | 長期研究員 | 齊藤 岳 |

－ 5分でわかる－

情報教育 Q & A 第19版

発行日 令和8年3月
発行者 川崎市総合教育センター
情報・視聴覚センター

〒213-0001
川崎市高津区溝口6-9-3
TEL 044-844-3711



利用の際は必ず下記サイトを確認ください。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

※範囲を越えて使用する可能性がある場合は
川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターまでお問合せください。